

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て 支援事業計画（案）

令和2年3月
茅ヶ崎市

はじめに

本市では、平成17年度から推進してきた「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画 ちがさき子育て愛プラン」を踏まえながら、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から令和元年度を計画期間とした「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、保護者の就労状況の変化等に伴う保育ニーズの増加に対しては、さらなる保育の受け皿や、放課後の子どもの居場所の確保が必要な状況となっております。また、保護者が安心して子育てができ、子どものより良い育ちを実現するために、暮らし方の変化やライフステージに応じた子ども・子育て支援を継続的に進めていくことが重要です。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、社会全体で「子どもの貧困」の問題に対する関心が高まる中、本市においても、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、支援の充実を図る必要があります。

このような社会情勢や市民ニーズを踏まえ、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、令和2年度を始期とする「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

本計画においては、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承し、「すべての子どもの成長を喜びあえるまち」を基本目標として、3つの基本的な視点のもと、施策を推進してまいります。また、新たに「子どもの貧困対策」についての取り組みの推進を加え、基本施策を6つとし、これまで以上に子どもや保護者の視点に立ち、今後の社会の変化にも効果的に対応できるよう、取り組みを進めてまいります。

今後の計画の推進にあたりましては、引き続き、市民の皆さま、事業所、団体等の参画等による取り組みが必要不可欠となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定におきましては、茅ヶ崎市子ども・子育て会議をはじめ、多くの市民の皆さまや関係機関の方々にご協力いただきました。心から感謝を申し上げます。



令和2年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の対象	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の経過	5
6 国の動向	7
第 2 章 茅ヶ崎市の現状と課題	8
1 茅ヶ崎市の状況	9
2 アンケート調査結果からみえる現状	22
3 第 1 期計画の進捗状況	41
4 第 2 期計画に向けた課題	48
第 3 章 計画の基本的な考え方	51
1 基本目標	52
2 計画の基本的な視点	53
3 計画全体の指標	54
4 計画の体系	55
第 4 章 施策の展開	57
1 基本施策の展開	58
基本施策 1 地域における子育ての支援	59
施策の方向① 地域における子育ての支援サービスの充実	59
施策の方向② 子育て支援のネットワークづくり	63
施策の方向③ 子どもの健全育成	64
施策の方向④ 世代間交流・市民活動の推進	67
施策の方向⑤ 経済的負担の軽減	68
基本施策 2 乳幼児期の教育・保育の充実	70
施策の方向① 就学前教育・保育の体制の確保	71
施策の方向② 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	72
施策の方向③ 保育サービスの充実	73
施策の方向④ 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	74

資料編	144
1 茅ヶ崎市子ども・子育て会議 審議経過	144
2 茅ヶ崎市子ども・子育て会議委員名簿	145
3 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	146
4 市民討議会	147
5 用語解説（50音順） ※アスタリスク（*）の添付されている語句は、用語解説に記載されています。	153
6 国の動向	159
7 子供の貧困に関する国の指標	162
8 パブリックコメント実施結果	164



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子どものより良い育ちを実現することが求められています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法*」をはじめとする子ども・子育て関連3法*を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度*」をスタートさせました。そして全国的に待機児童の解消が待ったなしの課題となる中、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。就学児童においても、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市では、平成17年度から推進してきた「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画ちがさき子育て愛プラン」を踏まえながら、平成27年度から新たな計画として、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画*」を推進し、拡大し続ける保育需要に対応するための待機児童解消、子どもが健やかに成長できるための環境整備や地域支援、子育てをする方のさまざまな悩みや不安を少しでも取り除くための相談体制の充実等を目標として掲げ、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、共働き世帯の増加等に伴う保育需要の拡大については、さらなる保育の受け皿や児童クラブの整備が必要な状況であり、保護者の子育てへの不安を解消するためにも暮らし方の変化に応じた多様な保育や子育てを支援するための取り組みを継続的に進めていく必要があります。

また、子どもの貧困対策について、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、それを受けた「子供の貧困対策に関する大綱」において、「教育」「生活」「就労」「経済」の4つの支援を重点施策として取り組みを推進しております。令和元年度には、法律が施行されてから5年が経過したことから、法律及び大綱の見直しを図られ、より一層の取り組みの推進が図られることと

なりました。

本市においても、平成30年1月に、国の大綱に位置づけられた4つの重点施策に関連した庁内関係課の連携強化を図るために「茅ヶ崎市子どもの未来応援庁内連絡会議」を設置し、取り組みを推進しております。

このような状況を踏まえ、これまで以上に子どもや保護者の当事者視点に立った子育て支援を充実させ、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、令和元年度で最終年度を迎える「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を検証するとともに、新たに「子どもの貧困対策」についての取り組みを加えることとし、幼児教育・保育の無償化や今後の社会状況の変化に効果的に対応できる「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

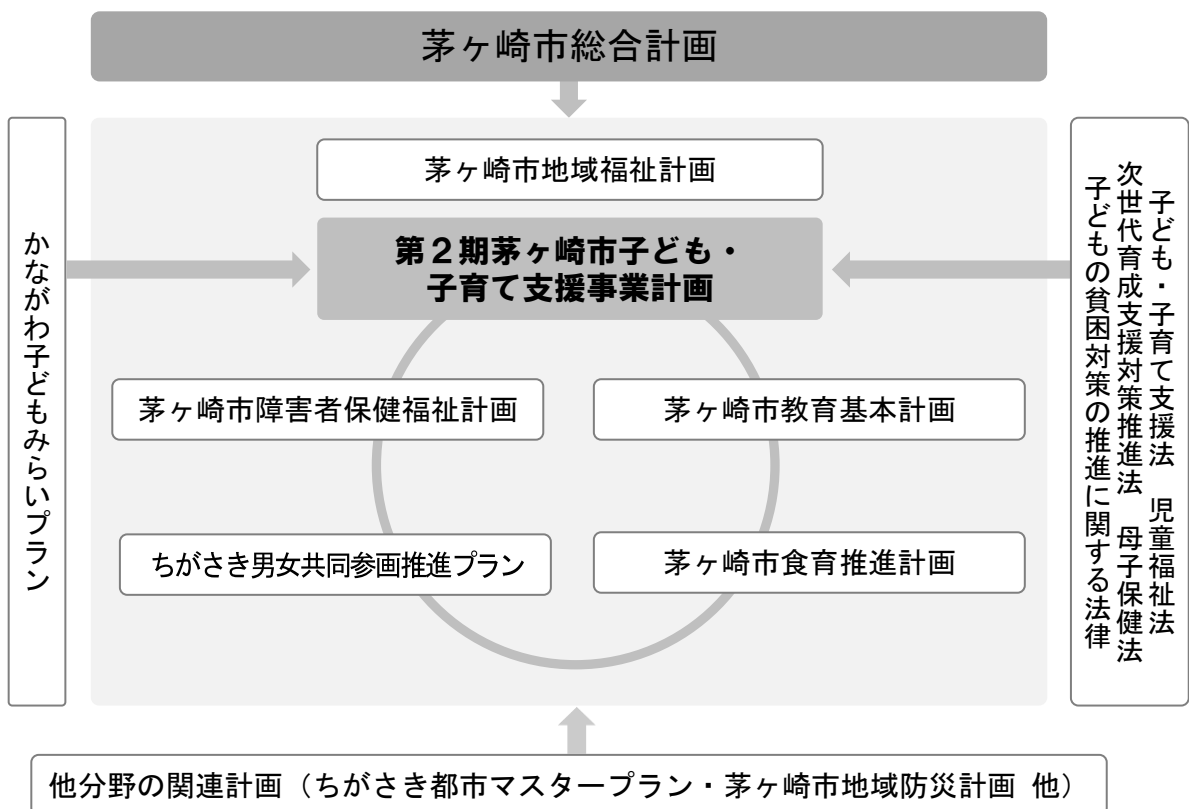
2 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。



3 計画の位置づけ

- ・本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための「茅ヶ崎市の取り組み」として位置づけます。
- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法*第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。
- ・本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「茅ヶ崎市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。また、児童福祉法による市町村整備計画を包括するとともに、「母子保健事業計画」の施策を含んでいます。
- ・本計画は、茅ヶ崎市総合計画を上位計画とするとともに、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として、茅ヶ崎市地域福祉計画、ちがさき男女共同参画推進プランなどとの整合を図るものです。なお、上位・関連計画については、本計画の計画期間中に策定されますが、これらの施策と総合的・一体的な推進を図っていく必要があることから、必要に応じて、本計画へと反映するものとします。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、第2期計画として令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	策定				
			計画の見直し		

5 計画策定の経過

本計画を策定するにあたり、次の項目を実施しました。

項目	内容
(1) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	<p>子ども・子育てに関するニーズや課題等を把握し、本市が推進している「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理と、令和元年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするために実施しました。</p> <p>①就学前児童（0～5歳）の保護者 5,000人 ②小学生（6～11歳）の保護者 2,500人 ③小学生（9～11歳）の子ども本人 1,266人 ○調査期間：平成30年11月29日（木） ～平成30年12月25日（火）</p>

項目	内容
(2) 子ども・子育てに関する市民 討議会	<p>幅広い世代の方に集まっていただき、「茅ヶ崎市の子ども・子育て」について考える機会としました。意見交換の内容を計画に反映させるために実施しました。</p> <p>○日時：平成30年12月8日（土） 10時00分～16時00分</p> <p>○参加者：18歳以上の市民26人参加</p> <p>○テーマ：“みんなで”子どもの成長を喜びあえるまち ～子どもが笑顔で健やかに育つために～</p>
(3) 茅ヶ崎市子ども・子育て会議	<p>公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方で構成する「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。</p> <p>平成30年度 計4回開催 令和元年度（平成31年度） 計6回開催</p>
(4) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援 事業計画推進会議	<p>庁内会議として、第1期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理、第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事等について、茅ヶ崎市子ども・子育て会議及び関係各課との連携を図りながら検討を行いました。</p>
(5) パブリックコメント	<p>計画素案について幅広く市民の方達から意見をいただき、最終策定に向けて計画に反映しました。</p> <p>期間：令和元年12月16日（月） ～令和2年1月15日（水）</p>

※詳細は資料編に記載

6 国の動向

本計画の策定にあたり、関係する法令等の国の動向を整理しました。

年度	法律・制度等	主な内容
平成24年	子ども・子育て関連3法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25年	待機児童加速化プランの策定	○待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行の前に、地方自治体に対する支援策を講じる
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26年	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	放課後子ども総合プランの策定	○すべての児童の安心・安全な活動の場の確保のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした計画的な整備等の推進
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	保育士確保プランの策定	○平成29年度末において必要となる保育士について、新たに必要となる6.9万人の保育士を確保するための新たな取り組みを講じる
27年	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園*、幼稚園*、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
28年	ニッポン一億総活躍プランの策定	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の受け皿のさらなる拡大 ○保育士の処遇改善
29年	子育て安心プランの策定	○令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージの策定	○「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童解消、幼児教育・保育の無償化等の政策を盛り込む
30年	新・放課後子ども総合プランの策定	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの待機児童を令和3年度までに解消 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を1万か所以上で実施することを目指す
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正（幼児教育・保育の無償化）	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定

※詳細は資料編に記載



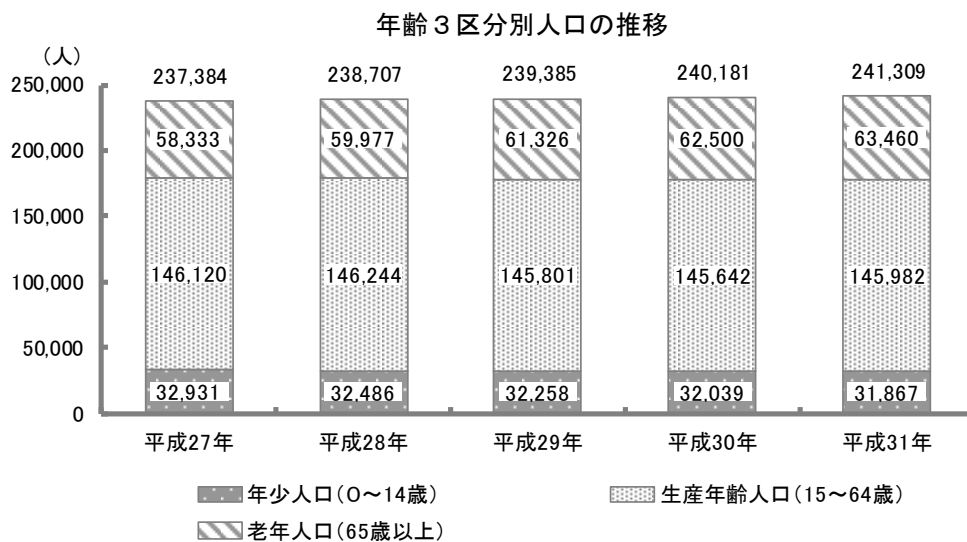
第2章 茅ヶ崎市の現状と課題

1 茅ヶ崎市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

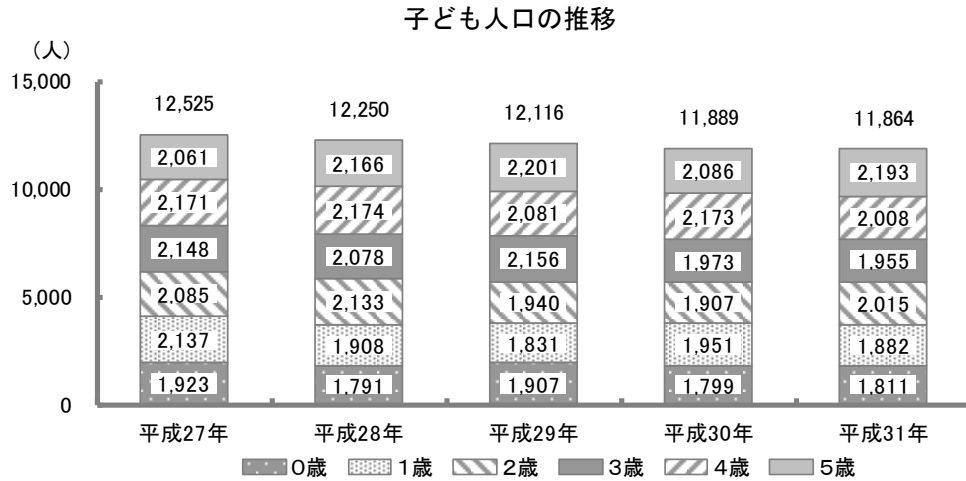
本市の人口推移をみると、人口は年々増加傾向にあり、平成31年で241,309人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（各年1月1日現在）

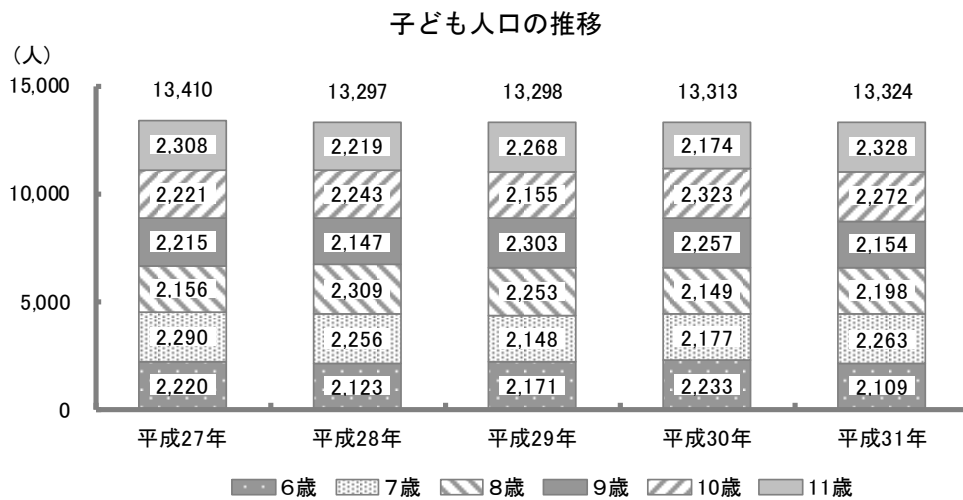
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年には11,864人となっています。特に他の年齢に比べ、1歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

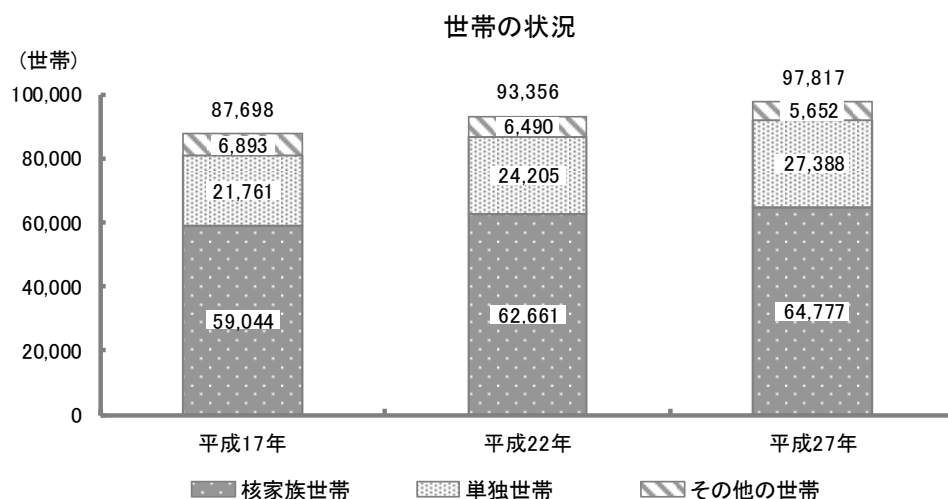
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降、平成28年に一旦減少したものの、平成31年まで増加傾向となっておりますが、平成31年では平成27年を下回る13,324人となっています。



(2) 世帯の状況

① 核家族世帯の状況

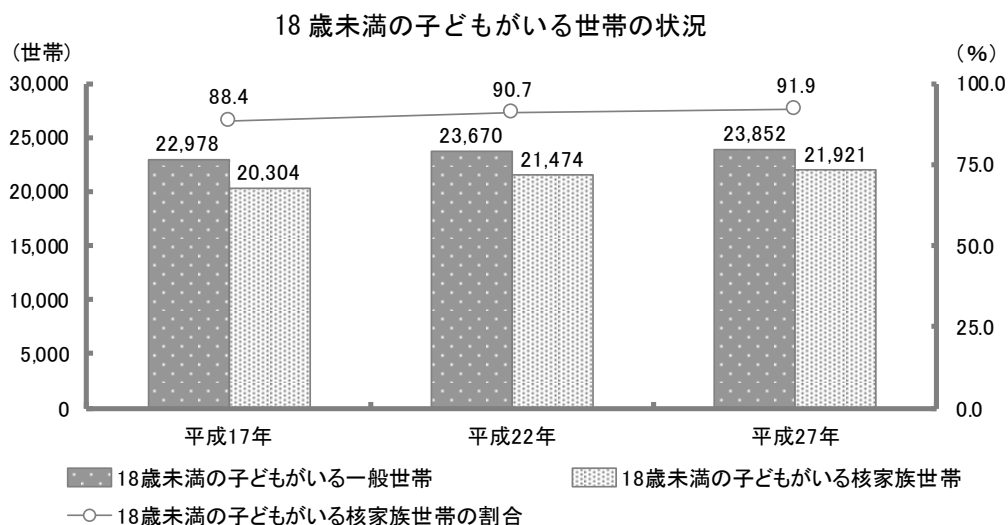
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で64,777世帯となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

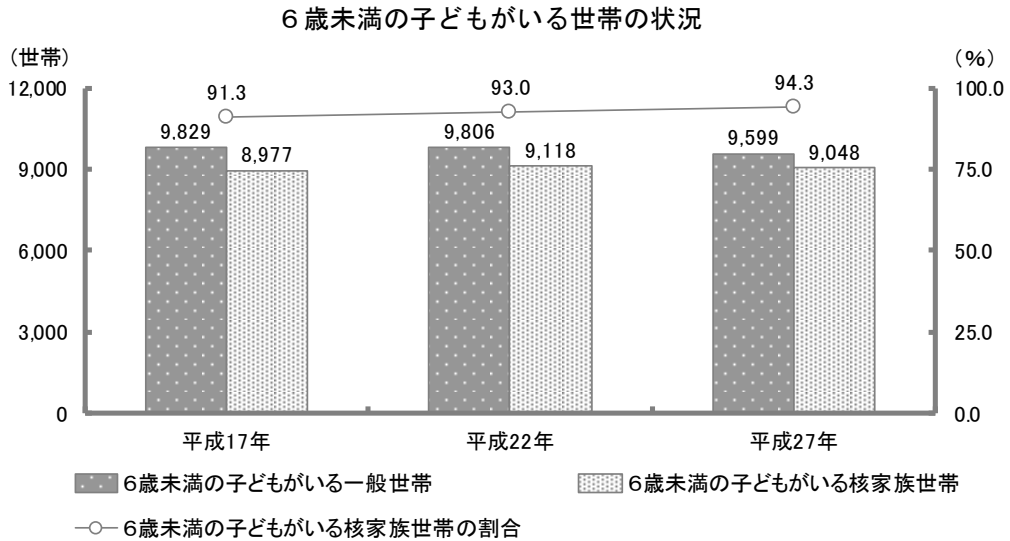
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で23,852世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

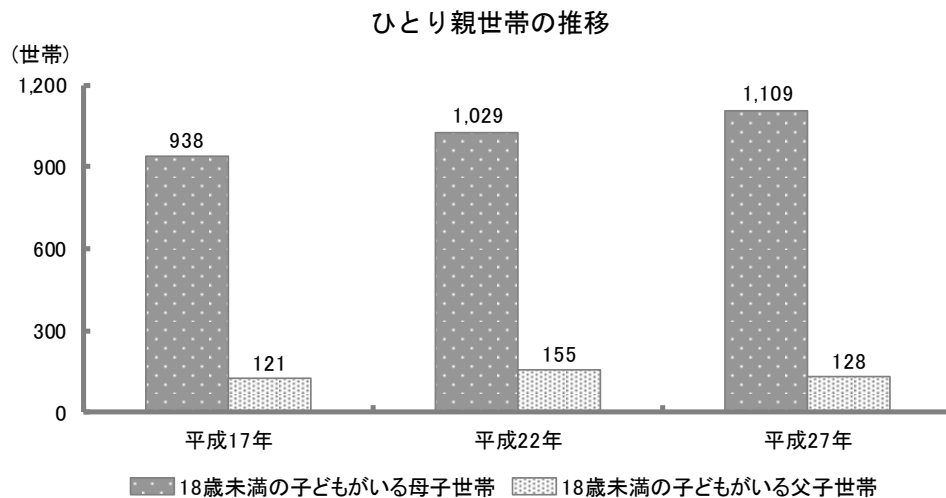
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で9,599世帯となっています。一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で1,109世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年に一旦上昇しています。

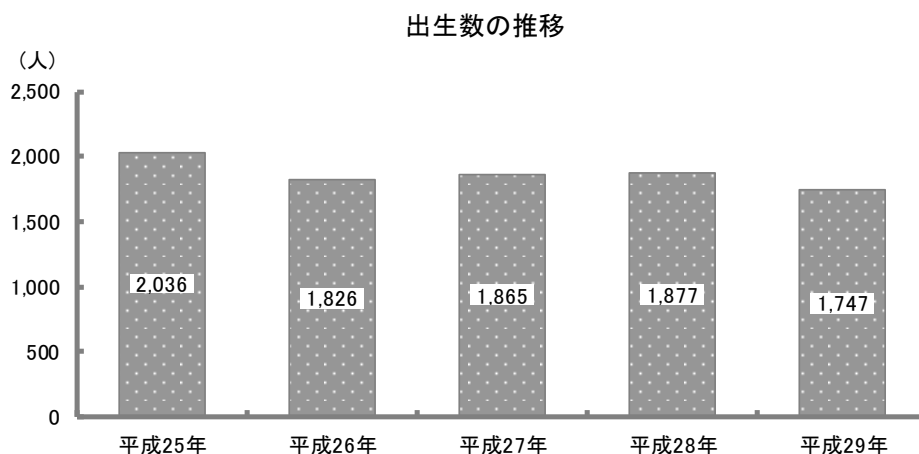


資料：国勢調査

(3) 出生の状況 ●●●●●●●●

① 出生数の推移

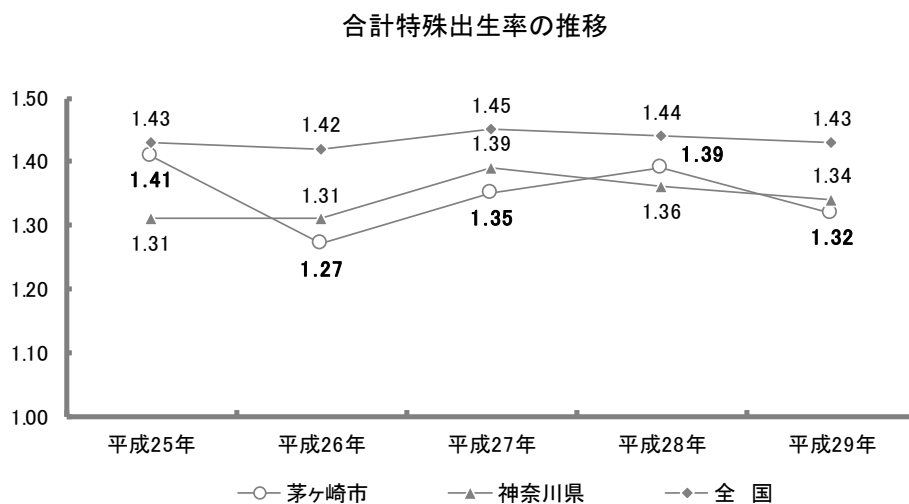
本市の出生数は、平成28年を除き年々減少傾向にあり、平成29年で1,747人と過去5年間で最も少なくなっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率*の推移（国・神奈川県比較）

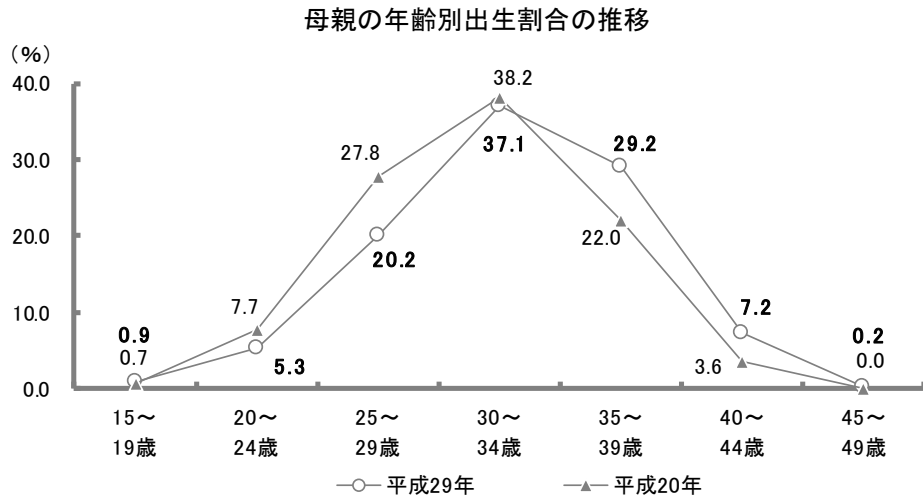
15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.32となっています。また、神奈川県とは同程度、全国よりは低い値で推移しています。



資料：神奈川県衛生統計年報

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

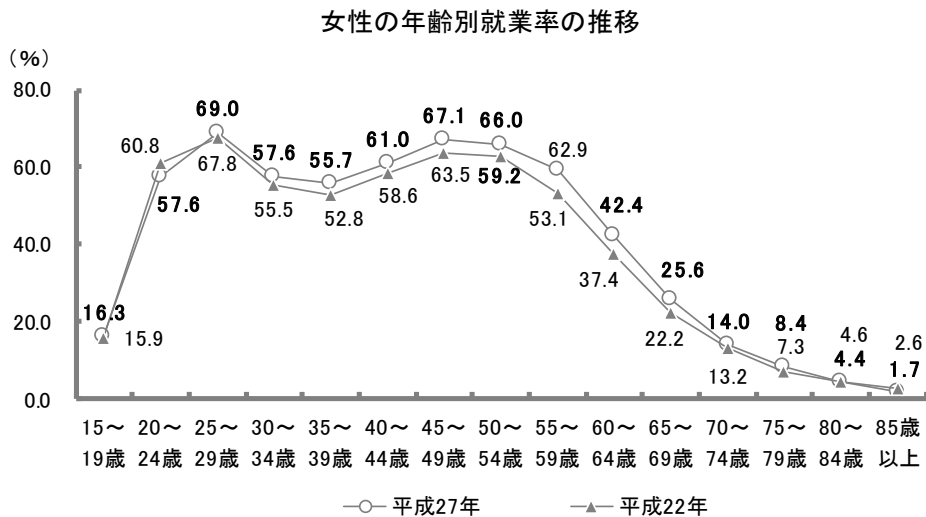


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

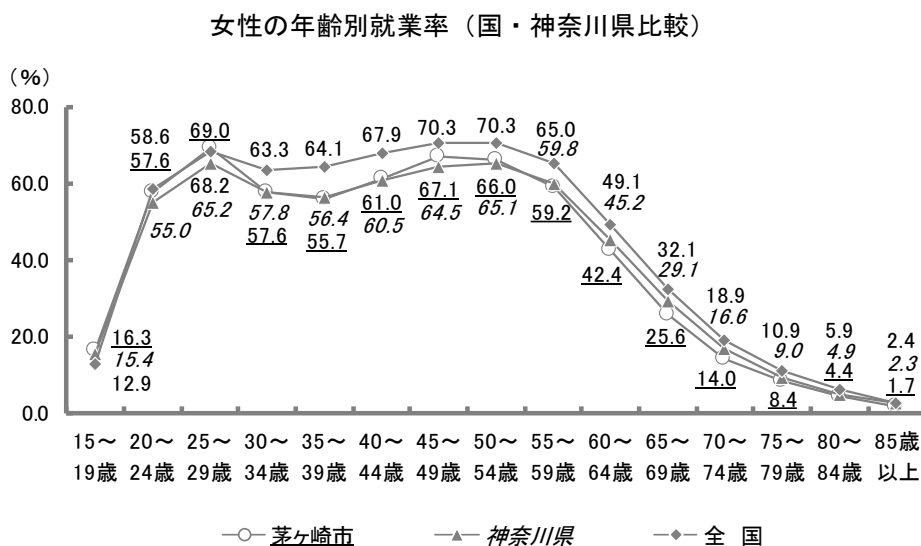
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、M字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・神奈川県比較）

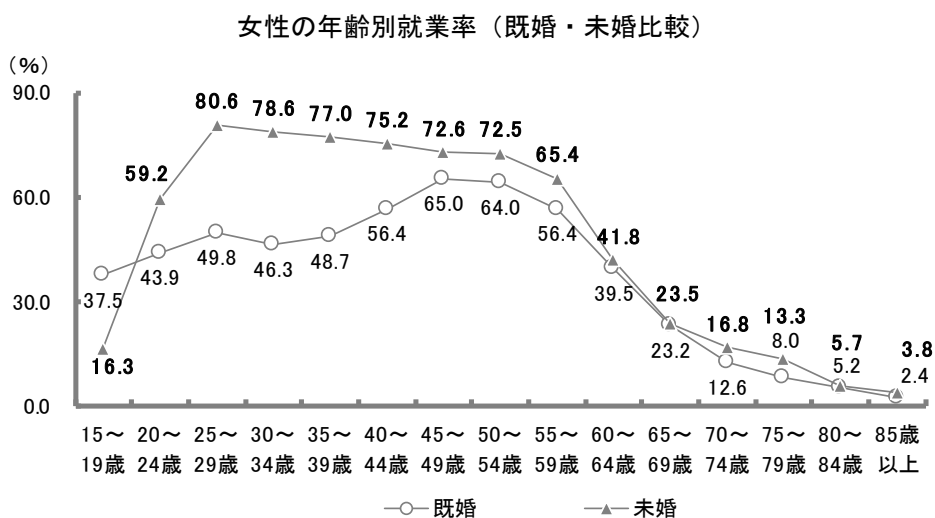
本市の平成27年における女性の年齢別就業率を全国、神奈川県と比較すると、30歳以上の各年代で全国より低くなっています。神奈川県とは同程度となっていますが、25～29歳と30～34歳の差は本市がより大きい状況となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年における女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

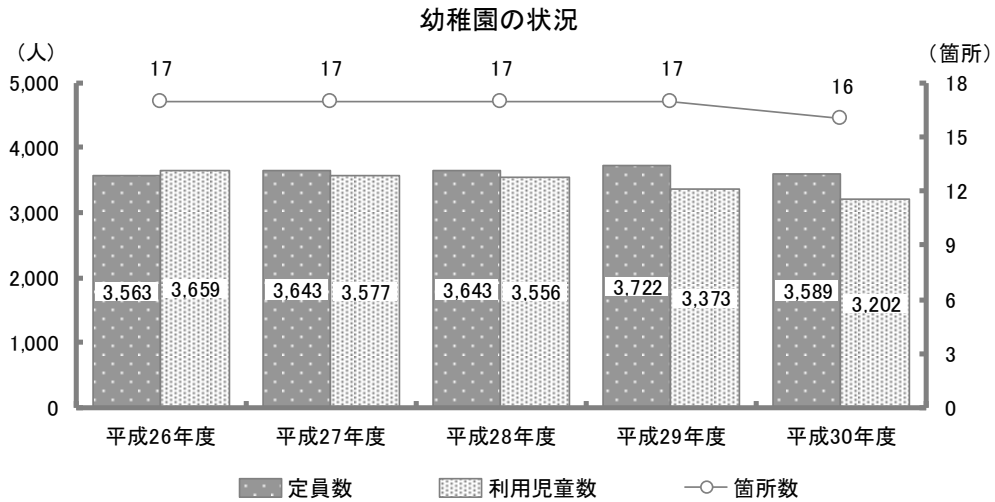


資料：国勢調査（平成27年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいとなっているものの、利用児童数は減少傾向となっており、平成30年度で3,202人となっています。

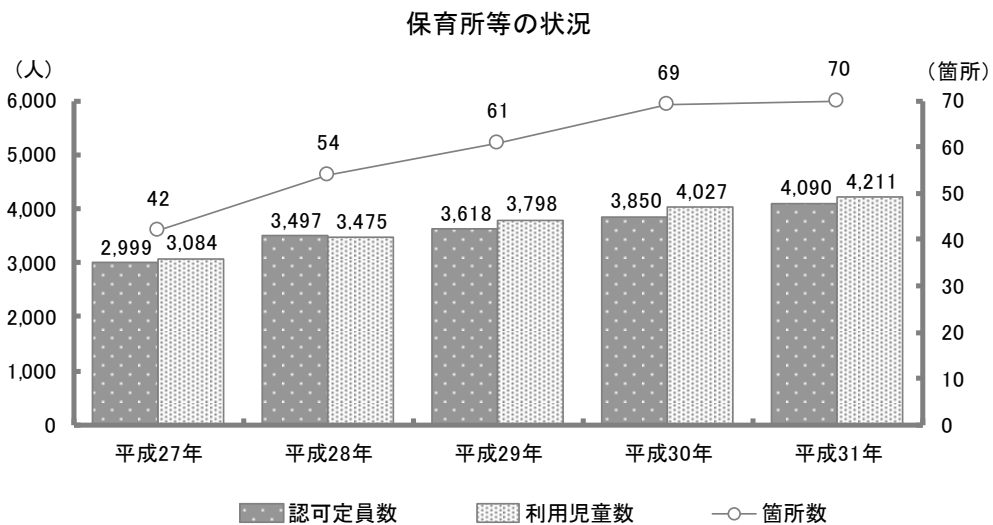


※幼稚園型認定こども園は幼稚園の利用児童数に含んでいます。

資料：神奈川県学校基本調査結果報告

② 保育所等の状況

本市の保育所等の状況をみると、利用児童数は年々増加しており、平成31年度で4,211人となっています。

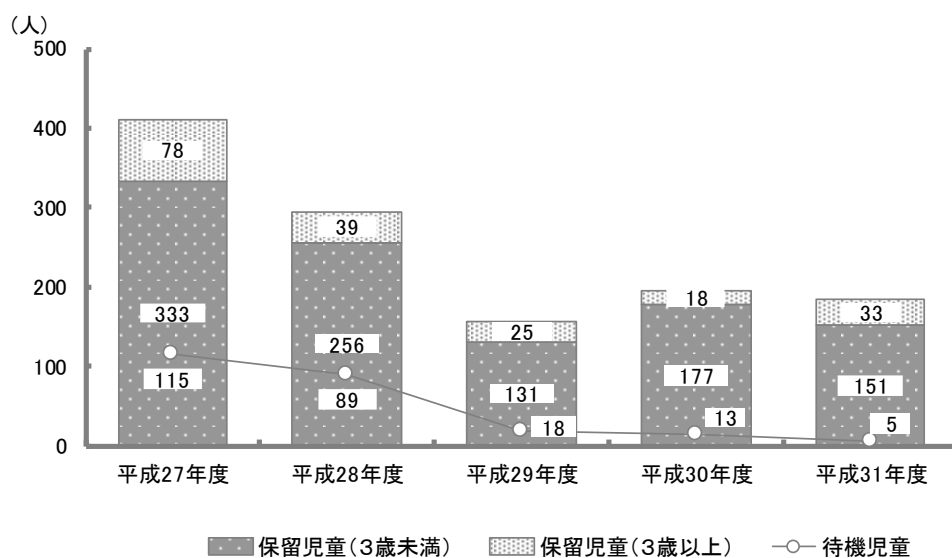


資料：茅ヶ崎市（保育課）（各年4月1日現在）

③ 待機児童数・保留児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、年々減少し、平成31年度で5人と待機児童は解消されつつあります。なお、保留児童数についても、年々減少してきたものの、平成30年度には増加し、平成31年度で184人となっています。年齢別の内訳としては3歳未満の児童が多い状況です。

待機児童数・保留児童数の推移



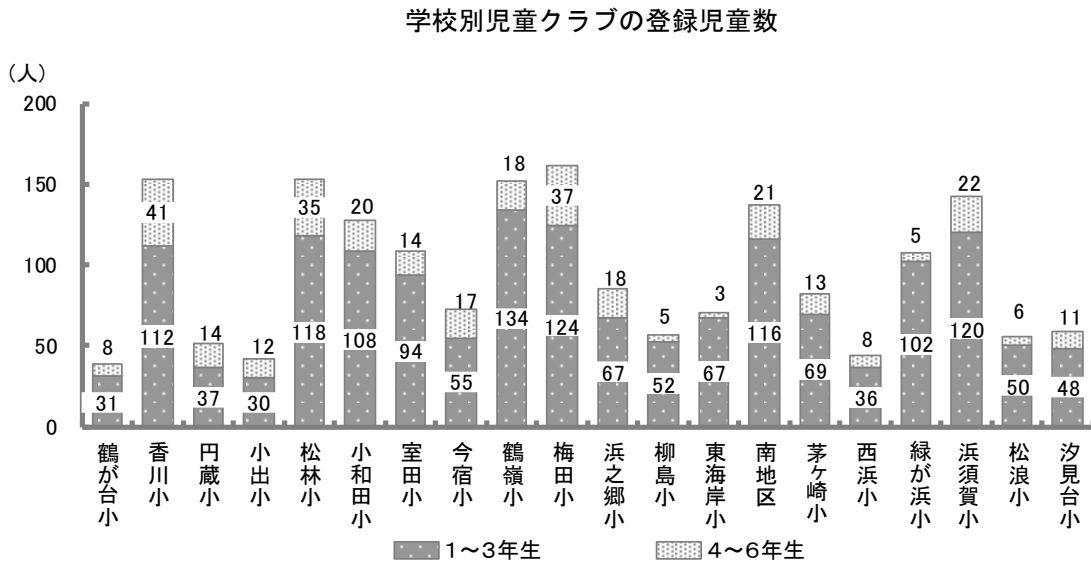
資料：茅ヶ崎市（保育課）（各年4月1日現在）



(6) 児童クラブの状況・・・・・・・・

① 児童クラブの登録児童数*

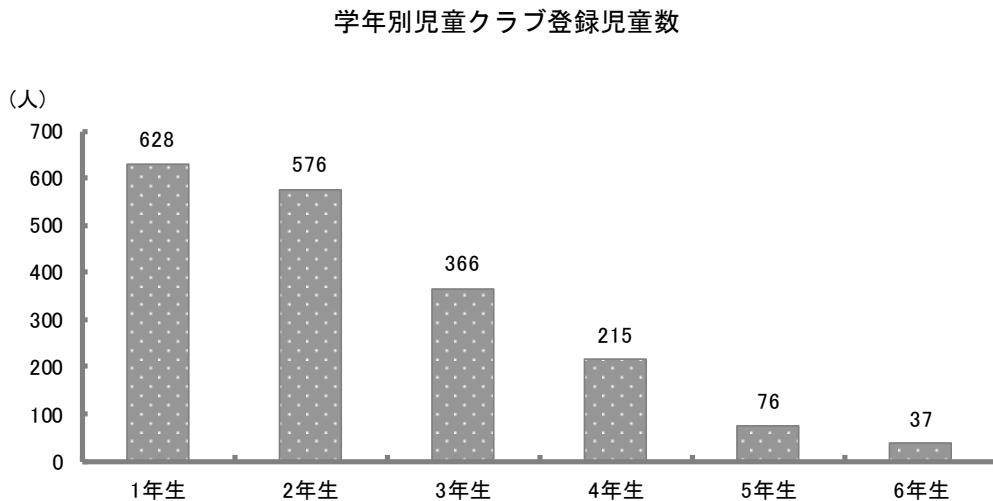
平成31年4月1日現在の市内の児童クラブの登録児童数の合計は1,898人となっています。いずれの小学校も1～3年生の人数が4～6年生の人数を上回っています。



資料：茅ヶ崎市（保育課）（平成31年4月1日現在）

② 学年別の内訳

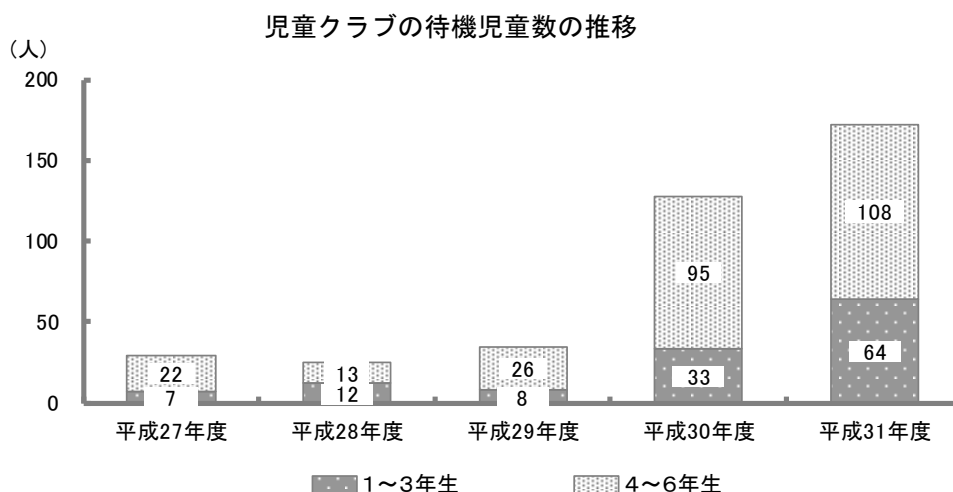
平成31年4月1日現在の学年別の内訳をみると、1年生、2年生が多く、1～3年生で8割以上となります。



資料：茅ヶ崎市（保育課）（平成31年4月1日現在）

③ 児童クラブの待機児童数の推移

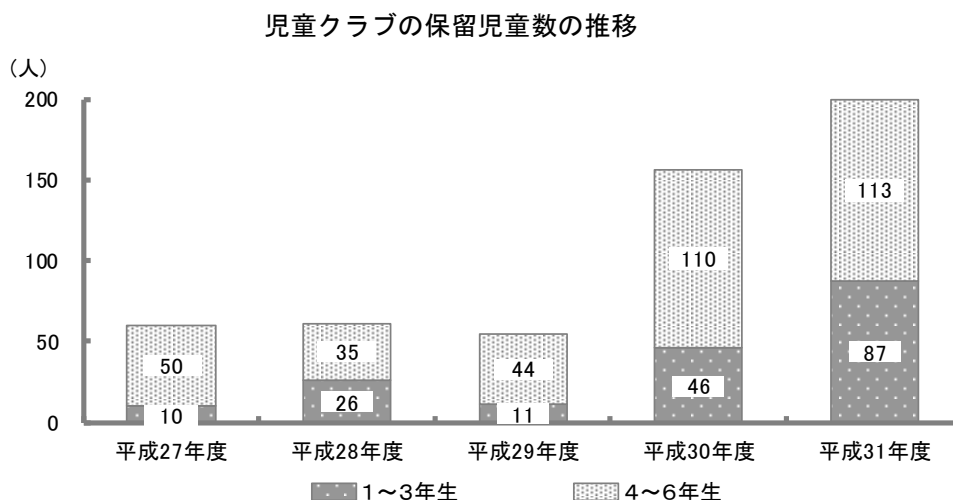
児童クラブの待機児童数の推移をみると、平成30年度に大きく増加し、平成31年度には172人となっています。学年別でみると、1～3年生では、平成27年度に比べ、約9倍増加しています。現在、本市では1～3年生の待機児童解消を最優先としていることから、4～6年生の待機児童数が増えています。



資料：茅ヶ崎市（保育課）（各年度4月1日現在）

④ 児童クラブの保留児童数の推移

児童クラブの保留児童数の推移をみると、平成30年度に大きく増加し、平成31年度には200人となっています。学年別でみると、待機児童数と同様、1～3年生では、平成27年度に比べ、約9倍の増加となっています。現在、本市では1～3年生の待機児童解消を最優先としていることから、4～6年生の保留児童数が増えています。

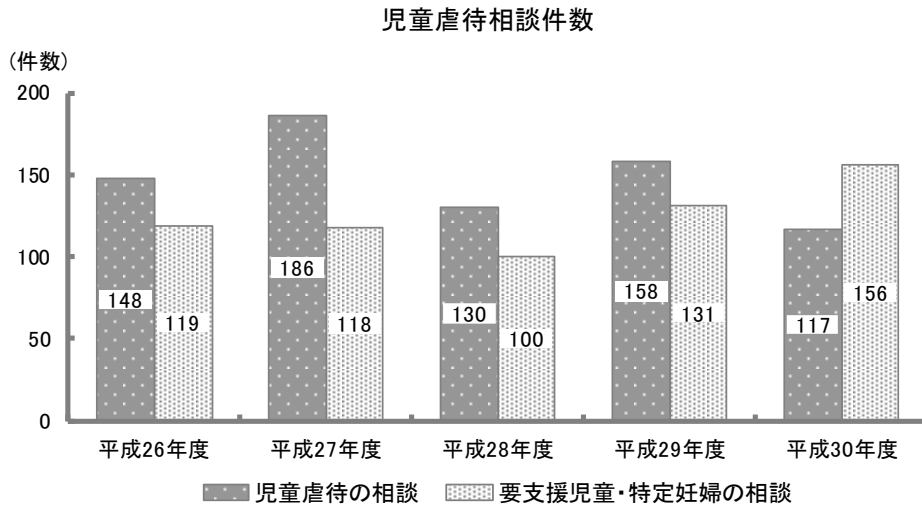


資料：茅ヶ崎市（保育課）（各年度4月1日現在）

(7) その他の状況・・・・・・・・

① 児童虐待相談件数の推移

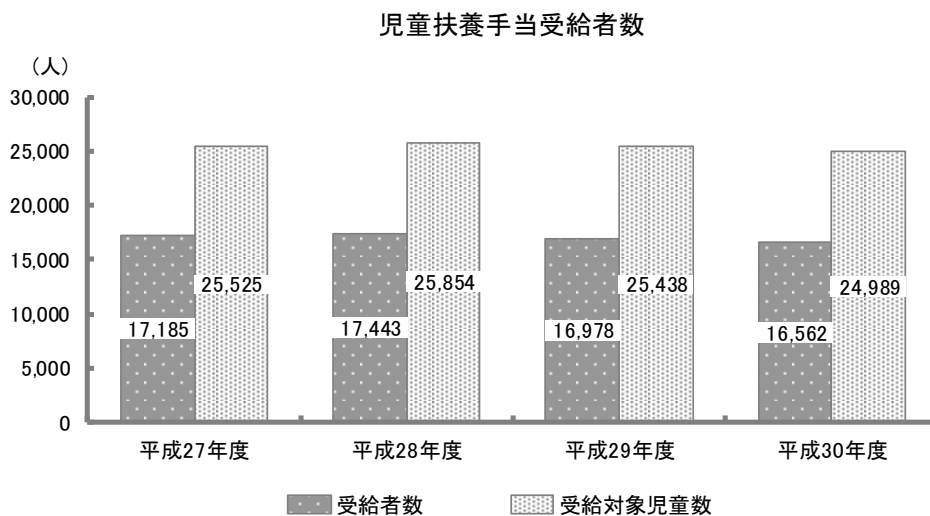
本市の児童虐待相談件数は過去5年間増減を繰り返しており、平成30年度は117件と最も少なくなっていますが、一方で、児童虐待につながる危険性のある要支援児童、特定妊婦の相談は増加傾向にあります。



資料：茅ヶ崎市（こども育成相談課）

② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は年々減少しています。また、受給対象児童数は、平成28年度以降は減少傾向にあり、平成30年度で受給者数が16,562人、受給対象児童数が24,989人となっています。



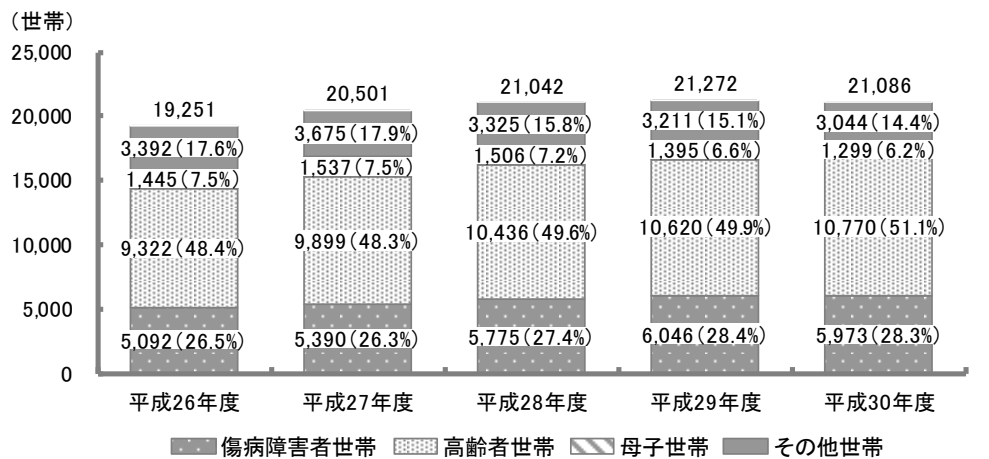
※受給者数・受給対象児童数は、延べ人数

資料：茅ヶ崎市（子育て支援課）

③ 生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数の推移は平成26年度以降、平成29年度まで年々増加しており、平成30年度では減少しています。

生活保護世帯数の推移



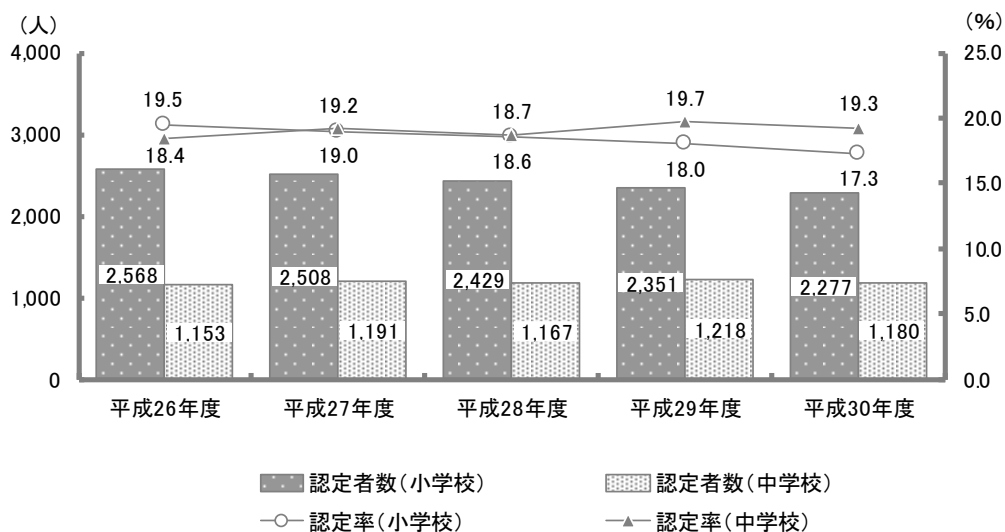
※世帯数は、延べ世帯数

資料：茅ヶ崎市（生活支援課）

④ 就学援助認定者数の推移

本市の就学援助認定者数の推移は、年少人口が年々減少していることを背景に、小学校の就学援助認定者数も年々減少しており、中学校では横ばいとなっています。

就学援助認定者数の推移



資料：茅ヶ崎市（学務課）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 母親の就労状況

就学前児童保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労（産休等ではない）」の割合が24.0%、「パート・アルバイト等で就労（産休等ではない）」の割合が20.8%となっています。

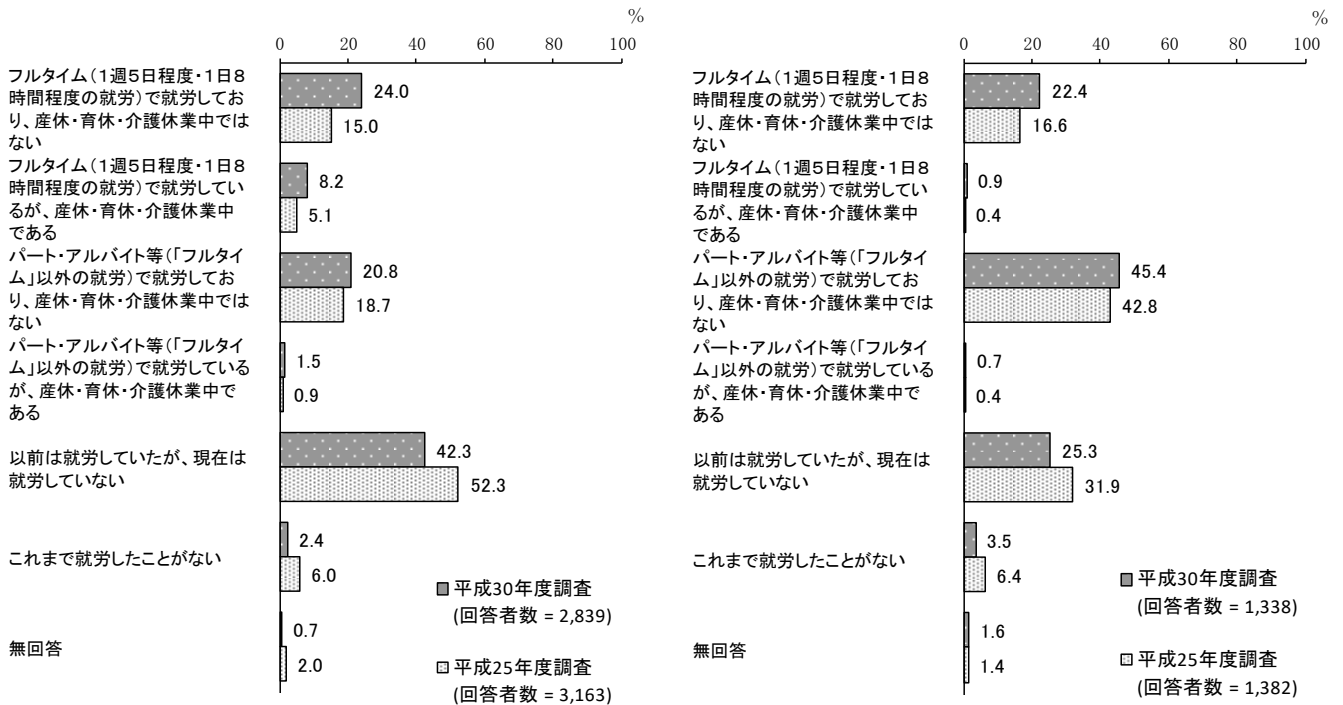
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労（産休等ではない）」の割合が増加し、保育時間が増加するなど保育ニーズへの影響が見込まれます。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等で就労（産休等ではない）」の割合が45.4%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労（産休等ではない）」の割合が増加していることから、放課後の居場所など保育ニーズへの影響が見込まれます。

【就学前児童】

【小学生】

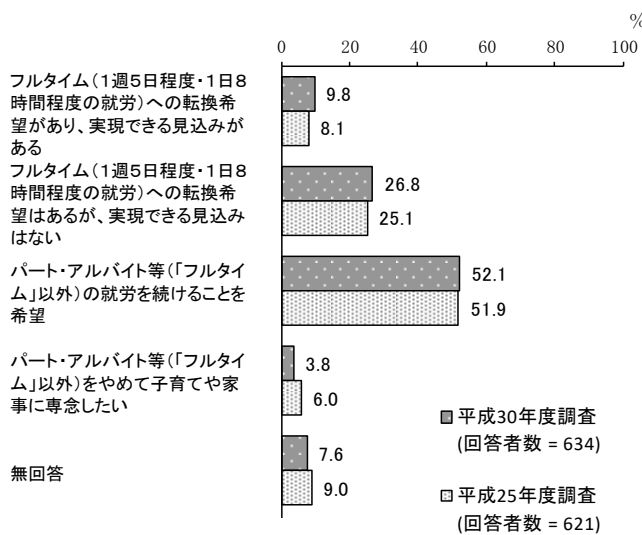


② 母親の就労意向（就労者の就労意向）

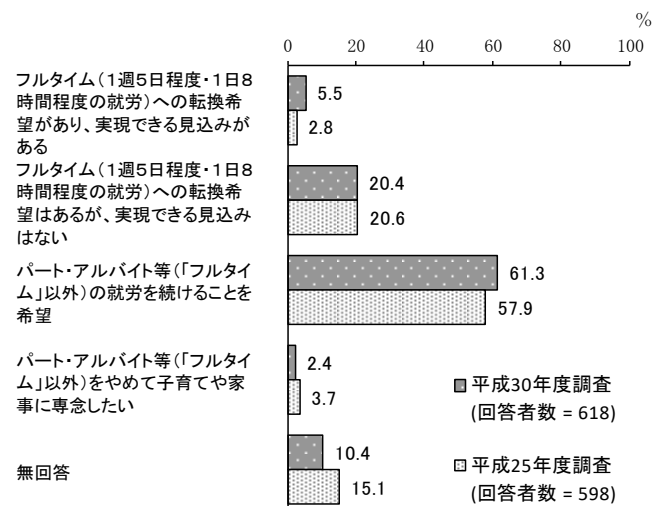
就学前児童保護者では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が52.1%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.8%となっており、平成25年度調査と比較すると、全体的にフルタイム就労を希望する家庭が増えていることがうかがえます。

小学生保護者についても、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が61.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が20.4%となっており、就学前児童保護者と同様になっています。

【就学前児童】



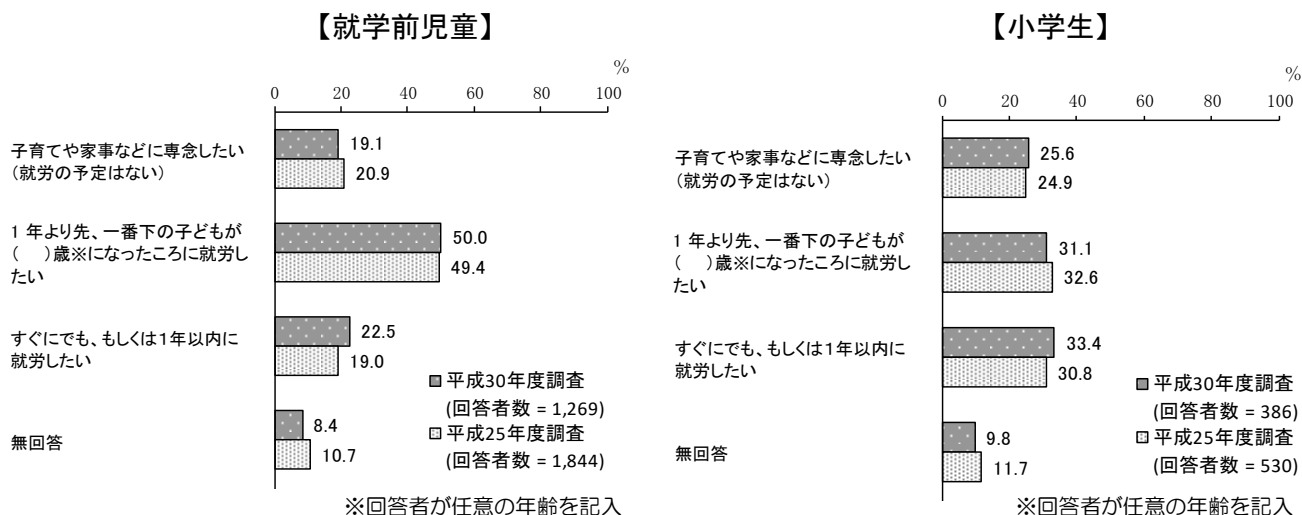
【小学生】



③ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

就学前児童保護者では、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳※になったところに就労したい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が22.5%となっているものの、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.1%となっており、就労意欲を持つ保護者が多数となっているものの、平成25年度調査と同様に、在宅で子育てをしていきたいというニーズも一定程度あることがわかります

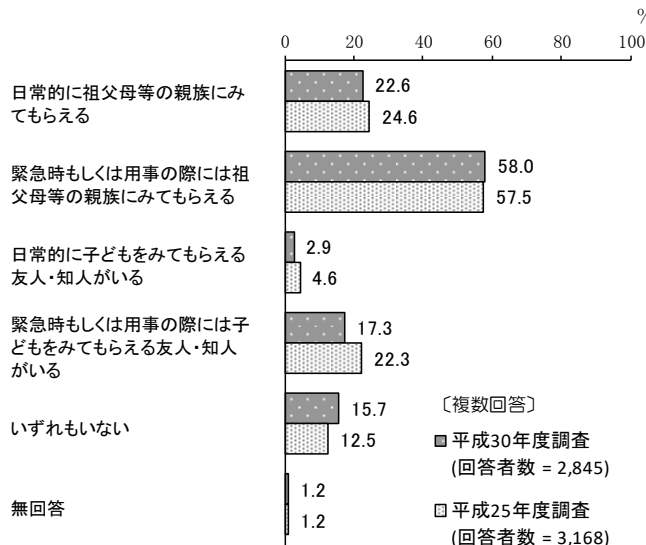
小学生保護者でも同様の傾向がみられ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が33.4%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳※になったところに就労したい」の割合が31.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が25.6%となっています。



④ 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無 【就学前児童】

就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が22.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が17.3%となっています。

平成25年度調査と比較しても身近なところでの家族支援の状況には大きな変化はみられません。



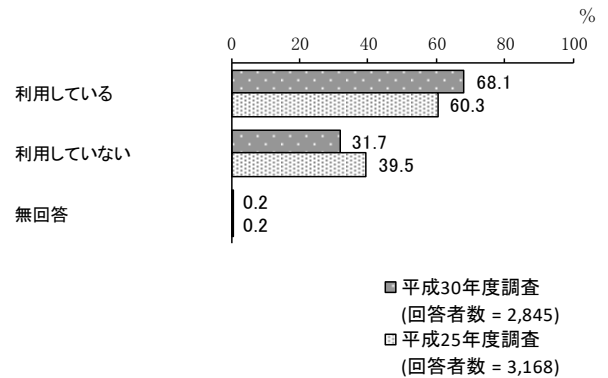
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

【就学前児童】

就学前児童保護者では、「利用している」の割合が68.1%、「利用していない」の割合が31.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合が減少しています。

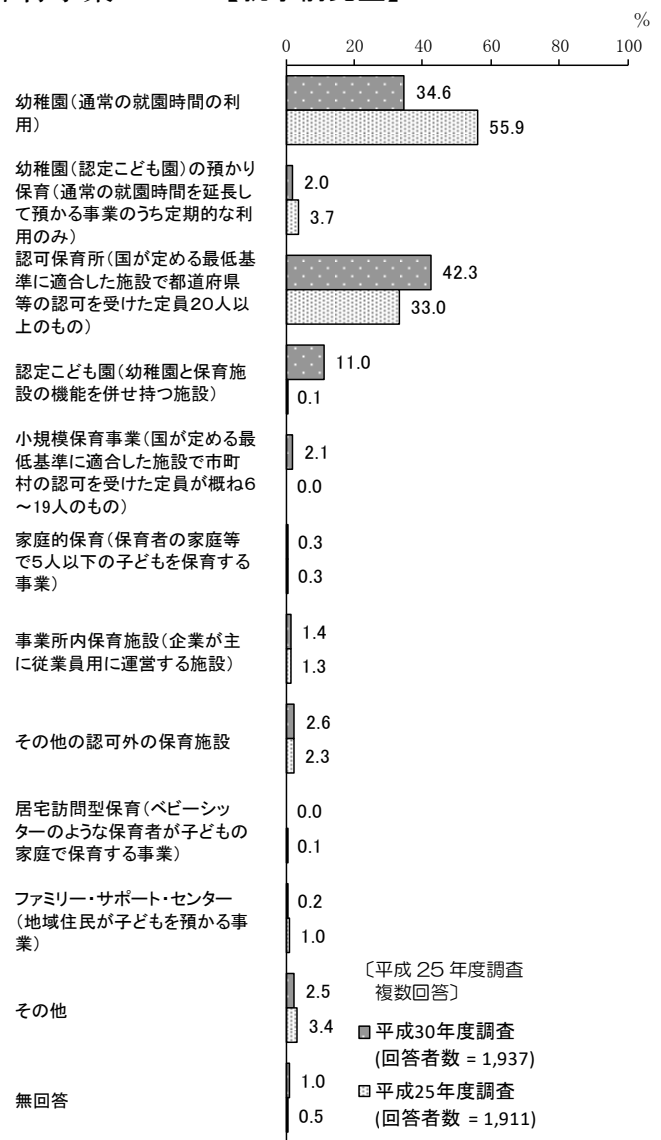


② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

【就学前児童】

就学前児童保護者では、「認可保育所*」の割合が42.3%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が34.6%、「認定こども園」の割合が11.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

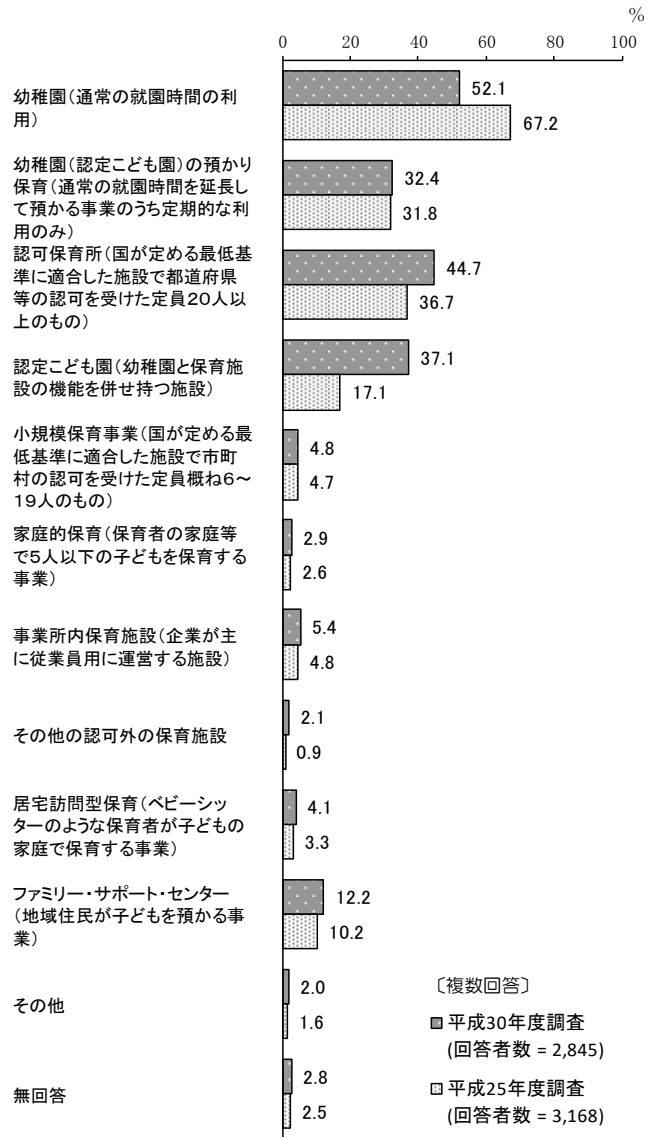


③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

【就学前児童】

就学前児童保護者では、「幼稚園」の割合が52.1%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が44.7%、「認定こども園」の割合が37.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」、「認定こども園」の割合が増加しており、「幼稚園」の割合が減少しています。

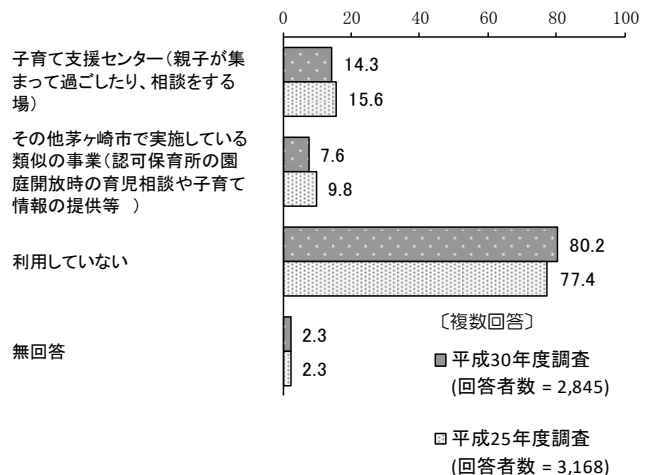


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

【就学前児童】

就学前児童保護者では、「利用していない」の割合が80.2%と最も高く、次いで「子育て支援センター」の割合が14.3%となっています。

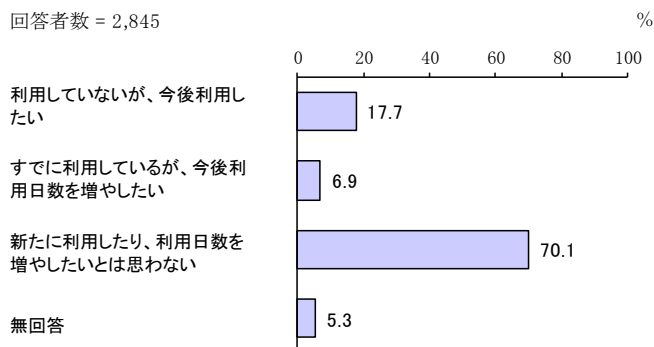


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童】

就学前児童保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が70.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が17.7%となっています。

子どもの年齢別にみると、「利用していないが、今後利用したい」について、0歳で37.1%と他の年齢と比べ高くなっており、0歳におけるニーズの高さがわかります。一方、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した方が、3歳で78.5%、4歳で82.2%、5歳で82.4%と比較的高くなっています。



単位：%

	有効回答数(件)	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	無回答
全体	2,845	17.7	6.9	70.1	5.3
0歳	453	37.1	17.0	42.2	3.8
1歳	467	19.7	10.7	65.1	4.5
2歳	509	16.3	8.6	69.5	5.5
3歳	469	13.2	3.2	78.5	5.1
4歳	445	10.3	1.6	82.2	5.8
5歳	466	10.5	0.4	82.4	6.7

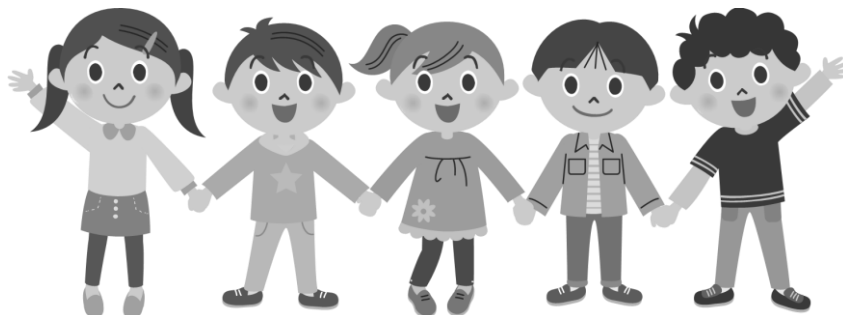
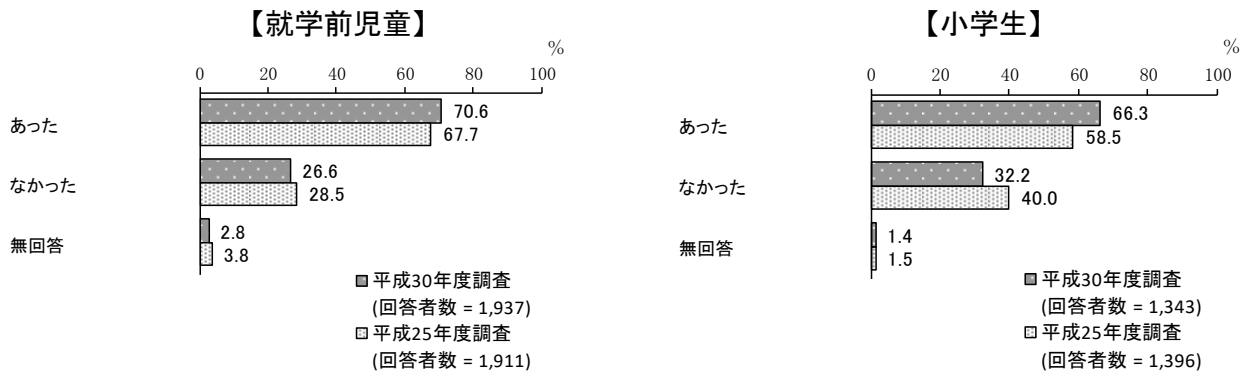
(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業（定期的な教育・保育の事業）の利用ができなかった経験の有無

就学前児童保護者では、「あった」の割合が70.6%、「なかった」の割合が26.6%となっています。

小学生保護者では、「あった」の割合が66.3%、「なかった」の割合が32.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。

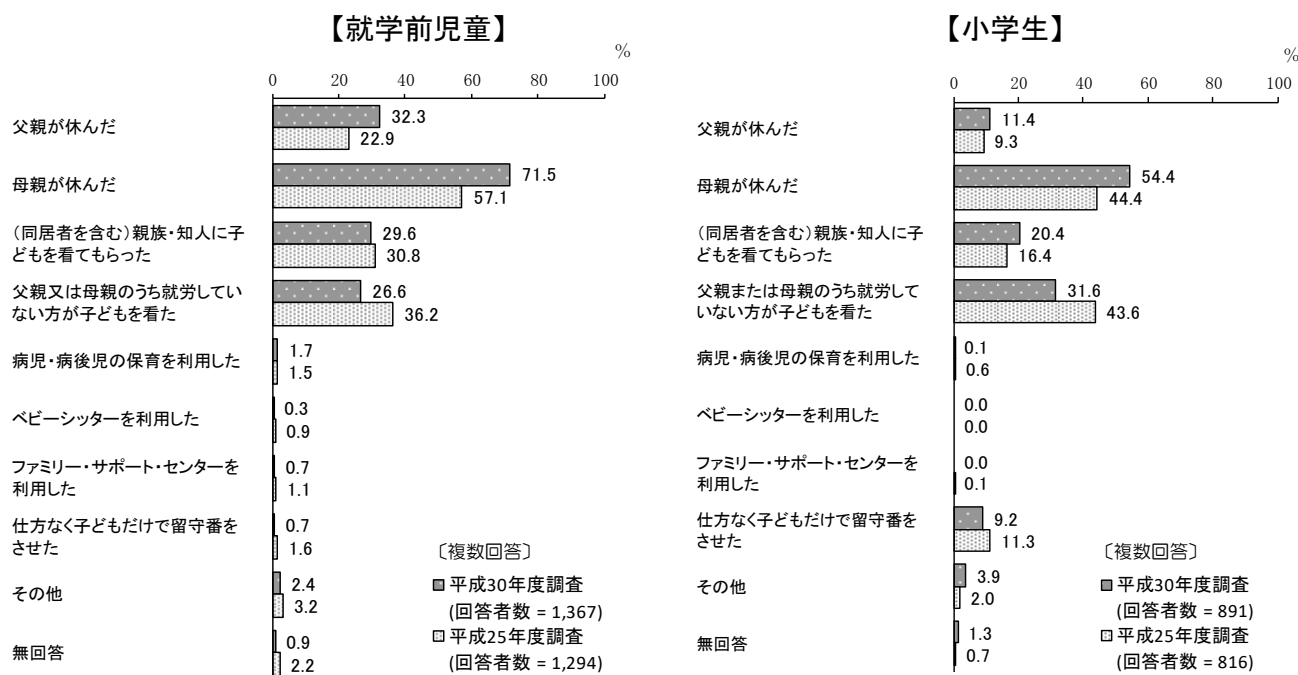


② 子どもが病気やケガで通常の事業（定期的な教育・保育の事業）の利用ができなかった場合の対応

就学前児童保護者では、「母親が休んだ」の割合が71.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が32.3%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が29.6%となっています。

小学生保護者では、「母親が休んだ」の割合が54.4%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た」の割合が31.6%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が20.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加し、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た」の割合が減少しています。



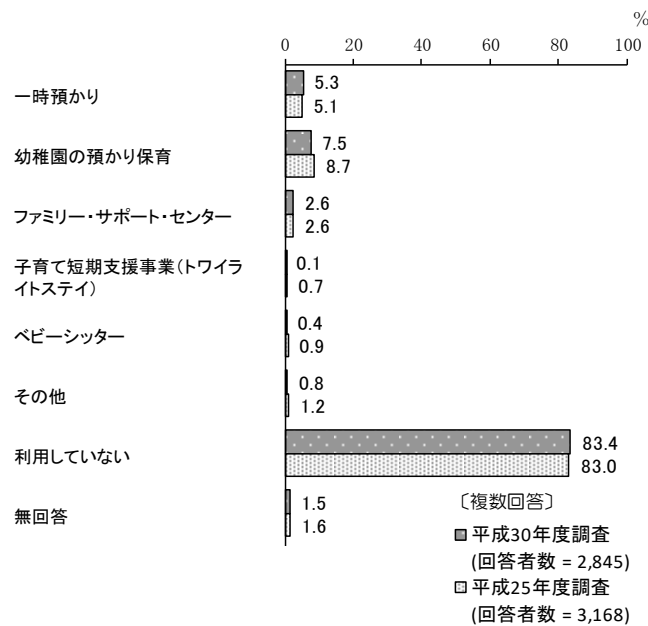
(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況と利用希望

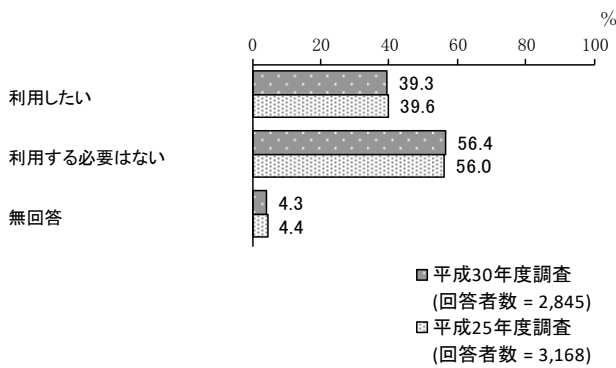
就学前児童保護者では、「利用していない」の割合が83.4%と最も高くなっている一方で、今後不定期の一時預かり等の事業を「利用したい」割合は約4割となっており、平成25年度調査と同様に潜在的なニーズがあることがうかがえます。

小学生保護者では、不定期の一時預かり等の事業を「利用したい」割合が12.7%となっており、就学前児童保護者より割合が低くなっています。

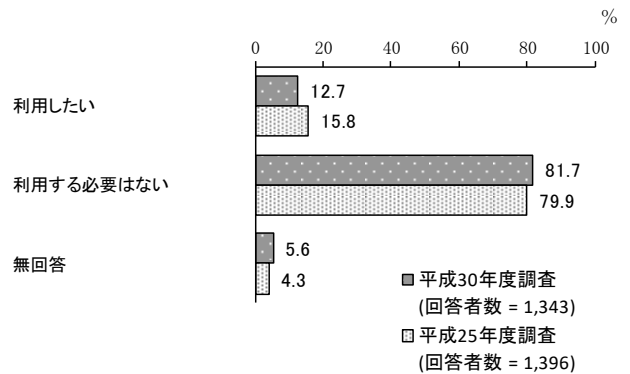
<利用状況> 【就学前児童】



<利用希望> 【就学前児童】



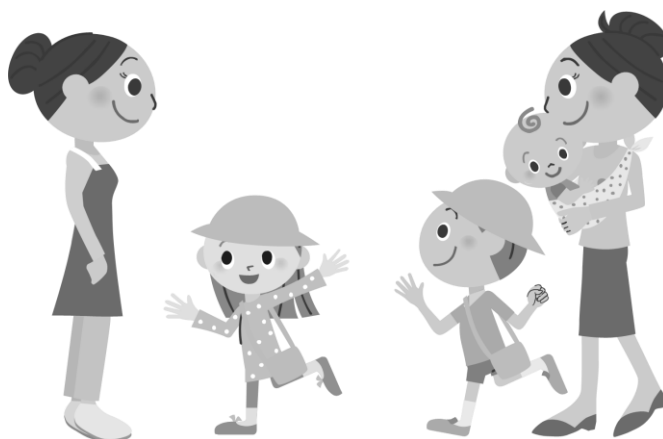
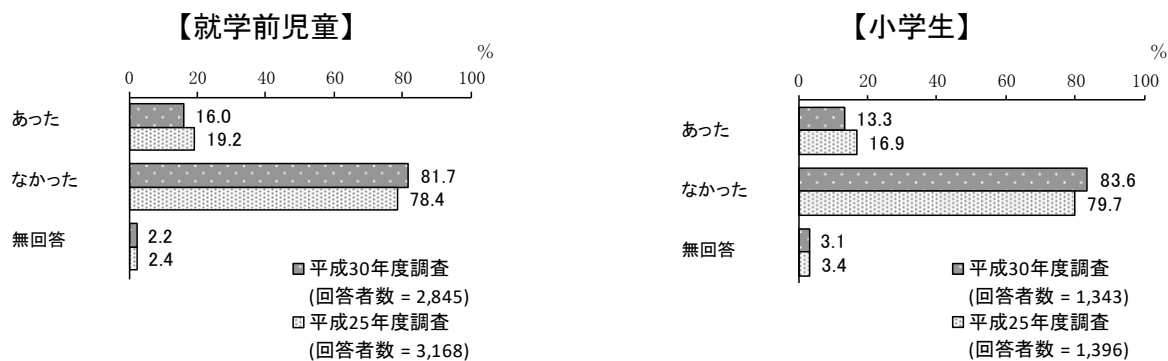
<利用希望> 【小学生】



② 宿泊を伴う一時預かり等の利用の有無と対応

就学前児童保護者では、「あった」の割合が16.0%、「なかった」の割合が81.7%となっています。

小学生保護者では、「あった」の割合が13.3%、「なかった」の割合が83.6%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について・・・・・・・・

① 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

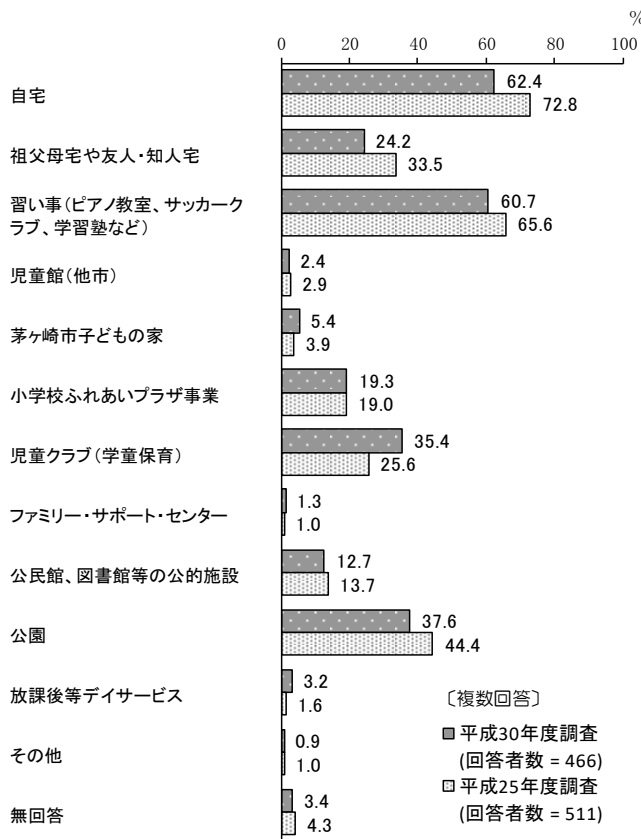
就学前児童保護者では、「自宅」の割合が62.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室など）」の割合が60.7%、「公園」の割合が37.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「児童クラブ（学童保育）」の割合が増加し、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「公園」の割合が減少していることから、保護者の就労状況の変化が影響していることがうかがえます。

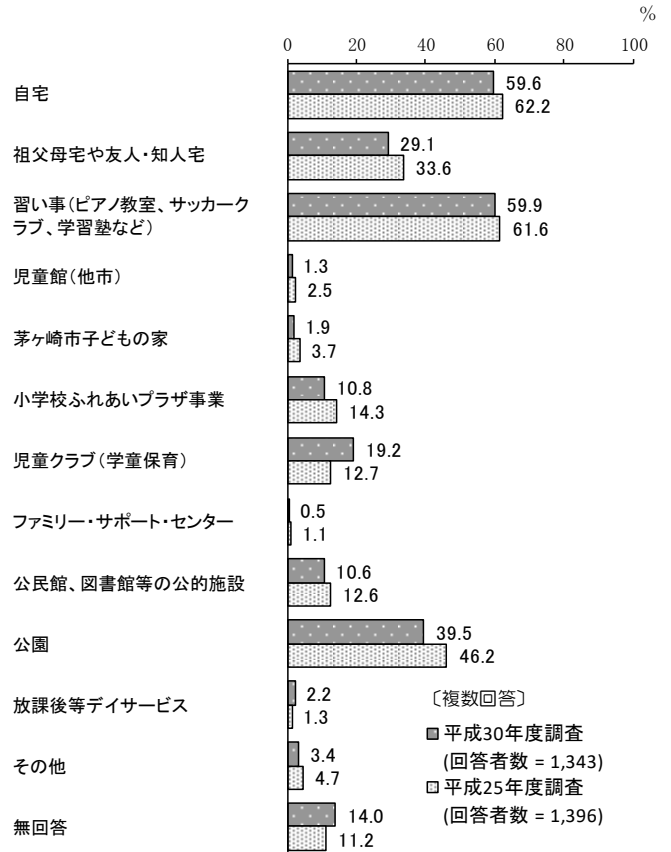
小学生保護者では、「習い事」の割合が59.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が59.6%、「公園」の割合が39.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」「小学校ふれあいプラザ事業」「公園」の割合が減少しています。

【就学前児童】



【小学生】

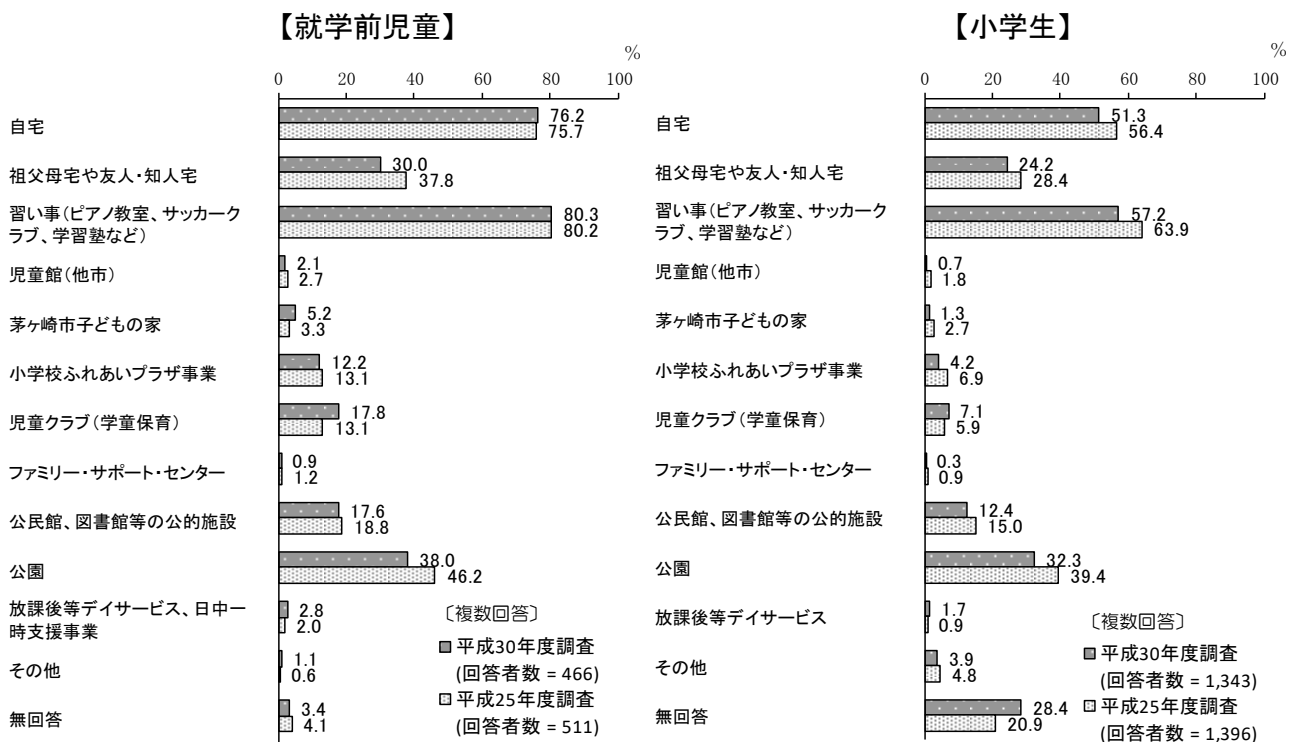


② 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

就学前児童保護者では、「習い事」の割合が80.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が76.2%、「公園」の割合が38.0%となっています。

小学生保護者では、「習い事」の割合が57.2%と最も高く、次いで「自宅」の割合が51.3%、「公園」の割合が32.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、就学前児童では「祖父母宅や友人・知人宅」「公園」の割合が、小学生では「自宅」「習い事」「公園」の割合が減少し、保護者が過ごさせたい子どもの居場所に変化がみられます。



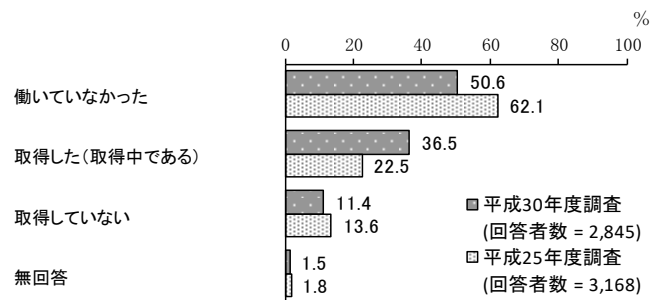
(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

就学前児童保護者では、「働いていなかった」の割合が50.6%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が36.5%、「取得していない」の割合が11.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加し、就労する保護者の増加と就労環境の変化が影響していることがうかがえます。

【就学前児童】

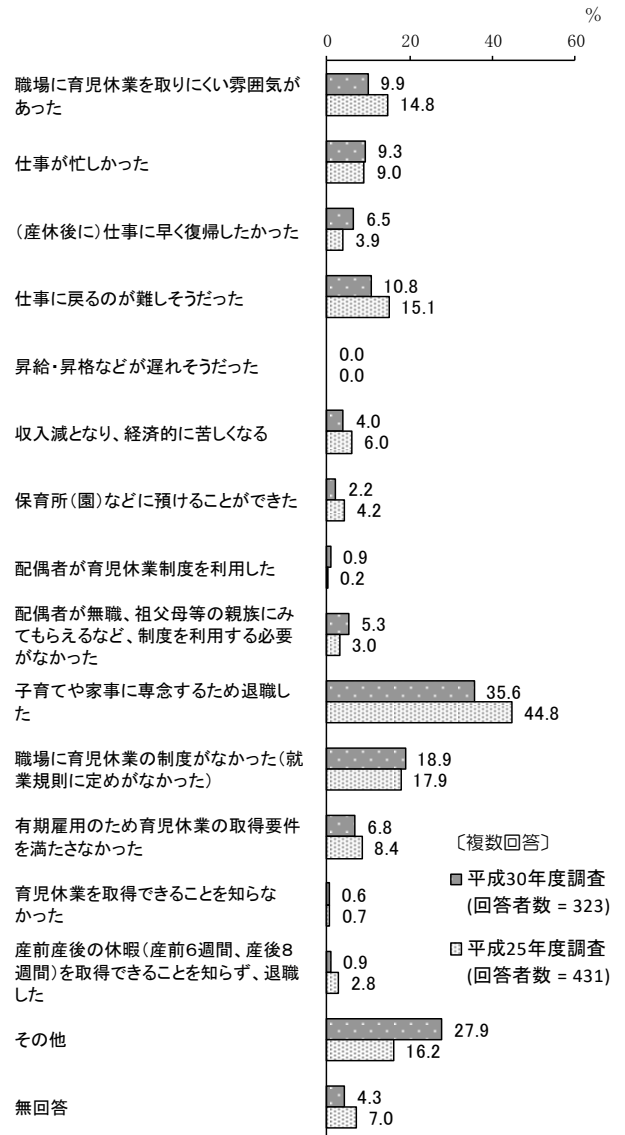


② 母親の育児休業を取得していない理由

就学前児童保護者では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が35.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が18.9%、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が10.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。

【就学前児童】

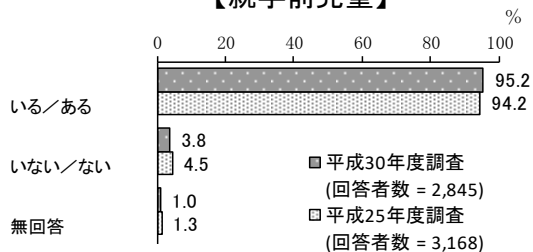


(8) 相談の状況について

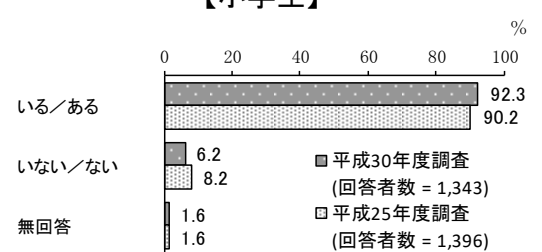
① 気軽に相談できる人の有無

就学前児童保護者では、「いる／ある」の割合が95.2%、「いない／ない」の割合が3.8%、小学生保護者では、「いる／ある」の割合が92.3%、「いない／ない」の割合が6.2%となっており、ごくわずかではあるものの、気軽に相談できる人がいない方がいることがわかります。

【就学前児童】



【小学生】



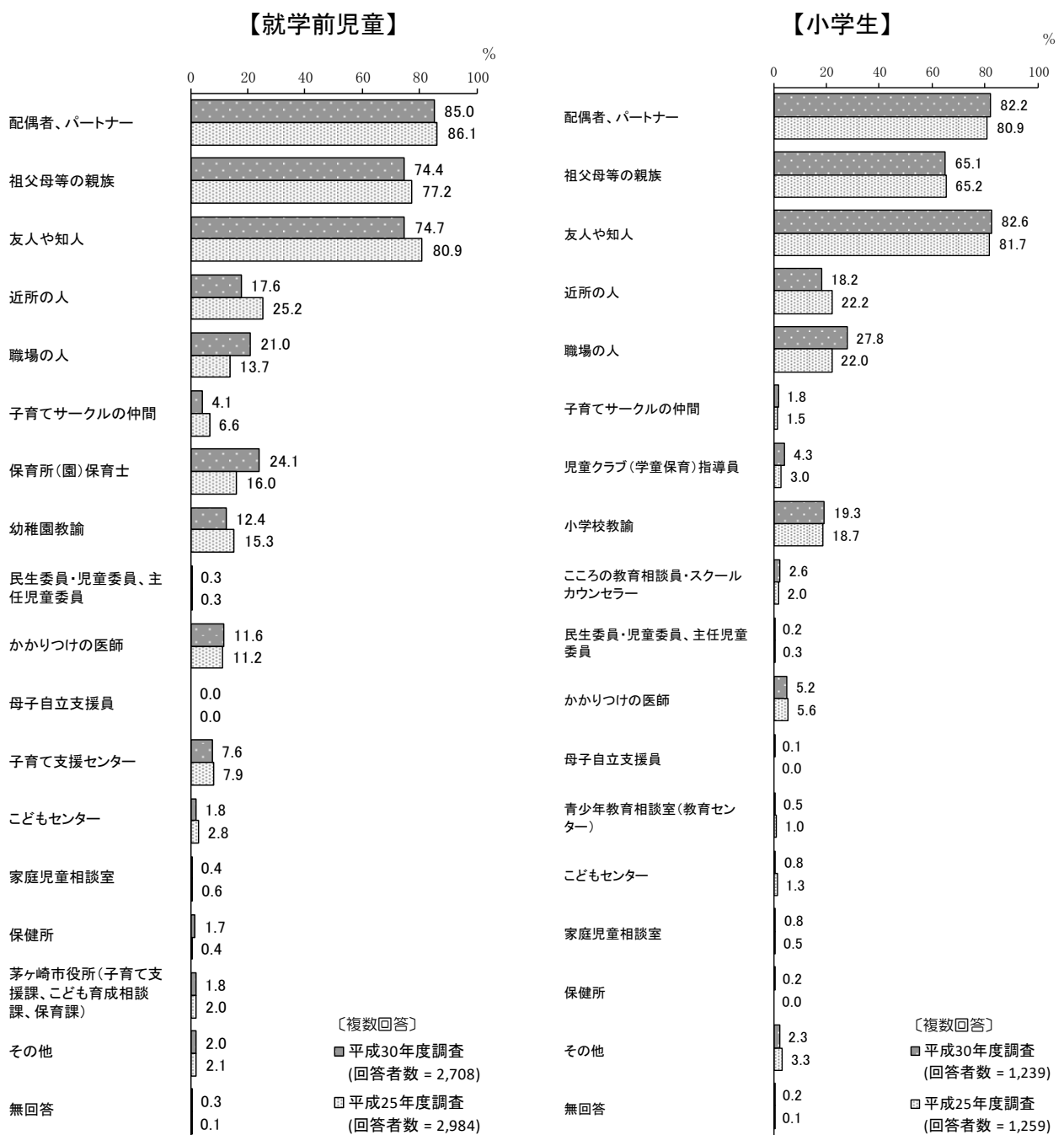
② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

就学前児童保護者では、「配偶者、パートナー」の割合が85.0%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.7%、「祖父母等の親族」の割合が74.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場の人」「保育所(園)保育士」の割合が増加し、就学前施設への相談相手の担い手の期待は大きくなっています。

小学生保護者では、「友人や知人」の割合が82.6%と最も高く、次いで「配偶者、パートナー」の割合が82.2%、「祖父母等の親族」の割合が65.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場の人」の割合が増加しています。



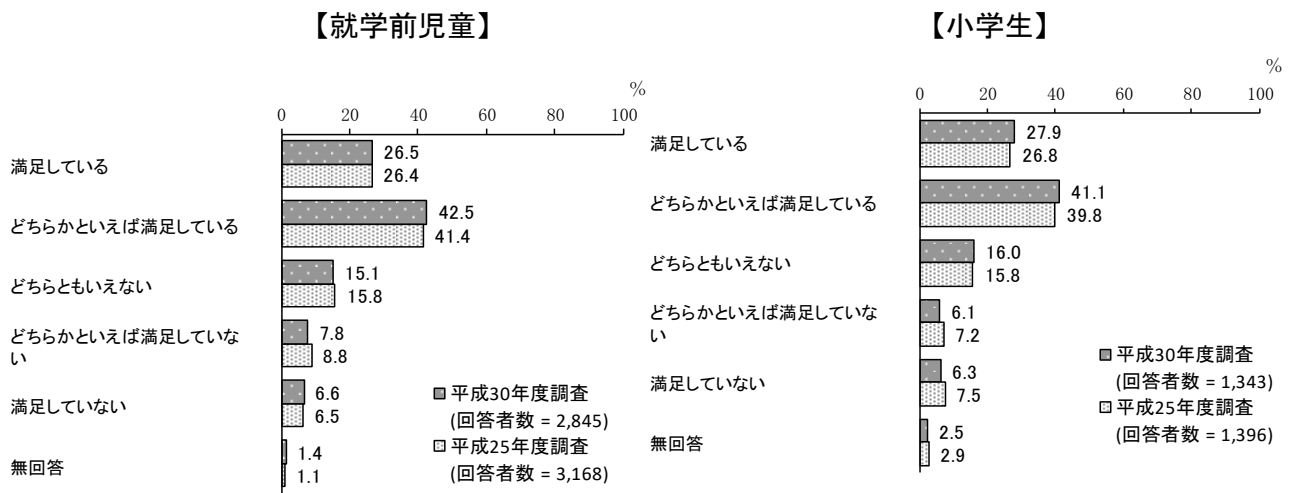
(9) 子育て全般について・・・・・・・・

① 子どもを育てている現在の生活の満足度について

就学前児童保護者では、「どちらかといえば満足している」の割合が42.5%と最も高く、次いで「満足している」の割合が26.5%、「どちらともいえない」の割合が15.1%となっています。

小学生保護者では、「どちらかといえば満足している」の割合が41.1%と最も高く、次いで「満足している」の割合が27.9%、「どちらともいえない」の割合が16.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、就学前児童、小学生保護者ともに、満足度が若干増加しています。



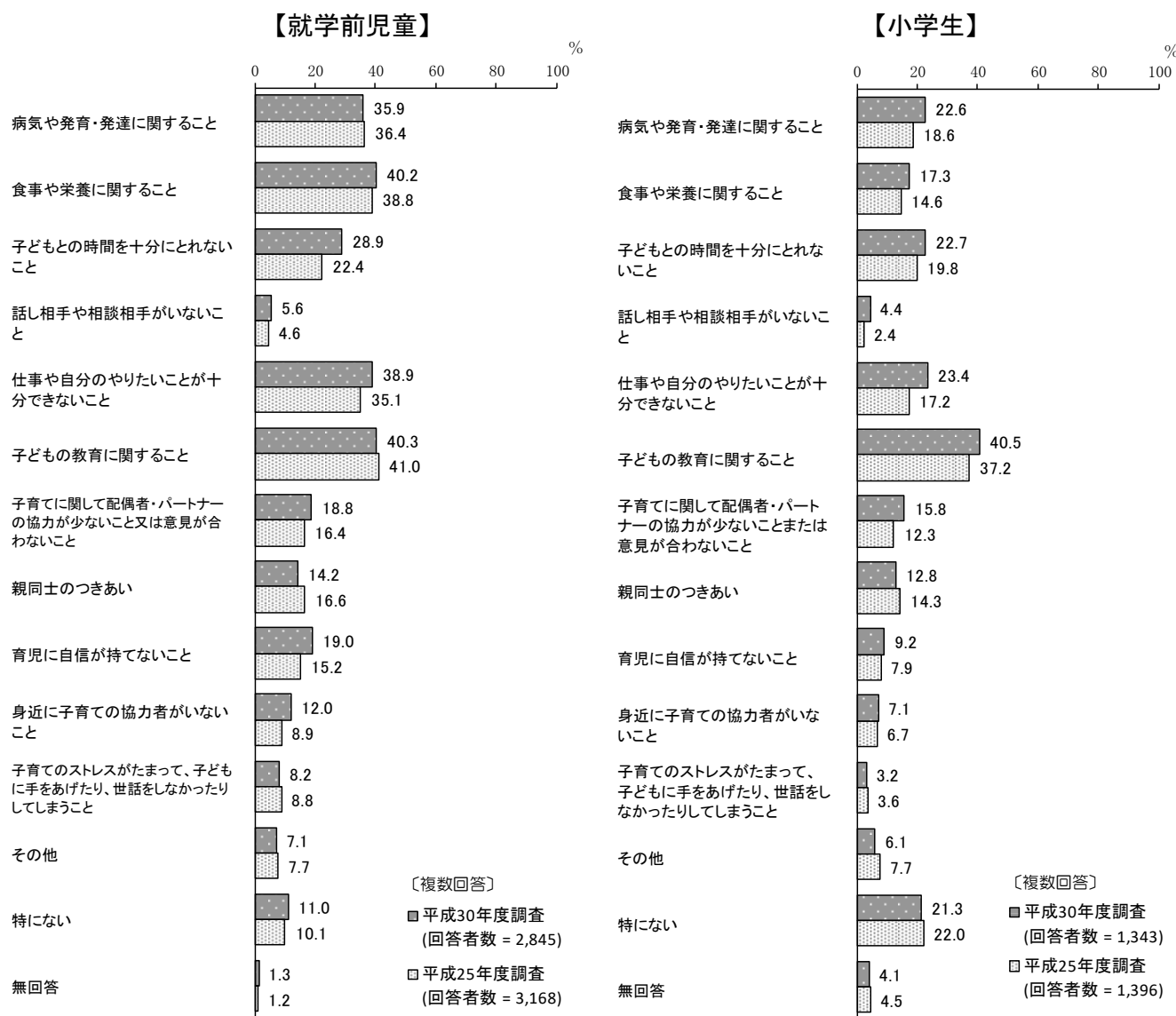
② 子育てに関して、日頃悩んでいること、又は気になることについて

就学前児童保護者では、「子どもの教育に関すること」の割合が40.3%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が40.2%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が38.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が増加しており、子どもと接する十分な時間が確保できてないことがうかがえます。

小学生保護者では、「子どもの教育に関すること」の割合が40.5%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が23.4%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が22.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が増加しています。

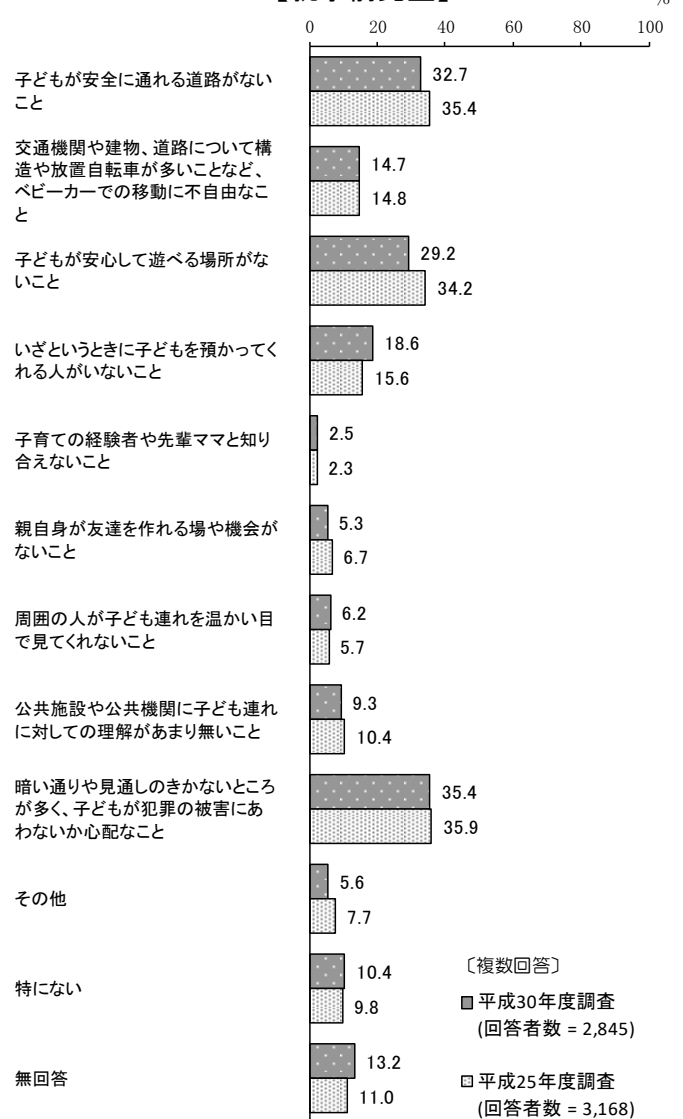


③ 子育てを行っていて、特に困ること、困ったことについて

「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が35.4%と最も高く、次いで「子どもが安全に通れる道路がないこと」の割合が32.7%、「子どもが安心して遊べる場所がないこと」の割合が29.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子どもが安心して遊べる場所がないこと」の割合が減少しています。

【就学前児童】

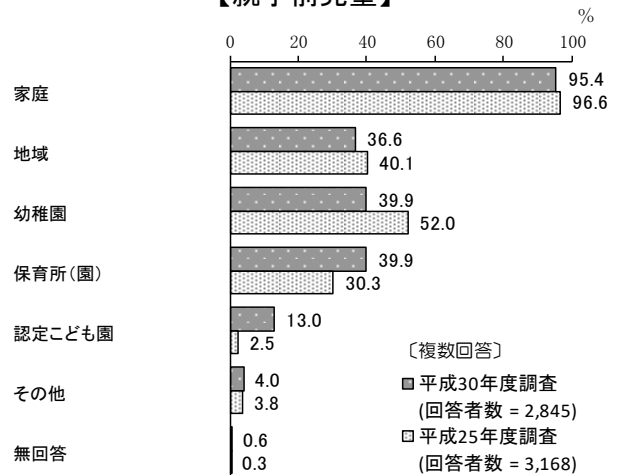


④ 子育て（教育を含む）に、特に影響すると思われる環境について

「家庭」の割合が95.4%と最も高く、次いで「幼稚園」、「保育所（園）」の割合が39.9%となっています。また、「地域」の割合も36.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育所（園）」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

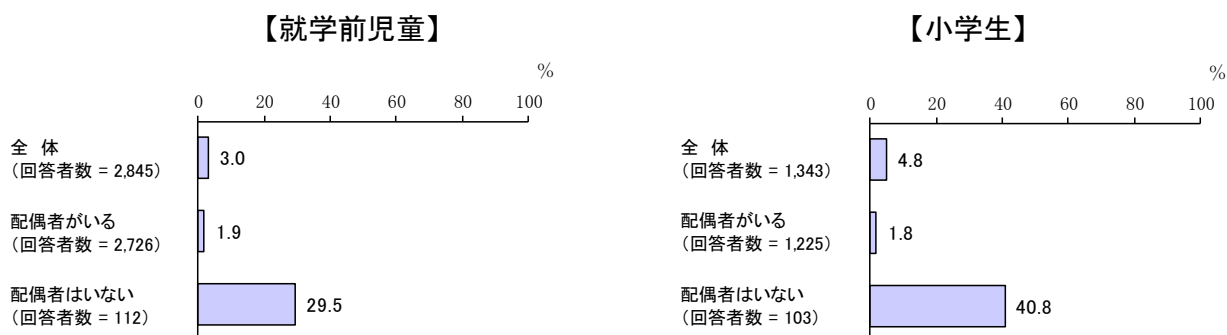
【就学前児童】



⑤ 世帯人員と所得区分で算定した「相対的貧困世帯」について

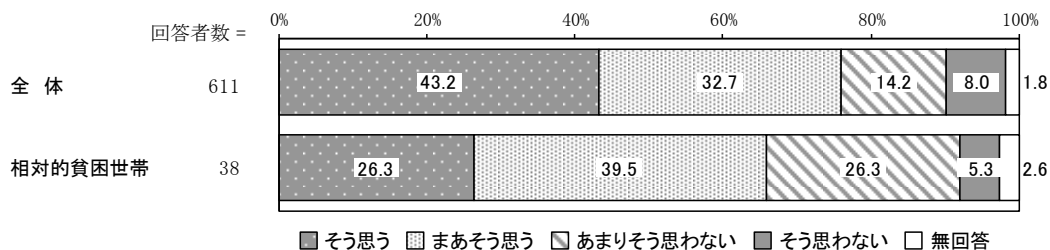
就学前児童保護者では、世帯人員と所得区分で算定した相対的貧困世帯は 3.0%となっています。また、配偶者がいない人における相対的貧困世帯は 29.5%と、配偶者がいる人に比べ 27.6 ポイント高くなっています。

小学生保護者では、相対的貧困世帯は 4.8%となっています。また、配偶者がいない人における相対的貧困世帯は 40.8%と、配偶者がいる人に比べ 39.0 ポイント高くなっています。



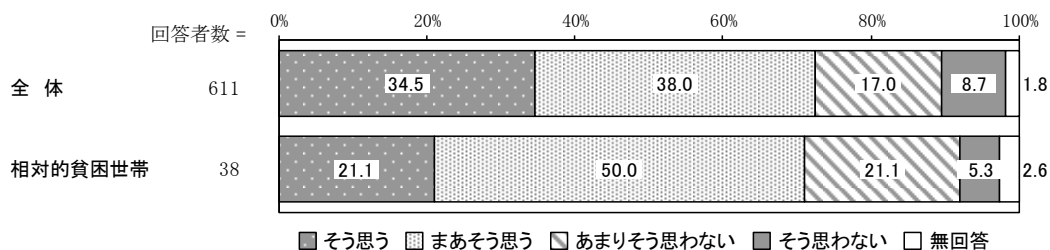
⑤-1 さびしさや不安を感じることはない（子ども本人）

相対的貧困世帯の小学生では、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた割合が 65.8%となっています。全体に比べ、10.1 ポイント低くなっています。



⑤-2 自分のことが好きだ（子ども本人）

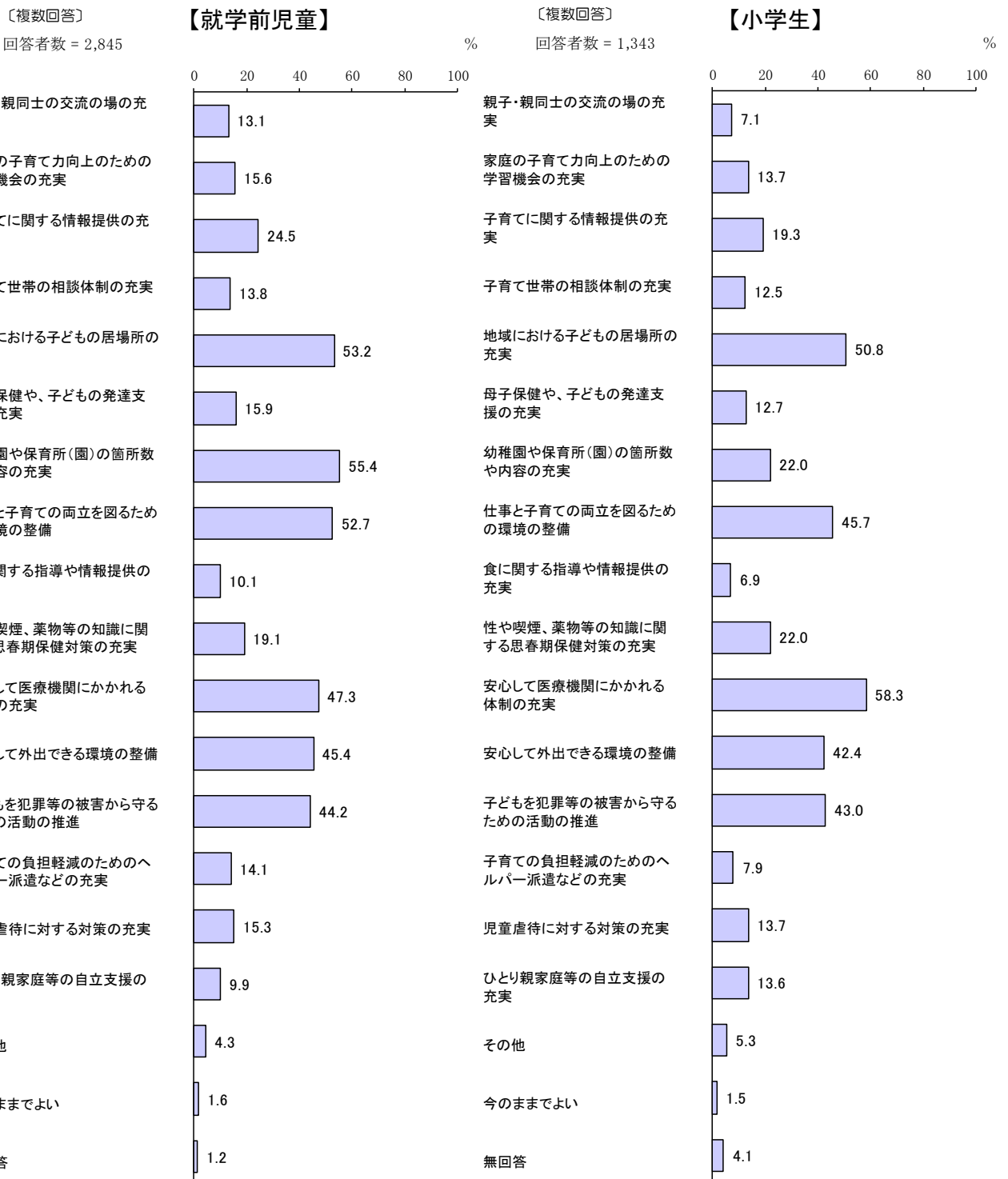
相対的貧困世帯の小学生では、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた割合が 71.1%となっています。全体に比べ、1.4 ポイント低くなっています。



⑥ 茅ヶ崎市の子ども・子育て支援策として、今後力を入れていくべきことについて

就学前児童保護者では、「幼稚園や保育所(園)の箇所数や内容の充実」の割合が55.4%と最も高く、次いで「地域における子どもの居場所の充実」の割合が53.2%、「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の割合が52.7%となっています。

小学生保護者では、「安心して医療機関にかかれる体制の充実」の割合が58.3%と最も高く、次いで「地域における子どもの居場所の充実」の割合が50.8%、「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の割合が45.7%となっています。



3 第1期計画の進捗状況

本計画の策定においては、第1期計画の進捗状況として、アンケート調査等に基づき、評価指標の進捗状況を整理しました。

進捗の考え方

↑：現状が策定時から目標の方向に対して進捗している（改善傾向）

↓：現状が策定時から目標の方向に対して後退している（悪化傾向）

(1) 計画全体の評価結果 ●●●●●●●●

評価指標		評価手段	第1期計画 策定時	目標	現状 (30年度)	進捗
子どもを育てている現在の生活に満足していると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート 調査	67.8%	増加	69.0%	↑
	小学生		66.6%		69.0%	↑
理想的な子どもの人数と、持つつもりの子どもの人数が同じと答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート 調査	49.7%	増加	50.8%	↑
	小学生		46.1%		52.0%	↑
子育てでどうしてよいかわからなくなることがあると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート 調査	68.9%	減少	58.6%	↑

「子どもを育てている現在の生活に満足していると答えた保護者の割合」、「理想的な子どもの人数と、持つつもりの子どもの人数が同じと答えた保護者の割合」、「子育てでどうしてよいかわからなくなることがあると答えた保護者の割合」のすべての指標において目標を達成しており、計画全体の成果がみられます。

(2) 施策別の評価結果と市の取り組みの状況・・・・・・・・

①「地域における子育ての支援」

評価指標		評価手段	第1期計画 策定時	目標	現状 (30年度)	進捗
身近に子育ての協力者がいない保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	8.9%	減少	12.0%	↓
	小学生		6.7%		7.1%	↓
ファミリー・サポート・センター事業の会員数	依頼会員数 支援会員数 両方会員数	統計	2,488人 501人 402人	増加	2,946人 544人 470人	↑

「ファミリー・サポート・センター*事業の会員数」の指標については目標を達成しているものの、「身近に子育ての協力者がいない保護者の割合」の指標は改善傾向になっていないことから、公的なサービスの周知をはじめ、必要な人にサービスが届く仕組みの重要性がうかがえます。

【主な市の取り組み】

- 平成27年10月に市内4か所目となる香川駅前子育て支援センターを開設し、講座の実施やつどいの広場を提供するなど、子育て支援の環境を整備しました。さらに、市と市内すべての子育て支援センターを集めた情報交換の場を設けるなど、相互連携を図っています。
- 支援を必要とする子どもや家庭のおのおの状況に応じて「育児支援家庭訪問事業」や「巡回相談事業」を実施しました。
- 公立保育所6園、公設民営保育所1園、民間保育所33園において、保育所の持つ専門的な機能を活用し、在園しているかどうかに関わらず地域の保護者の育児不安に応える育児相談事業を行いました。実施施設数は、平成27年度から民間保育所が3園増加しました。
- ファミリー・サポート・センター事業の会員数増加に向けた取り組みとして、市内の公共施設や幼稚園・保育所・児童クラブに会員募集のポスターの掲示を依頼するほか、小学校の新入学児全員に事業の案内チラシを配布しました。平成30年度には第1期計画策定時から依頼会員数458人・支援会員数43人・両方会員数68人が増加しました。

② 「乳幼児期の教育・保育」

評価指標		評価手段	第1期計画 策定時	目標	現状 (30年度)	進捗
子どもの教育について、日頃悩んでいる・気になっていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート 調査	41.0%	減少	40.3%	↑
	小学生		37.2%		40.5%	↓
出産前後に離職した母親のうち、両立支援環境が整っていればやめなかった人の割合	就学前児童	アンケート 調査	12.7%	減少	11.5%	↑
育児休業明けに、希望する保育サービスが利用できた保護者の割合	就学前児童	アンケート 調査	40.3%	増加	54.2%	↑
父親不在の子育てについて、社会的にも・わが家でも問題であると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート 調査	31.3%	減少	39.9%	↓
	小学生		26.5%		34.1%	↓

「出産前後に離職した母親のうち、両立支援環境が整っていればやめなかった人の割合」、「育児休業明けに、希望する保育サービスが利用できた保護者の割合」の両指標については目標を達成していることから、乳幼児期の教育・保育体制は一定の成果がみられます。

【主な市の取り組み】

- ・待機児童の大部分を占める低年齢児を対象とした小規模保育事業等の整備を進めてきました。特に小規模保育事業は平成28年4月に6施設・定員100人でしたが、平成31年4月には14施設・定員236人に拡充しています。小規模保育事業等の卒園児への対応（3歳の壁対策）や幼児教育・保育の無償化による3歳以降の需要増が見込まれてきたため、保育所の整備を拡大しました。
- ・平成27年度以降、保育所等の新設・分園により平成31年4月の定員は3,497人・入園児童数は3,519人となり、平成28年度に認定こども園へ移行した分を加えると、定員は3,617人・入園児童数は3,634人となりました。その結果、平成31年4月の待機児童数は5人となり、1歳以外の待機児童は解消できました。
- ・就労形態の多様化や保育サービスの充実のため、施設への働きかけを行い、延長保育事業や一時預かり事業、産休明け保育を実施する施設を増やしました。

- 平成 28 年 11 月より保育コンシェルジュを配置し、児童の預け先を中心に子育てに関する相談を受け、そのご家庭に合った預け先の情報提供を行うとともに、抱える課題や不安の解消に向け、関係機関と連携しながら保護者に寄り添った相談支援を行ってきました。
- 新規開設園を含めすべての保育所が障害児保育の受け皿となり、実際に障害児の受入をした保育所へは職員加配にかかる助成等を行いました。
- 質の高い保育を提供することを目指し、認可保育所や認可外保育施設*等の保育従事者を対象に研修を実施しました。平成 30 年度は 10 回の研修会を実施し、延べ 868 人の参加がありました。
- 平成 29 年度に策定した「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」に基づき、低学年の待機児童の解消を最優先として、民設民営児童クラブの整備を進めるほか、高学年の長期休暇中の遊びや生活の場の提供を図る長期休暇対策事業の拡充、小学校ふれあいプラザ事業の開催日数増等に取り組みました。

③ 「親と子の健康の確保及び増進」

評価指標		評価手段	第1期計画 策定時	目標	現状 (30年度)	進捗
こんにちは赤ちゃん 訪問件数	就学前児童	統計	2,013 件 (H25)	継続	1,810 件	↓
乳幼児健康診査の平均 受診率	就学前児童	統計	96.2% (H25)	増加	96.3%	↑

「乳幼児健康診査の平均受診率」の指標は目標を達成しており、母子保健体制の成果がみられますが、引き続き 100%を目指していく必要があります。なお、「こんにちは赤ちゃん訪問件数」の減少は、子どもの出生数の減少に伴うものです。訪問率としては平成 30 年度では 98.1%となっています。

【主な市の取り組み】

- 出生数の減少に伴い、妊産婦、新生児、乳幼児などへの訪問指導件数は減っていますが、対象の児童に対する訪問率は非常に高くなっており、保護者が抱える子育てに関する不安等の解消に努めています。また、妊婦やその家族が、妊娠期から子育て期を不安なく過ごせるように、保健師・助産師資格を持つ「母子保健コーディネーター」がさまざまな相談に応じています。

- ・乳幼児の健康診査や相談事業等により、支援が必要と思われる子どもについては、発育・発達支援のため、療育*相談機関や医療機関、親子教室へつなげる支援を行っています。
- ・「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て情報を提供、必要な子育て支援を行いました。主に第1子を出産された方等へは助産師が、第2子以降の出産をされた方で不安がない方へは主任児童委員*が訪問しています。また、妊娠届出、各健診、相談のフォローや各機関からの依頼により、妊産婦、乳幼児とその保護者を継続して訪問し、安心して出産、子育てができるように支援しています。
- ・支援が必要と思われる子どもの発達・育児に関する相談を、個別相談・親子教室・巡回相談・発達相談などの方法で実施し、専門性の確保、向上に努めています。
- ・ことばの発達等に課題のある幼児に対し「幼児のことばの教室」を実施しました。実施にあたっては、母子保健事業をはじめ療育相談事業や小学生を対象とした「ことばの教室」事業など、他の関係事業と連携を図りながら、言語に関する指導・訓練を行いました。
- ・医療費（保険適用分）の自己負担額の助成について、平成30年度から対象を小学3年生から小学6年生までに、令和元年度には小学6年生から中学3年生までに拡大し、さらなる子育て世帯の経済的負担の軽減を行いました。

④ 「子育てを支援する生活環境・安全の確保」

評価指標	評価手段	第1期計画策定時	目標	現状(30年度)	進捗
子どもが安全に通れる道路がないことに困っていると答えた保護者の割合	就学前児童 アンケート調査	35.4%	減少	32.7%	↑
子どもが安心して遊べる場所がないことに困っていると答えた保護者の割合	就学前児童 アンケート調査	34.2%	減少	29.2%	↑
暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪にあわなにか心配と感じている保護者の割合	就学前児童 アンケート調査	35.9%	減少	35.4%	↑
子どもが犯罪の被害にあった・あいそになったことがあると答えた保護者の割合	小学生 アンケート調査	5.5%	減少	3.5%	↑

「子どもが安全に通れる道路がないことに困っていると答えた保護者の割合」、「子どもが安心して遊べる場所がないことに困っていると答えた保護者の割合」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪にあわないか心配と感じている保護者の割合」、「子どもが犯罪の被害にあった・あいそうになったことがあると答えた保護者の割合」のすべての指標において目標達成しており、子育てを支援する生活環境・安全の確保においては一定の成果がみられます。

【主な市の取り組み】

- ・インターネットを利用した犯罪被害を防ぐため、「情報メディアの急速な発展に伴う、有害情報から子どもを守る環境づくり」として、有害情報の監視及び検索を行うとともに、学校等の連携を密にした対応や、警察等と連携した「子どもの安全を守るキャンペーン」を実施しました。
- ・安全に外出できるよう、「道路安全施設設置事業」などを実施し、学校や公共施設周辺等の歩行者が多い道路を中心に安全対策やバリアフリー*化を行いました。
- ・スクールカウンセラーを有効に活用し、学校における教育相談体制の充実を図り、平成28年度から全小中学校で活動を行っています。平成30年度は、相談件数が4,115件となりました。

⑤ 「要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進」

評価指標	評価対象	評価手段	第1期計画策定時	目標	現状(30年度)	進捗
子どもを虐待してしまっていると思うことがあると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	28.3%	減少	21.8%	↑
児童扶養手当の受給対象児童数	延べ児童数	統計	25,684人(25年度)	継続	24,989人	↑

「子どもを虐待してしまっていると思うことがあると答えた保護者の割合」の指標について目標を達成しており一定の成果がみられるものの、子どもを虐待してしまっていると思うことがあると回答した人が2割いることから、虐待にいたってしまう前の段階におけるサポートのさらなる充実の必要性がうかがえます。

【主な市の取り組み】

- 保護者の不安や負担を解消する支援を行い、家庭における子どもの健全育成のために「家庭児童相談事業」を行いました。
- 保護者が子どもとのコミュニケーションについて学べる機会として「ほしつ☆メソッド」を実施しています。保護者の子育て力を高める支援をすることで、児童虐待防止を図りました。
- 障害児施策については、個々の利用者の障害特性やニーズを踏まえ、適正なサービス利用につながるよう努めています。
- 特別な配慮を要する児童・生徒の学習及び生活支援を行うため、各学校に合計118人のふれあい補助員*を派遣しました。児童・生徒の学校生活に対する自信と意欲を引き出せるように、ふれあい補助員が担当教員の補助として児童・生徒の特性と成長段階に応じたきめ細かな支援を行いました。
- 放課後等デイサービスの事業者が年々増加しており、平成30年度には、重症心身障害児（医療ケア児も含む）を対象とした事業所が新たに1か所市内に創設されました。それぞれの事業所の特徴を踏まえながら、個々の障害特性に応じた適正なサービス利用を促しています。



4 第2期計画に向けた課題

第2期計画に向け、第1期計画の進捗状況やアンケート調査、近年の社会動向を踏まえ、課題を整理しました。

(1) 地域における子育ての支援

- ◆少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている保護者が増加しているため、子育て家庭を見守り、支える取り組みを地域の中に生み出していくことが求められています。
- ◆子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機会を創出しながら、保護者の疑問の解決や不安の解消につながるよう、身近な場所や手段での総合的な情報提供・相談機能を充実させていくことが必要です。
- ◆地域における子育て支援のニーズに柔軟に対応できる環境を整備していくためには、行政組織としての取り組みを強化していくことも重要です。

(2) 乳幼児期の教育・保育

- ◆あらゆる分野での女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に伴い多様化する保育ニーズへの適切な対応が求められています。
- ◆低年齢児を対象とした小規模保育事業等の卒園児への対応（3歳の壁対策）や幼児教育・保育の無償化による需要の変化への対応として、引き続き保育所の整備、幼稚園の認定こども園化や預かり保育の充実を推進していく必要があります。
- ◆放課後児童健全育成事業の利用者は増加傾向にあり、近年は利用できない児童も増えていることから、児童が健康で安全に過ごせる場所として、さらなる整備が必要な状況です。

(3) 親と子の健康の確保及び増進

- ◆育児不安を抱える保護者への対応として、妊娠期から子育て期を不安なく安定して過ごせるように、保健師・助産師等による専門的な相談支援や、保護者が子育てについて、必要な知識や技術を学ぶ場の充実が必要です。また、育児不安・負担から引き起こされる産後うつや児童虐待などの早期発見・支援を行うことが重要です。

- ◆子どもの健全な心身と豊かな人間性を育むため、子どもの成長・発達に合わせた切れ目のない支援が必要です。
- ◆「安心して医療機関にかかれる体制の充実」を望む声が多く、市の子育て環境や支援の満足度にも大きく影響しているため、小児医療のサービスの充実に取り組む必要があります。

(4) 子育てを支援する生活環境・安全の確保

- ◆子育てにやさしく、心豊かに生活するために、安全な道路交通等の整備、遊び場としての公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などにより、安全・安心な環境づくりが求められています。
- ◆子どもが巻き込まれる事故や子どもを狙った犯罪等は後を絶たず、近年においても重大な事故等が発生していることから、子ども同士や地域の大人たちのふれあいを深め、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る防犯意識をさらに高める必要があります。また、子どもがインターネットを利用した犯罪被害などに遭うことがないように、子ども自身への教育を行うことも重要です。
- ◆被害に遭った子どもに対しては相談に応じ、支援に取り組んでいくことが重要です。

(5) 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ◆児童虐待については、深刻な事件が後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題であり、保護者の子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりを行い、保護者と子どもの関係を構築するための支援が必要です。
- ◆ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の背景を把握し、個々の家庭の状況に応じた支援をしていく必要があります。
- ◆特に支援を必要とする子どもが増加していること等を踏まえ、一人一人の個性と能力、障害の特性に応じた支援の充実が求められています。困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、地域の支援者と連携しながら、子どものライフステージに合わせた総合的な支援を行うことが重要です。

(6) その他の課題

- ◆社会全体で子どもの貧困の問題に対する関心が高まる中、本市においても、相対的貧困状態にある子育て家庭は存在しており、特にひとり親家庭の貧困率が高く、家庭の状況に応じた支援が求められます。
- ◆相対的貧困状態にある子どもがさみしさや不安を感じることがないように、経済的な困窮に対する支援だけではなく、子どもの居場所づくりや、日々の生活・学習に対する意欲を維持し将来の夢や希望につなげる支援が必要です。
- ◆生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが自己肯定感を持つことができるよう、貧困の実態把握に努めるとともに、地域全体で支援に取り組むことが重要です。





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本計画では、第1期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の理念を継承するとともに、茅ヶ崎市子ども・子育て会議、アンケート調査等の結果を踏まえ、茅ヶ崎市の目指す将来像として次のように基本目標を定めます。

すべての子どもの成長を 喜びあえるまち



2 計画の基本的な視点

(1) 「子育て」できる環境づくり・・・・・・・・

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益*」が実現される社会を目指す取り組みを大切にします。

また、子どもは次世代を担うという視点から、豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視点に立った取り組みが求められます。

(2) 「親育ち」が促進される地域の体制づくり・・・・・・・・

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めることに注力します。

(3) 人と人とのつながりのある地域づくり・・・・・・・・

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おのおのが協働*し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりが重要です。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現する社会を目指し、社会全体ですべての子どもと家庭へ支援をしていくことが重要です。

3 計画全体の指標

本計画では、基本目標を実現するため、計画の基本的な視点を踏まえ、次のとおり計画全体の指標を設定しました。

この指標は、第1期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画においても設定されており、その指標（41頁参照）を引き継ぐとともに、新たに「子育て」できる環境づくりの評価のため、子どもの自己肯定感に関する指標を追加しました。

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	目標
子どもを育てている現在の生活に満足していると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	69.0%	増加
	小学生		69.0%	
理想的な子どもの人数と、持つつもりの子どもの人数が同じと答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	50.8%	増加
	小学生		52.0%	
子育てでどうしてもよいかわからなくなるがあると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	58.6%	減少
自分のことが好きだと答えた子どもの割合（新規）	小学生（4～6年生）	アンケート調査	72.5%	増加



4 計画の体系

本計画は、基本目標を実現するため、6の基本施策で構成されています。第1期計画から新たに「6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進」を設定し、推進していきます。

[基本目標] [基本的な視点]

[基本施策]

[施策の方向]



第3章

持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた計画の推進

グローバル化の進展に伴い、国境を越えた交流がますます拡大している中で、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、多様な考えや文化についての理解や、コミュニケーション能力の育成などが求められています。また、持続可能な開発目標（SDGs※）をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取り組みも広がっています。国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な誰一人取り残されない社会の実現に向けた取り組みを推進しており、本計画においてもこの取り組みを踏まえた事業の展開を行います。



※SDGs（エス・ディー・ジーズ）「SustainableDevelopmentGoals」の略称です。平成27年9月、国連サミットで採択された成果文章「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」の柱として、世界共通の17のゴール（目標）、目標ごとの169のターゲットから構成されています。国連に加盟している193の国・地域が令和12年（2030年）を期限に達成を目指すものです。



第4章 施策の展開

1 基本施策の展開

本計画では、子育てのさまざまな課題の解決に向けて、6つの基本施策を設定しています。その基本施策を実現するための24の施策の方向を設定し、基本施策・施策の方向を達成するため、市が取り組むべき主な個別事業を示しています。

基本施策	<ul style="list-style-type: none"> 子育てのさまざまな課題の解決に向けて、6つの基本施策を設定します。 ※第3章参照
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策を実現するため、24の施策の方向を設定します。
目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策を実現するため、5年後のあるべき姿を評価する評価指標を設定します。 本計画の目標は5年後の令和6年度としていますが、目標の達成状況を計画期間の1年前倒しで点検し、その分析結果を次期計画へと反映していきます。 指標は、アンケート調査や統計データとしており、平成30年度または平成31年度の現状値を第2期計画策定時の数値としています。
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策・施策の方向を達成するための事業を、重点事業として設定し、事業の進捗管理をします。 事業内容と目標及び方向性、担当課を示しています。 目標となる指標を数値で設定できる事業については、指標の現状値、目標値を設定しています。現状値は平成31年4月現在または平成30年度実績としています。 目標となる指標を数値で設定することが適さない事業については、平成31年4月現在または平成30年度実績を参考値としました。 各事業の方向性は、5年間の方向性等を示しています。 新規：第1期計画には未掲載事業 継続：事業内容の拡大も縮小もなく継続して実施していく事業 拡大：目標値が現状値よりも大きくなり、特に注力して実施していく事業 縮小：目標値が現状値よりも小さくなる、または、事業内容を縮小して実施していく事業
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 重点事業以外で、基本施策・施策の方向に関する事業を、主な取り組みとして設定します。 事業内容と担当課を示しています。



基本施策1 地域における子育ての支援

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるようにしていくためには、身近な地域や学校等との関わりの中で、子育ての喜びや楽しみを共有できる仲間や援助者がいることが重要なことから、子育てに対する理解を進めるための交流の場の設置や協力者の育成などを通じた地域のつながりづくりを推進します。また、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、関係機関等との連携を図りながら、子どもや子育てに関するあらゆる相談に迅速・適切に対処できる体制を強化し、地域における総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

【目標】

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	方向
身近に子育ての協力者がいない保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	12.0%	減少
	小学生		7.1%	
ファミリー・サポート・センター事業の会員数	依頼会員数	統計	2,946人	増加
	支援会員数		544人	
	両方会員数		470人	

施策の方向① 地域における子育ての支援サービスの充実・・・・・・・・

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、高齢者の活躍の場の拡大を含め、さまざまな地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。また、ファミリー・サポート・センター等の活動内容の充実を図るとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、さまざまな場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	育児支援家庭訪問事業	乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。(専門的相談支援及び家事・育児支援)	こども育成相談課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		訪問回数(ヘルパー)			24回	51回
		訪問回数(相談員)			4回	24回
2	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってくれる人(支援会員)、子どもを預かってほしい人(依頼会員)、両方したい人・できる人(両方会員)が会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行います。また、会員に対して、子育て情報の提供も行うなど、安心して子育てができる環境づくりを目指し、機能強化を図ります。	子育て支援課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		依頼会員数			2,946人	3,000人
		支援会員数			544人	600人
		両方会員数			470人	500人
3	子育て短期支援事業	保護者が病気などの理由で、家庭において子どもの養育が困難な場合、児童養護施設で一時的に養育する子育て短期支援事業(ショートステイ事業*・トワイライトステイ事業*)を実施します。	子育て支援課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		利用日数(ショートステイ)			111日	214日
		利用日数(トワイライトステイ)			159日	184日
4	子育て支援センター事業	茅ヶ崎駅北口、茅ヶ崎駅南口、浜竹、香川の計4か所の子育て支援センターが相互に連携を図りながら、子育て家庭に対する相談・情報提供を充実させます。	子育て支援課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		0～2歳1人当たりの利用回数/年			5.8回	5.8回
5	公立保育所における地域子育て支援拠点事業	浜見平保育園において、乳幼児やその保護者が交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供を行います。	保育課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		0～2歳1人当たりの利用回数/年			5.8回	5.8回

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
6	家庭児童相談事業	<p>家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員による相談業務を行います。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども及びその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供します。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童相談所や警察、地域の関係機関等との連携により、児童虐待が発生した家庭等における子ども及びその保護者を支援します。</p> <p>【平成30年度実績】相談解決率 63.9%</p>	こども育成相談課	継続
7	青少年教育相談事業	<p>児童・生徒及び青少年が直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、健全育成、非行化防止及び自立を目指して、きめ細やかな相談活動を電話、面接、訪問等それぞれのケースに適した形で展開します。また、複雑化、多様化している相談内容について、心理学の研究的な視点を持ち、相談機能の質の向上を目指します。</p> <p>【平成30年度実績】相談件数 2,805件</p>	教育センター	継続
8	子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」の実施	<p>子育てに悩みを持つ保護者に対し、しつけの技術を身につけることで親子関係の改善を目指す「ほしつ☆メソッド」（ほめる・しかる・つたえる子育て練習講座）を実施し、子育て中の家庭を支援するとともに、児童虐待の未然防止を図ります。</p> <p>【平成30年度実績】</p> <p>(1)実施回数 ①3歳児からの講座 8講座（5回） ②2歳児向けの講座 6講座（1回）</p> <p>(2)受講者数 ①3歳児からの講座 32人 ②2歳児向けの講座 47人</p>	こども育成相談課	継続

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
乳幼児の健康相談の充実	発育・発達・育児・栄養などに関する相談を実施する「すくすく7か月育児児相談」や「乳幼児健康相談」を推進します。	健康増進課
ふれあい教育推進事業	地域のさまざまな分野において活躍する人を講師として迎え入れるなど、子どもたちの出会い・ふれあいを促進する教育を推進します。	学校教育指導課
スクールソーシャルワーカー巡回相談事業	いじめ、暴力行為、不登校*など、児童・生徒の問題行動への即時的、重点的な対応を行っていくために、社会福祉士等の専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーによる相談・支援活動を実施し、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、児童相談所、警察等との関係機関とのネットワークを構築したりすることで、事案の早期解決を図ります。	学校教育指導課
地域福祉総合相談室設置運営事業	地域包括支援センター内に地域福祉総合相談室を設置し、専門の相談支援員が、障害者、高齢者、子ども、及びその家族等すべての地域住民からの保健福祉に関する相談等に対応します。	福祉政策課

第4章 施策の展開

基本施策1 地域における子育ての支援

事業名	事業内容	担当課
地域の子育てサロン*事業への支援	地区社会福祉協議会、主任児童委員など、地域の市民により実施されている各子育てサロンに対し、子育て支援センターが助言や支援を行います。	子育て支援課
保育所における地域の子育て家庭支援事業	市内保育所において、子育て家庭同士の交流の場として園庭を開放したり、保育士が地域の保護者の育児相談に応じるなど、地域の子育て家庭を支援する事業を行います。	保育課
父親向け子育て練習講座の実施	地域における男女共同参画の推進に向け、父親向け子育て練習講座を実施することにより、男性の子育てへの関わりを深め、地域参加を進めます。	男女共同参画課
女性のための相談室の運営	悩みを抱える女性の諸問題の解決方法を見出すため、「女性のための相談室」を運営します。	男女共同参画課
民生委員児童委員*・主任児童委員の活動支援	行政機関や関係団体の子育てグループの企画・育成に参加・協力したり、子育て中の保護者に対して関係機関と連携をとりながら相談・支援する民生委員児童委員（地域担当）・主任児童委員（市内13地区、各2人）の活動を支援します。複雑・多様化する相談内容に対応するため、民生委員児童委員・主任児童委員の研修・育成を行います。	福祉政策課
民生委員児童委員が行う子育て支援活動の周知	子育ての不安を抱える保護者に個別的な支援活動を行う民生委員児童委員の役割を周知し、必要に応じて連携を図りながら、地域で子育てに関する相談のしやすい環境を整備します。	福祉政策課
コーディネーター配置事業	茅ヶ崎市社会福祉協議会の地区担当職員（コミュニティソーシャルワーカー）を中心に、地区ボランティアセンターと地域福祉総合相談室（地域包括支援センター内）が地区支援チームを結成し、地区内の課題解決に取り組みます。	福祉政策課
こころの健康相談（精神保健福祉相談）	精神的な不安などを抱えている保護者・家族に対して、予約制で精神科医による個別相談を実施し、精神的な不安の軽減を図るとともに、必要に応じて専門機関を紹介する心の相談事業を推進します。	保健予防課



施策の方向② 子育て支援のネットワークづくり・・・・・・・・

地域におけるさまざまなネットワークを利用し、子育て支援サービスや事業の情報提供の充実を図ることで、それらの利用及び参加を促進します。また、地域に根ざしたネットワークづくりを図り、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を中心に、母子保健施策を推進します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	巡回相談事業	こどもセンターの相談員・臨床心理士が保育所等を巡回し、支援が必要と思われる子どもの特性理解・対応方法などを助言し、集団適応や発達促進を支援します。 【平成30年度実績】巡回回数 217回	こども育成相談課	継続		
2	子育て情報の収集・提供	各種子育て支援サービスの情報を一元的にまとめた子育てミニマップや子育てガイドブックを作成するとともに市ホームページの充実を図ります。また、インターネットを活用した子育て関連情報の発信事業を充実させます。	子育て支援課	継続		
		指標			現状値（H30）	目標値（R6）
		子育てガイドブックの発行			隔年発行 20,000部	隔年発行 20,000部

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
学校評議員制度の設置・活用の推進	保護者や地域の意向を学校経営に反映させ、特色ある学校づくりを進めるために学校評議員制度の充実を図り、地域及び家庭と学校の連携・協力を推進します。	学校教育指導課
子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との連携	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が実施できるよう、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携し、対象となる家庭の相談等に応じます。	こども育成相談課/ 健康増進課
母子保健推進会議	茅ヶ崎市及び寒川町が実施する母子保健事業が円滑かつ効果的に行われるために事業の課題検討、実績の分析・評価を行い、母子保健施策の向上を図ります。	地域保健課

施策の方向③ 子どもの健全育成・・・・・・・・

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から市民一人一人が培ってきた学びを生かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。また、子どもたちの自然や環境等に対する関心を高めることを目的に、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、ワークショップや体験学習を実施するなど、自由に活動や学習、遊びができる子どもの学びの場づくりを積極的に推進します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	子どもの読書活動の推進	子どもの心の健やかな発達の支援として、読書活動を推進します。乳児期から本を楽しむ環境づくりと、本を通じた親子のふれあいを目指しブックスタート事業を行います。	図書館	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		対象児へのブックスタートパック配布率			76.17%	80%
2	公民館における子ども向け事業の開催(こども事業)	公民館で、子ども向けの講座やイベントなどを行います。 【平成30年度実績】講座数 71事業	社会教育課	継続		
3	公民館における家庭教育支援の推進(家庭教育支援関連事業)	公民館において家庭教育に関する教室・講座を開催します。また、子育てフリースペースなどを設置するとともに、さまざまな体験活動を行うことにより子どもや親子を対象にした交流機会を提供します。 【平成30年度実績】講座数 40事業	社会教育課	継続		
4	公園の整備	すべての人が安全で快適に遊べるよう、身近な場所に公園を整備するとともに、既存公園についても老朽化した遊具の改修等を進めます。	公園緑地課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		市民1人当たりの都市公園面積			3.37㎡/人	3.5㎡/人
5	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業	幼児期を中心として、思春期にわたる子どもの成長発達についての本質的な研究を進めます。また、その研究成果を研修等により情報提供し、親子がともに歩む子育て・子育てのより良い環境づくりを支援します。 【平成30年度実績】実施回数 2回	教育センター	継続		
6	「子どもの教育」講座・講演事業	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業の成果を発信する「子育て・子育て出前講座」を引き続き開催し、地域の教育力の向上を支援します。開催にあたっては、関係課や青少年教育団体と連携します。 【平成30年度実績】実施回数 15回	教育センター	継続		

No.	事業名	事業内容と目標			担当課	方向性
7	放課後子ども総合プラン	共働き家族等の「小1の壁*」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした、両事業の計画的な整備等を進めます。			保育課/ 青少年課	継続
		指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)		
		放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の整備	0施設	1施設		
		放課後子供教室と一体的に実施また連携を行っている放課後児童クラブ数	19クラブ	23クラブ		

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
子どもの家の管理運営	子どもたちの遊び場や居場所になっている「子どもの家」について、運営管理業務等を確認するモニタリング実地調査を行い、運営内容の充実と有効な施設利用を図ります。(コミュニティセンター併設)	青少年課
青少年広場の運営管理	子どもたちの健全育成のため、遊び場や居場所の充実のため、設置している「青少年広場」の安全な管理を行います。	青少年課
海岸等における美化運動の推進	海岸等における美化運動を促進し、子どもたちに地域の環境を保全・継承していく心を育成します。	環境保全課
青少年会館管理運営事業	青少年の健やかな育成の場や居場所として活用されている青少年会館の実施事業等、運営内容の充実を図ります。	青少年課
環境学習事業の実施	子どもたちが環境についての関心と理解を深めることを目的とし、子どもと保護者を対象とした体験学習事業を実施します。	環境政策課
農業体験活動の支援	子どもたちの農業への理解を深め、自然や環境を大切にすることを育成するための事業を実施するとともに、さがみ農業協同組合が行う農業体験活動を支援します。	農業水産課
小学校ふれあいプラザ事業	学校、地域、保護者の協力を得ながら、放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所を提供します。	青少年課
冒険遊び場事業	子どもがのびのびと思い切り遊べるように、禁止事項を少なくし、「自分の責任で遊ぶこと」を大切にしていける遊び場を運営します。	青少年課
子ども会育成事業	子ども会の活動内容を充実し、子どもの主体的な活動への参加と子ども同士の異世代交流を深めます。	青少年課
人権擁護活動事業	市内在住・在学の小学生(4~6年生)を対象に、人権ポスターを描くことを通じて人権とは何かを考え、明るい社会、楽しい学校生活を願って実施します。	市民相談課
ごみ減量、資源化啓発事業の推進	ごみの減量や資源化に対する啓発を通じて、次世代の環境に対する意識の高揚を図ります。	資源循環課
美術館事業	展覧会の鑑賞、ワークショップ及び実習等での体験を通し、子どもの文化芸術への関心を高めるとともに次世代の育成を図ります。	文化生涯学習課

第4章 施策の展開

基本施策1 地域における子育ての支援

事業名	事業内容	担当課
読書活動指導協力者派遣事業	公立小学校において、読み聞かせ等を通して豊かな心を育成するため、読書活動指導協力者を派遣します。	学校教育指導課
茅ヶ崎公園体験学習施設管理運営事業	旧海岸青少年会館と福祉会館を「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」に基づき、茅ヶ崎公園体験学習センター（うみかぜテラス）として、子どもから高齢者までが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなど、あらゆる世代がふれあうことができる施設を目指します。	青少年課
公立小・中学校の校庭等の開放	小学校・中学校の校庭等の開放を実施し、子どもの居場所とします。	教育施設課
青少年育成指導者研修	青少年指導員*、子ども会役員向けの研修を実施します。	青少年課
学校教育施設の大規模改修及び環境改善事業の推進	大規模改修事業計画校20校（小学校14校、中学校6校）と計画的トイレ改修対象箇所85系列の改修を行い、良好な学校教育施設の整備を進めます。	教育施設課



施策の方向④ 世代間交流・市民活動の推進・・・・・・・・

地域の社会資源*を活用しながら、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、市民活動を通じた多世代間の交流の場となっているコミュニティセンターの充実を図ります。市民活動団体や、市民ボランティア等の活動の充実に向けた支援を行い、体験活動等、学校・家庭・地域・関係機関との連携により、子どもの育成活動を推進します。また、次代を担う子どもたちに、自然体験や平和の尊さなどを考える機会を創出します。

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
コミュニティ保育の支援	地域で自主的に子育て支援に取り組むボランティアグループ及び自主的に集団保育に取り組むコミュニティ保育グループ(子育てサークル)が、充実した活動が行えるように支援します。	子育て支援課
子育て世代のための生涯学習交流サロン運営事業	子育てをしている方が学習活動をきっかけとしたつながりを作るための場として、子育て交流サロンを月1回程度開催しています。	文化生涯学習課
市民の森再整備	「市民の森」を守り育てるとともに、自然体験学習や市民の憩いの場として利用され、みどりの育成から保護に至る一貫したみどりの基地とすることを目的に整備します。	公園緑地課
「平和について」ポスター・作文コンテストの実施	平和の大切さについて学んでもらうため、次世代を担う市内在住・在学の小学6年生・中学2年生を対象に平和についてのポスター・作文を募集し、その作品を通して、市民に広く平和の尊さを啓発します。	男女共同参画課
ピーストレイン平和大使の広島への派遣	次世代に戦争の悲惨さ、平和の尊さなどを肌で感じ、学びとってもらうため、「平和について」ポスター・作文コンテスト入賞者の小・中学生を広島での平和式典に派遣します。	男女共同参画課
コミュニティセンター管理運営事業	市民の地域活動を通じた多世代間の交流の場となっているコミュニティセンターの運営内容の充実と有効な施設利用を図ります。	市民自治推進課
地域の子育てサロン事業への支援(再掲)	地区社会福祉協議会、主任児童委員など、地域の市民により実施されている各子育てサロンに対し、子育て支援センターが助言や支援を行います。	子育て支援課
市民活動推進補助制度	子どもの健全育成等を含む公益的事業に対して、市民活動げんき基金*から助成金を交付し、市民活動の活性化を支援します。	市民自治推進課
市民活動団体との協働の推進	市民活動団体の専門性、当事者性等の特性を生かすことで、市が単独で実施するよりも効果的に事業を実施する協働を通じて、子どもの健全育成等に積極的に取り組むことができる環境整備を進めます。	市民自治推進課

施策の方向⑤ 経済的負担の軽減・・・・・・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在、子育て家庭に対して実施している各種手当等の経済的支援をより一層充実させるとともに、支援を必要とする方への周知に努めます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
1	特定不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用とならない配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。県の特定不妊治療費助成事業に対する上乗せ事業です。 【平成30年度実績】助成件数 163件	地域保健課	継続

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
児童手当の支給	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成、資質の向上を図るため、児童手当法により中学校3年生以下の児童の養育者に支給します。	子育て支援課
保育所等の保育料の軽減	保育を必要とする3歳児クラス以上と市町村民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの保育料を無償化します。また、認可保育所等について、3歳児クラス未満の第2子は2分の1に、第3子以降は無料とします。(2号認定*・3号認定*)	保育課
認定こども園・幼稚園の利用料の軽減	認定こども園・幼稚園に通う満3歳児クラス以上の利用料を無償化します。また、3歳児クラス以上の保育を必要とする子どもについては、預かり保育*も無償化します。(1号認定*)	子育て支援課/ 保育課
児童クラブ育成料(保育料)の減免	安定した生活を支援するため、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯は育成料(保育料)の全額を免除、また市町村民税が均等割のみの課税世帯は2分の1に減額します。	保育課
要保護及び準要保護児童・生徒就学援助	市立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で生活保護または生活保護に準じる程度に困窮している世帯の保護者に対して、学用品、通学用品、校外活動、給食、医療などの費用の援助をします。	学務課
各種融資制度・貸付制度の充実	勤労者の生活の安定及び充実に資するために必要な資金について、低利の融資を行います。	雇用労働課
勤労者等教育資金利子補給金	勤労者等の子どもが高等学校、専修学校や大学等に就学するにあたり教育資金を指定された金融機関から借り受けた場合に利子の一部を補助することで教育にかかる経済的負担を軽減します。	雇用労働課
市営住宅の整備(借上型市営住宅)	経済的理由等により自力では最低居住水準の確保が難しい世帯に対し、市営住宅の的確な供給を行い、安心して子どもを育てられる良好な居住環境の整備を図ります。	建築課
勤労者住宅資金利子補給金	勤労者の住宅取得を促進することにより勤労者の福祉向上を図るため、住宅資金の融資を受けた人が返済する利子の一部を補給します。	雇用労働課

事業名	事業内容	担当課
不育症治療費助成事業	不育治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用とされない不育症治療に要する費用の一部を助成します。	地域保健課



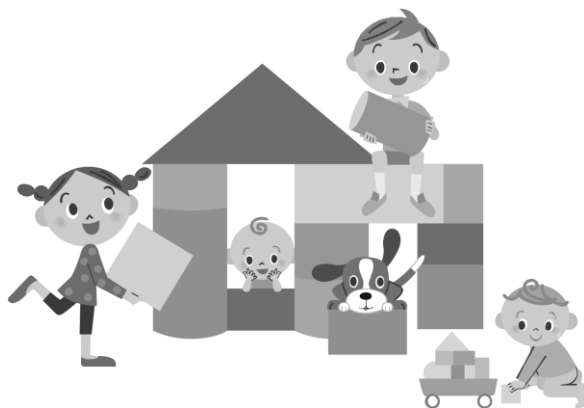
基本施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、大変重要な役割を担っていることから、「内面的な能力（非認知能力）」の展開に重点を置きつつ、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を深めていきます。

就学前児童数は減少傾向にあります。保育所等を利用したいというニーズは高まり続けており、国が目指す「女性就業率80%」にも対応できるよう、引き続き、保育の量の拡大と、保育人材の確保、教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進するとともに、ニーズに合った多様な教育・保育サービスを行います。

【 目標 】

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	方向
子どもの教育について、日頃悩んでいる・気になっていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	40.3%	減少
	小学生		40.5%	
出産前後に離職した母親のうち、両立支援環境が整っていればやめなかった人の割合	就学前児童	アンケート調査	11.5%	減少
育児休業明けに、希望する保育サービスを利用できた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	54.2%	増加



施策の方向① 就学前教育・保育の体制の確保・・・・・・・・

保育所等の待機児童の解消に向けた事業等、保護者の保育ニーズに応じた多様な教育・保育サービスを提供します。また、保育の受け皿の拡大を支える保育人材の育成、教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	待機児童解消のための保育所等の整備拡充（通常保育事業）	待機児童解消のため、また保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園等の整備拡充を進めます。	保育課	継続		
		指標			現状値（H31）	目標値（R6）
		利用定員数			4,035人	5,203人
2	保育士等研修事業	認可保育所や認可外保育施設等の保育従事者を対象に研修を実施し、全市的に質の高い教育・保育を提供することを目指します。	保育課	継続		
		指標			現状値（H30）	目標値（R6）
		参加者数			868人	910人

【主な取り組み】

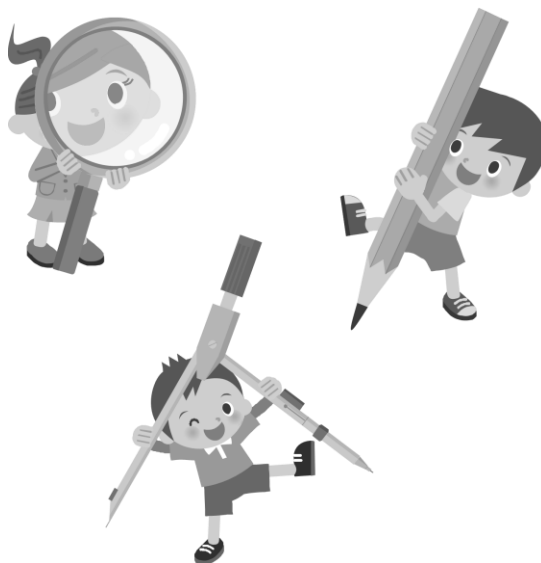
事業名	事業内容	担当課
子育て支援センターでの実習等の受け入れ	乳幼児とふれあう機会を広げるため、学生の実習や研修を積極的に受け入れます。	子育て支援課
保育士確保の推進	市内保育所等で働く保育士を確保するために、就職機会や働きやすい環境の提供等を行います。	保育課
認可保育所（民間）への助成	多様な保育ニーズに応え、子どもが安全で快適な生活ができるよう、民間保育所の運営費及び施設整備等を助成します。	保育課
認可外保育施設への助成	認可外保育施設に対して、認可保育所に準じた適切な保育水準を確保するために助成します。	保育課
幼稚園等での預かり保育の推進	保護者の選択の幅を広げるとともに、幼稚園等利用者の安定的確保の観点から、幼稚園等の教育時間前後の預かり保育を推進します。	保育課

施策の方向② 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進・・・

発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の幼児・児童の交流をする機会をつくり、子どもの豊かな人間性や生きる力*の基礎を育みます。さらに、教師・保育士が交流する機会や情報交換の場を提供し、互いの学び合いを推進します。そして、小学校生活への円滑な移行を目指して、共通の見通しが持てるよう認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
保幼小中等教育連携研究事業	幼児期の教育に関する基礎研究の成果を踏まえ、保幼小中関係教職員等が子どもの成長発達について学ぶ研修機会や情報交換の場を提供します。また、小・中学校の教員で行っている子どもの成長発達調査研究委員会については、保育所や幼稚園での実地研究を行うなど、幼児期から思春期への成長発達の連続性や課題に関する調査研究を行います。	教育センター



施策の方向③ 保育サービスの充実・・・・・・・・

少子高齢化に伴う核家族化の進展や共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児クラスを対象とした小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業等の整備のほか、一時預かり事業、病後児保育等の充実など、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標			担当課	方向性
1	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育を実施します。			保育課	継続
		指標	現状値（H30）	目標値（R6）		
		実施施設数	62施設	76施設		
2	一時預かり事業	保護者の出産や病気、不定期の就労、育児疲れなどの理由による認可保育所等での一時的な預かりや、認定こども園等在園児の教育時間前後の一時預かりを実施します。			保育課	継続
		指標	現状値（H30）	目標値（R6）		
		実施施設数	36施設	39施設		
		延べ利用日数	29,167日	35,214日		
3	病後児保育事業	保育所に通園している児童等が病気の回復期において集団保育が困難な期間、児童等を一時的に預かる病後児保育（施設型）を実施します。			保育課	継続
		指標	現状値（H30）	目標値（R6）		
		延べ利用日数	202日	265日		

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
障害児保育事業	保育士を手厚く配置すること等により、障害のある子どもの保育体制をさらに充実させます。	保育課
地域型保育事業	待機児童解消のため、また保護者の多様な保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児クラスを対象とした小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業等を実施します。	保育課
産休明け保育事業	保育を希望する時期の多様化に対応するため、産休明け保育を実施します。	保育課

施策の方向④ 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備・・・・・・・・

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、ワーク・ライフ・バランスの推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立しながら働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策、キャリア形成のための相談、子育て家庭への就労支援などの環境づくりに努めます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	待機児童解消のための保育所等の整備拡充(通常保育事業)(再掲)	待機児童解消のため、また保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園等の整備拡充を進めます。	保育課	継続		
		指標			現状値(H31)	目標値(R6)
		利用定員数			4,035人	5,203人
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象とし、地域の協力を得ながら、適切な遊び及び生活の場を提供して健やかな育成を図ります。なお、運営形態は、公設民営のほか、待機児童の増加が見込まれる地域において、高齢者の活用といった民間独自の特色を生かした新たな民設民営児童クラブを設置し、多様な保護者ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図ります。	保育課	拡大		
		指標			現状値(H31)	目標値(R6)
		施設数			30施設	40施設
		定員数			1,788人	2,255人

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
就職支援事業	茅ヶ崎市ふるさとハローワークでの職業相談・紹介や、就職面接会、企業説明会などを実施し、就職を支援します。	雇用労働課
セミナー等講習会の開催	勤労市民会館において、就職に必要な知識などの就職活動支援セミナー、労働に関する講座、中小企業勤労者の職業能力の向上、余暇活動の充実に資する講座を開催します。	雇用労働課
相談事業の充実	勤労市民会館において社会保険労務士による労働相談や、キャリアコンサルタントによる就職活動やキャリア形成についての相談を実施します。	雇用労働課

事業名	事業内容	担当課
児童クラブ指導員に対する研修	児童クラブの指導員に対して、研修を実施するとともに、他機関で実施する研修への参加を働きかけ、指導員の資質の向上を図ります。	保育課
女性が社会的、経済的に力をつけることを支援する講座の実施	女性が社会的、経済的に力をつけること（エンパワーメント）を目的とした講座を実施し、就労等を支援します。	男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施	人生の各段階に応じて、多様な生き方や働き方が選択できる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、啓発講座等の事業を実施します。	男女共同参画課
茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画の推進	本市において、職員の仕事と子育ての両立を支援するため、職員の子育て支援行動計画を推進します。	職員課



基本施策3 親と子の健康の確保及び増進

保護者が抱く育児不安や育児負担を軽減していくためには、子どもの発達段階や保護者の思いに寄り添ったきめ細やかな支援が必要です。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、親子の健康維持に努めるとともに、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行い、個々の状況に寄り添ったタイムリーな福祉サービスの提供や専門相談機関との連携による適切な支援を行います。

また、子どもたちは、学童期から思春期と、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられることから、小児医療にかかるサービスの充実とともに、子どもたちの成長を支えていくための思春期保健対策の充実に努めます。

【 目標 】

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	方向
こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問件数	就学前児童	統計	1,810件	継続
乳幼児健康診査の平均受診率	就学前児童	統計	96.3%	増加

施策の方向① 親と子の健康の確保・・・・・・・・

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。安心して出産・子育てができるよう、健診未受診の乳幼児や妊産婦についての状況把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化しながら、健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めます。

妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図り、母子保健事業をきめ細かく実施します。また、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	妊婦の健康管理の充実	妊娠の届出をした妊婦に、母と子の健康と成長の記録となる母子健康手帳を交付し、一貫した健康管理を行います。また、妊婦健康診査の助成を通して、より妊婦の健康管理の充実を図るとともに、異常の有無を早期に確認し適切な指導を行います。	健康増進課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		妊婦健康診査補助券利用率			89.4%	90.4%
2	乳幼児の健康管理の充実	健康診査を「乳幼児の健康状態を確認し、疾病・異常等の早期発見とともに各時期の育児上のポイントを親と確認できる機会」として捉え、安心して子育てができるよう支援します。個別健康診査(4か月児・10～11か月児)では、委託医療機関との連携を密にするとともに、集団健康診査(1歳6か月児・3歳6か月児)では、待ち時間に保育士による親子のふれあい遊びの機会を設けるなどの取り組みも推進します。	健康増進課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		乳幼児健康診査平均受診率			96.3%	97.3%
3	予防接種の推進	感染症に対する免疫を確保し疾病の発生及び流行を予防します。児童・生徒の接種率が乳幼児に比べ低くなる傾向にあることから、学校・教育機関との連携により正しい予防接種の知識を保護者に提供し、予防接種率の向上を図ります。	健康増進課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		接種率(子宮頸がん、3種混合、不活化ポリオを除く)※			101.7%	100%
4	妊産婦、新生児、乳幼児などへの訪問指導	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て情報を提供、必要な子育て支援を行います。主に第1子を出産された方等へは助産師が、第2子以降の出産をされた方で不安がない方へは主任児童委員が訪問します。また、妊娠届出、各健診、相談のフォローや各機関からの依頼により、妊産婦、乳幼児とその保護者を継続して訪問し、安心して出産、子育てができるように支援します。	健康増進課	継続		
		指標			現状値 (H30)	目標値 (R6)
		こんにちは赤ちゃん訪問実施率			98.1%	100%
5	乳幼児発育・発達支援	乳幼児の発達や育児不安について、発達相談員が個別の相談に応じ、保護者が安心して育児できるよう支援します。また、必要に応じて親子教室への参加を促し、健やかな発育発達を促すとともに、適切な時期に療育等の関係機関を紹介します。 【平成30年度実績】 延べ相談件数 241件	健康増進課	継続		

※予防接種の接種率は、基準日時点の対象者に対する接種者数の割合となっており、出生や転入などにより100%を上回る場合があります。

第4章 施策の展開

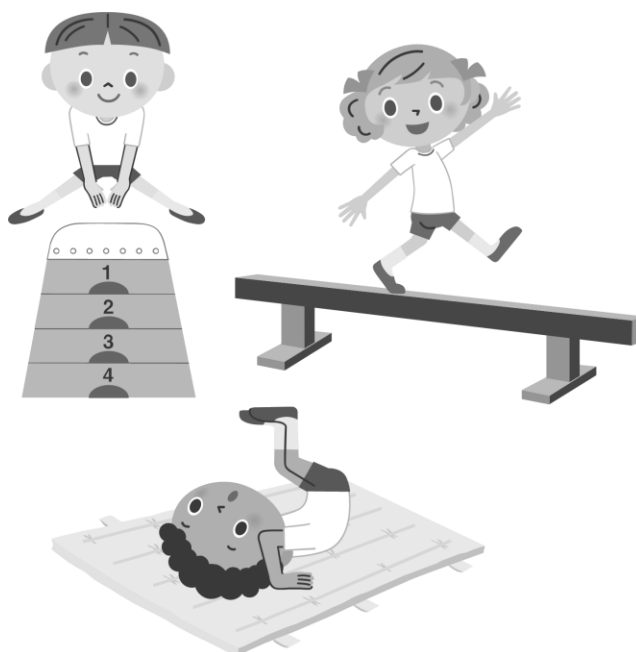
基本施策3 親と子の健康の確保及び増進

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
6	療育相談事業	発達に気がかりのある子どもについて、個別相談、巡回相談、親子教室、専門相談等を実施し、親子が適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育との連携を図ります。 【平成30年度実績】相談件数 3,801件	こども育成相談課	継続
7	幼児のこたばの教室	ことばの発達等に課題のある幼児に対し、母子保健事業をはじめ療育相談事業や学齢児を対象とした「ことばの教室」事業など、他の関係事業と連携を図りながら、言語に関する指導・訓練を行います。 【平成30年度実績】参加人数 延べ361人	こども育成相談課	継続

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
歯科保健対策の充実	乳幼児期の健康な歯は、成長に必要な栄養摂取や言葉の発達にも大きな役割を果たしていることを踏まえ、健康診査、教育や相談等の事業で歯科指導を充実します。 また、保健所乳幼児健康相談の場等を活用し、妊婦の歯科保健の充実を図ります。	健康増進課
重度う蝕 ^{しよく} ハイリスク幼児予防対策事業	市の歯科健診等で早期にう蝕 ^{しよく} （むし歯）多発傾向が把握された幼児の歯科支援と予防処置を実施します。	地域保健課
障害児者等歯科保健事業	未熟児・慢性疾患児・障害児の早期療育に関わり、う蝕 ^{しよく} （むし歯）予防や口腔機能発達支援の歯科相談を実施します。	地域保健課
低出生体重児交流会（ふれあいカンガルーサロン）	養育支援の一つとして、低出生体重児を持つ親子同士の交流を図りながら、安心して子育てができるように実施します。	健康増進課
児童・生徒の健康・体力づくりの推進	児童・生徒の「すこやかな体」の育成に向けて、「週に3日以上、1日30分以上の継続した運動」をポスター等を作成して呼びかけ、児童・生徒が遊びや運動・スポーツに親しむよう努めます。	学校教育指導課
スポーツ活動の促進	行政あるいは関係スポーツ団体が主体となって進めるスポーツ・レクリエーション教室の充実を図り、子どもたちに体を動かすことの楽しさ、大切さを学んでもらえるような教室を開催します。 また、教室以外にも、市民による自主的なサークル、クラブによるスポーツ活動の展開を支援し、身近にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。	スポーツ推進課
保健指導・健康相談事業	女性の健康に関する保健指導・相談や学校からの依頼に応じた思春期保健指導を実施します。	地域保健課
安心して出産・育児に臨むための教室の開催	安心して妊娠、出産、育児に臨めるように知識を普及するとともに、仲間づくりの機会を提供することを目的として開催します。	健康増進課
かかりつけ医・歯科医・薬局の推進	日常の健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスが受けられるよう、「かかりつけ医・歯科医・薬局」の普及・定着を進めます。	地域保健課

事業名	事業内容	担当課
養育医療給付事業	母子保健法に基づき、養育のため入院を必要とする低出生体重児に対して医療給付を行います。	子育て支援課
母子保健コーディネーター事業	母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦及び子どもの保護者からの相談に応じるとともに、個々のニーズに合わせたサービスの提供等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康増進課
スポーツ施設の整備	子どもたちのスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改修等を行い、効果的な活用を推進します。	スポーツ推進課



施策の方向② 食育*の推進・・・・・・・・

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない取り組みを行います。乳幼児期から正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育所や学校等における食環境の充実を図ります。また、他機関と連携しながら、食に関する情報提供や親子で楽しみながら学習できる機会の拡充に努めます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	保育所における食育の推進	市内保育所における栄養・巡回指導において、栄養士による園児への食育を実施します。 【平成30年度実績】訪問件数 70件	保育課	継続		
2	妊産婦及び乳幼児、小学生とその保護者を対象とした食に関する学習機会や情報提供	母子栄養健康の各教室への積極的な参加を促すとともに、そのほかの食に関する学習機会を提供し、妊産婦や乳幼児及び小学生を育てる保護者への食に関する啓発を図ります。	健康増進課	継続		
		指標			現状値（H30）	目標値（R6）
		参加組数			401組	460組

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
食育の推進	茅ヶ崎市食育推進計画に基づき、市と関係団体が連携し、市民の食育への関心の向上及び個人や団体の食育活動を支援することを目的として、親子で楽しむことのできるイベントを開催します。	健康増進課
小・中学校などにおける「食に関する指導」の推進	児童・生徒へのより一層の食育の充実を図るため、栄養教諭を中核としたネットワークを活用して各校への情報提供等を行い、教員・栄養教諭・学校栄養職員・養護教諭による給食指導や学校指導並びに教科における食育を推進します。	学校教育指導課
小学校給食の充実	小学校において、安全で楽しく給食が食べられるよう、給食指導及び栄養指導の充実を図るとともに、給食を通じて児童の食に関する意識の啓発を図ります。また、学校給食設備の整備を進め、衛生管理の充実を図ります。	学務課
夏休み親子料理教室	親子で楽しく料理を作り、食材の持つ栄養や特徴と大切さを学び、楽しく食事することで、親子の絆と日常生活に欠かすことのできない「食」への意識を深めることを目的に実施します。	市民相談課
地域食生活対策推進事業	子ども・成人・高齢者等の栄養や食生活について、課題のある年代に対し、地域関係機関・団体との連携により、栄養・食生活改善の推進を図ります。	地域保健課

施策の方向③ 思春期保健対策の充実・・・・・・・・

思春期は、体に二次成長がおこる成人への移行期でもあり、この時期の生活習慣はその後の健康づくりにおいて大きく影響する重要な時期と言えます。このため、思春期の子どもたちの保健対策として、生命の誕生と性、性感染症、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響などについて、正しい知識の普及と理解の促進を徹底し、自ら正しい判断ができるよう支援していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
エイズ・性感染症予防の普及	正しい予防知識等の普及を目的に、「青少年エイズ・感染症予防講演会」を開催します。	保健予防課
保健指導・健康相談事業（再掲）	女性の健康に関する保健指導・相談や学校からの依頼に応じた思春期保健指導を実施します。	地域保健課
自死（自殺）対策普及啓発事業	自死（自殺）に対する偏見や誤解をなくし、正しい理解を深めることを目的に、学園祭や市民まつりを活用した普及啓発や街頭キャンペーン、講演会等を開催します。	保健予防課



施策の方向④ 小児医療にかかるサービスの充実・・・・・・・・

子どもの病気や事故等は、容態の急激な変化から命に関わることもあるため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられる体制を整えます。また、関係機関と連携をとり、医療費の助成など小児医療にかかるサービスの充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見に取り組んでいきます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標			担当課	方向性
1	小児医療費助成事業	小児の健康増進を図り、保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。			子育て支援課	継続
		指標	現状値（H30）	目標値（R6）		
		助成件数	358,709件	405,000件		

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
乳幼児精密健康診査事業	乳幼児健康診査の結果、心身に疾病及び障害の疑いがある子どもに対して、精密検査実施医療機関を紹介し、早期に精密検査を受けられるようにします。	健康増進課
小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児童に対して、必要な日常生活用具を給付し、在宅での日常生活の便宜を図ることを目的とします。	健康増進課
地域医療センター業務運営事業	休日や夜間等に、小児科診療を含む一次救急診療を実施することで、医療が空白となる時間帯における住民の不安の解消を図ります。	地域保健課

基本施策4 子育てを支援する生活環境・安全の確保

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるよう、生活環境の安全確保、防犯のための活動の充実に努めるとともに、被害に遭った子どもへの相談体制の充実に図ります。

【 目標 】

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	方向
子どもが安全に通れる道路がないことに困っていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	32.7%	減少
子どもが安心して遊べる場所がないことに困っていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	29.2%	減少
暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪にあわないか心配と感じている保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	35.4%	減少
子どもが犯罪の被害にあった・あいそうになったことがあると答えた保護者の割合	小学生	アンケート調査	3.5%	減少



施策の方向① 安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。より子育てしやすいまちを目指して、公園の整備・改修や、ベビーカーでの親子連れ、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
鉄道駅等の旅客施設、バスなどの車両等のバリアフリー化	市内の駅におけるエレベータの設置や低床式ノンステップバスの導入促進を図り、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。	都市政策課
バス交通ネットワークの整備及びコミュニティバス等新たなバス交通システムの検討	既存のバスやタクシーの機能やサービスを充実することを基本に、その機能やサービスあるいは徒歩や自転車の機能を補完するコミュニティバス、乗合タクシーなどを含めて、より機能的な乗合交通網を整備します。	都市政策課
道路安全施設設置事業	安全に外出できるよう、通学路など歩行者の多い道路を中心に道路照明灯、反射鏡、道路標示などの整備を推進します。	道路管理課
公園施設整備の推進	公園の遊具や設備を改修し、すべての人にやさしい公園の整備を進めます。	公園緑地課



施策の方向② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・

子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行うとともに、市民の交通安全意識の向上を図っていきます。通学路対策としては、危険箇所の点検調査や、ドライバーに対する注意喚起看板等の設置を実施します。さらに、子どもや妊婦、障害者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒などに対する交通安全学習を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育事業	保育所・幼稚園・学校等からの要請により、交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を推進します。	安全対策課
保育所等における園外活動時の安全対策	市内認可保育所等での園外活動において活用する散歩経路等について、安全確保のため、関係機関と連携して危険箇所の点検調査を行います。また、点検調査の結果、改善の必要な箇所については、関係機関と連携して対応を検討し、改善に努めます。	保育課
交通安全対策事業	市、警察、学校関係者で構成する「茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議」において、通学路及び生活道路の交通安全対策について協議を進めます。また、通学路対策として、ドライバーに対する交通安全注意喚起看板設置及び通学路電柱巻標示（文マーク）設置を実施します。	安全対策課
都市計画道路の整備	都市計画道路27路線のうち主要な幹線を中心に整備し、子どもや妊婦、障害者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる道路の整備を進めます。	道路建設課
歩道の整備	子どもや妊婦、障害者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる歩道の整備を進めます。	道路建設課/ 道路管理課
通学路の点検調査の実施	各小学校では、地域や保護者の協力のもと、通学路の安全確保のため、危険箇所の点検調査などを行います。点検調査の結果、改善の必要な箇所は、各学校から提出された通学路改善要望に基づき、関係機関と連携し通学路の改善に努めます。	学務課

施策の方向③ 子どもを犯罪被害から守るための活動の推進・・・・・・・・

年々増加する子どもが巻き込まれる犯罪や事故は、社会問題にもなっており、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しています。

警察、行政、保育所、幼稚園、学校、地域等の連携・協力により、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、地域ぐるみでの危機管理を強化していくことで、子どもの安全の確保に努めます。また、さまざまな機会を活用した啓発活動等を通じて、子どもが被害者となる犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図ります。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
1	子どもの安全を守る都市の推進	青少年育成推進協議会等の関係団体の協力のもと、夜間のパトロールを推進するとともに、保護者や学校関係者等による学校付近や通学路等におけるパトロール活動を推進し、子どもを犯罪から守ります。 【平成30年度実績】子どもの安全活動にかかる支援学区数 19学区	青少年課	継続

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
学校における防犯・防災教室の開催推進	学校管理下での事件や事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯・防災や救急処置等の訓練などを実施する防犯・防災教室の開催を推進します。	学校教育指導課
市内小学校児童への防犯ブザー配布	市内の新小学1年生に、大きな音を発生させ周囲に助けを求めるための防犯ブザーを入学時に無料で配布し、子どもが被害者となる犯罪を防止します。	青少年課
こども110番！パッカーくん	『こども110番！パッカーくん』は、子どもが身の危険を感じて助けを求めてきたときに、子どもの安全を確保するとともに、子どもが被害者となる犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図るものです。	環境事業センター
インターネット有害情報監視事業	インターネット（携帯電話）の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域等と連携を図り、キャンペーンの実施などの啓発を進めます。	青少年課
防犯活動事業	市、警察、各種地域団体で構成する「茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議」において、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために犯罪防止についての協議を進めます。 また、ちがさきメール配信サービス防犯情報で茅ヶ崎警察署管内の犯罪の発生状況や防犯対策について配信します。	安全対策課

事業名	事業内容	担当課
関係機関・関係業界に対する被害防止のための措置の要請	青少年指導員による有害図書類区分陳列調査、社会環境実態調査、有害図書の回収等の活動を中心に、青少年の健全育成に影響を与えている各種営業、情報媒体の実態を把握し、地域の青少年を取り巻く社会環境健全化推進に資するため、県とも協調した取り組みを進めます。	青少年課
防犯活動団体活動支援	地域で防犯パトロール活動を実施している自主防犯活動団体へ防犯活動物品を貸与するとともに、「防犯ネットワーク会議」において、防犯情報の提供、防犯講演等を実施し、活動を支援します。	安全対策課
薬物乱用防止対策	関係機関・団体による地域連絡会で、薬物乱用に関わる情報交換及び対策検討を行うとともに、学校の指導者や保護者を対象に講演会を開催します。	衛生課



施策の方向④ 被害に遭った子どものための相談の実施・・・・・・・・

子どもが巻き込まれる犯罪等については、これらの防止とあわせ、被害を受けた子どもを支援することが必要です。被害に遭った子どものための相談事業や、学校における教育相談体制の充実を図ります。さらに、複雑化、多様化している相談内容について、相談機能の質の向上を目指します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
青少年教育相談事業 (再掲)	児童・生徒及び青少年が直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、健全育成、非行化防止及び自立を目指して、きめ細やかな相談活動を電話、面接、訪問等それぞれのケースに適した形で展開します。また、複雑化、多様化している相談内容について、心理学の研究的な視点を持ち、相談機能の質の向上を目指します。	教育センター
犯罪被害者等支援相談	被害者支援自助グループの協力のもと、相談内容に応じた各支援機関や窓口の紹介、情報の提供などを行い、犯罪被害者を支援します。	市民相談課
スクールカウンセラー配置活用事業	スクールカウンセラーを有効に活用し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	教育センター



基本施策5 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待への対応については、関係機関等の連携により、困難を抱える児童の早期発見及び児童虐待の予防的支援を行っていますが、その対応件数は年々増加傾向にあることから、子どもが安心して生活できるよう、さらなる相談体制の強化を図ります。

ひとり親家庭においては、子どもの養育や経済面の不安など、さまざまな問題を抱えることが少なくないため、今後もひとり親家庭の自立促進と、ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるような精神的、経済的支援に関する取り組みを推進します。

障害のある子どもが健やかに成長していくために、それぞれの発達段階において、障害の特性に応じた支援や教育が受けられるよう、関係機関等と連携した取り組みを行うとともに、障害のある子どもやその家庭を、地域全体で温かく見守り、支えていくための環境整備を進めます。

【 目標 】

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	方向
子どもを虐待してしまっていると思うことがあると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	21.8%	減少
児童扶養手当の受給対象児童数	延べ児童数	統計	24,989人	継続



施策の方向① 児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、未然防止や、早期発見・早期対応に取り組みます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
1	家庭児童相談事業（再掲）	<p>家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員による相談業務を行います。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども及びその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供します。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童相談所や警察、地域の関係機関等との連携により、児童虐待が発生した家庭等における子ども及びその保護者を支援します。</p> <p>【平成30年度実績】 相談解決率 63.9%</p>	こども育成相談課	継続
2	茅ヶ崎市要保護児童対策地域協議会	<p>児童福祉法の規定に基づき、児童虐待が発生した家庭等の子ども及びその保護者への適切な支援を図るため、児童相談所や警察、関係機関等の連携により、必要な情報交換や支援の内容に関する協議を行います。</p> <p>【平成30年度実績】</p> <p>協議会開催回数 ①代表者会議 1回 ②実務者会議（全体会）2回 ③ケース検討会議 113回</p>	こども育成相談課	継続

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
育児支援家庭訪問事業（再掲）	乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。（専門的相談支援及び家事・育児支援）	こども育成相談課
児童虐待への主任児童委員による対応	虐待を受けている児童の発見や実情の把握、並びに児童相談所からの家庭生活状況等の調査の協力依頼や、継続的な観察状況の提供依頼に対し、主任児童委員による人権に配慮した活動を支援します。	福祉政策課

事業名	事業内容	担当課
子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」の実施（再掲）	子育てに悩みを持つ保護者に対し、しつけの技術を身につけることで親子関係の改善を目指す「ほしつ☆メソッド」（ほめる・しかる・つたえる子育て練習講座）を実施し、子育て中の家庭を支援するとともに、児童虐待の未然防止を図ります。	こども育成 相談課
女性が社会的、経済的に力をつけることを支援する講座の実施（再掲）	女性が社会的、経済的に力をつけること（エンパワーメント）を目的とした講座を実施し、就労等を支援します。	男女共同 参画課



施策の方向② ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	児童扶養手当の支給	父母の離婚や父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない等の児童について、生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。 【平成30年度実績】延べ受給対象児童数 24,989件	子育て支援課	継続		
2	母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師などの資格を取得するため養成機関で受講中、生活の安定を図るため支援します。	子育て支援課	継続		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (H30)</th> <th>目標値 (R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象者数</td> <td>13人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>			指標	現状値 (H30)
指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)				
支給対象者数	13人	18人				
3	生活困窮者自立支援事業（子ども健全育成推進事業）	【目的】生活保護受給世帯の中学1，2，3年生を対象に、学習支援や日常生活習慣を育む支援を行うことにより、長期的な視点で生活保護受給世帯の自立助長を図ります。 【内容】①高校進学への動機付け、高校進学に関する確かな情報提供や学習支援を行います。②他者との関係が希薄な生徒への「居場所」を提供し、社会性を身につけさせひきこもり不登校等を未然に防ぎます。③各種生活保護制度の説明を行います。（生業扶助、学習支援費、高校進学後のアルバイトの取扱） 【平成30年度実績】高校進学者数 14人 （高校進学率 93%）	生活支援課	継続		

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等からの相談等について、母子・父子自立支援員により支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が就学や疾病、仕事等の理由により一時的に日常生活に支障が出るとき、家庭生活支援員を派遣して支援を行います。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金	母子・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、資金の貸付を行います。	子育て支援課
母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母または父子家庭の父の自主的な職業能力開発を推進するため、指定教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
市営住宅への優遇入居等の推進	市営住宅への入居の選考に際し、母子・父子世帯に対して優遇措置を行います。	建築課



施策の方向③ 障害児施策の充実・・・・・・・・

障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある児童及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の充実を図ります。障害児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性		
1	児童発達支援（児童発達支援センター含む） ※	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。児童発達支援には児童発達支援センターと児童発達支援事業があります。	障害福祉課	継続		
		指標			現状値（H30）	目標値（R2）
		1か月当たりの利用量（実利用者数）			215人分/月	250人分/月
2	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 【平成30年度実績】 1か月当たりの利用量（実利用者数） 501人分/月	障害福祉課	継続		

※児童発達支援は、障害者保健福祉計画との整合を図るため、目標値の設定を令和2年度としています。

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
重度障害者医療費助成事業	重度障害者の健康の保持や増進を図るため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。対象者は次のいずれかに該当する方です（新規申請は65歳未満）。 身体障害者手帳1、2級の人。 療育手帳A1、A2の人。 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の人。 精神障害者保健福祉手帳1級の人。	障害福祉課
（国手当）障害児福祉手当の支給	障害児の自立と社会参加を促進するため支給します。	障害福祉課
（県手当）在宅重度障害者等手当の支給	障害児（者）の自立と社会参加を促進するため支給します。	障害福祉課
（市手当）重度障害者福祉手当の支給	障害児（者）の自立と社会参加を促進するため支給します。	障害福祉課
療育相談事業（再掲）	発達に気がかりのある子どもについて、個別相談、巡回相談、親子教室、専門相談等を実施し、親子が適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育との連携を図ります。	こども育成相談課
ふれあい補助員派遣事業	特別支援学級及び通常級にふれあい補助員を派遣し、特別な配慮を要する児童・生徒の学校生活を支援します。	学校教育指導課

事業名	事業内容	担当課
響きあい交流送迎バス活用事業	特別支援学級児童・生徒の温水プールへの送迎、県立茅ヶ崎養護学校生徒との交流、社会参加や自立活動、相互交流等のために、バス活用事業を推進します。	学校教育指導課
特別な配慮を要する子どもの就学相談	特別な配慮を要する子どもに最も適した教育の場を提供する相談事業を推進します。児童・生徒の障害は多様化、重度化の傾向にあり、きめ細かな対応ができるよう充実します。	学校教育指導課
ことばの教室への通級による指導	ことばや聞こえ等に不安のある児童が抱える課題を早期に発見し、集団生活や学習などの場面で、持っている力をより引き出せるように、一人一人の状態に応じた指導や支援を推進します。	学校教育指導課
そだちの教室への通級による指導	友だちと協調して遊ぶことや集団での過ごしが苦手な児童が抱える課題を早期に発見し、集団生活や学習などにおいて、持っている力をより引き出せるように、一人一人の児童の状態に応じた指導や支援を推進します。	学校教育指導課
発達障害のある児童・生徒に対する教育支援体制整備	小中学校の通常級に在籍する発達障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現を目指し、特別支援教育巡回相談を推進します。	学校教育指導課
相談支援事業	障害児（者）からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。	障害福祉課
日中一時支援事業	障害児（者）の日中活動の場の確保や介護者の就労、レスパイト（休息）を支援します。	障害福祉課
短期入所事業	自宅で介護を行う人が病気の場合など、短期間施設で介護などを行います。	障害福祉課
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害児（者）に外出のための支援を行うことにより、障害児（者）の自立と社会参加の促進をします。	障害福祉課
障害児（者）のためのSOSネットワーク事業	障害児（者）が行方不明となった場合に関係機関が連携し、早期発見、保護し、家族の不安を和らげるためのネットワーク事業を展開します。	障害福祉課
育成医療給付事業	障害者総合支援法に基づき、障害のある児童が自立した日常生活または社会生活を営むため、障害の除去ないし軽減を目的とした医療給付を行います。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	指定の障害に該当する20歳未満の障害児を養育している場合、所得により支給します。	子育て支援課
居宅介護事業	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	障害福祉課

基本施策6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進

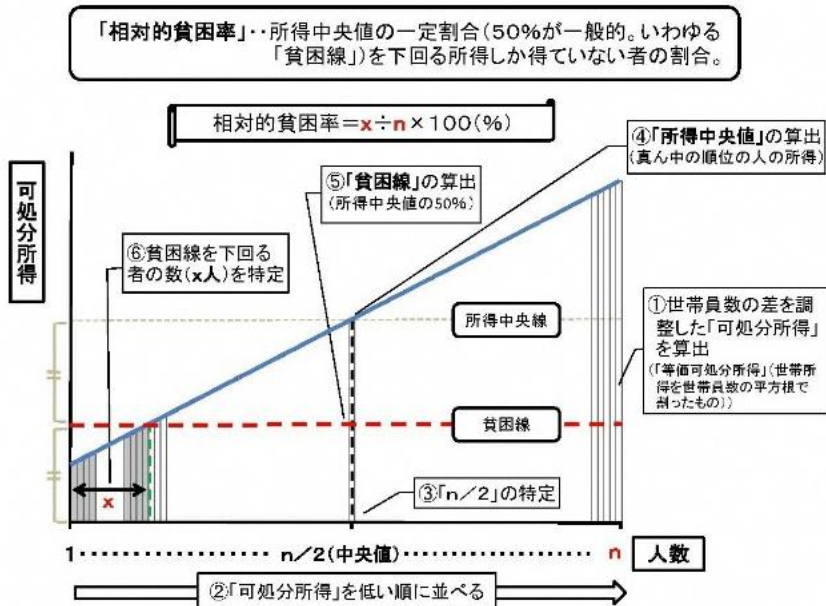
子どもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援の充実を図ります。

令和元年6月の「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正により、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策が求められることから、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を行うとともに、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などといった子どもの貧困対策を総合的に推進します。

子どもの貧困率とは

貧困の代表的な定義には、所得額が、人間が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、所得額が一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」という2つの種類があります。

17歳以下の子どもの貧困の状況を把握するために、相対的貧困率を用います。OECD（経済協力開発機構）では、「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない割合を、相対的貧困率としています。なお、平成27年国民生活基礎調査では、等価可処分所得の中央値（244万円）の2分の1である122万円を貧困線としました。



《参考 等価可処分所得の求め方》

- ①世帯人員数：世帯人員から「生計が別」である人数を除いた、17歳以下の子どもと同一生計の世帯人員を算出。
- ②可処分所得：収入から税金や社会保険料等を除いた金額（いわゆる手取り収入額）。
- ②を①の平方根で除して、世帯の1人当たりの所得額である「等価可処分所得」を算出する。

資料：厚生労働省ホームページ，<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

【目標】

評価指標		評価手段	第2期計画策定時	方向
貧困率	就学前児童	アンケート調査	3.0%	減少
	小学生		4.8%	
ひとり親の貧困率	就学前児童	アンケート調査	29.5%	減少
	小学生		40.8%	
さびしさや不安を感じることはないと答えた子ども（相対的貧困層）の割合	小学生（4～6年生）	アンケート調査	65.8%	増加

※子供の貧困に関する国の指標は資料編に記載

施策の方向① 教育の支援の充実・・・・・・・・

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもたちが教育を受けられるように、就学の援助、学習の支援、その他困窮状況にある子どもたちへの支援などの教育の支援を行います。青少年が直面する問題や不安、悩みの相談に対し、健全育成や自立を目指したきめ細かな相談活動を展開します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
1	生活困窮者自立支援事業（子ども健全育成推進事業）（再掲）	<p>【目的】生活保護受給世帯の中学1，2，3年生を対象に、学習支援や日常生活習慣を育む支援を行うことにより、長期的な視点で生活保護受給世帯の自立助長を図ります。</p> <p>【内容】①高校進学への動機付け、高校進学に関する確かな情報提供や学習支援を行います。②他者との関係が希薄な生徒への「居場所」を提供し、社会性を身につけさせひきこもり不登校等を未然に防ぎます。③各種生活保護制度の説明を行います。（生業扶助、学習支援費、高校進学後のアルバイトの取扱）</p> <p>【平成30年度実績】 高校進学者数 14人 （高校進学率 93%）</p>	生活支援課	継続

【 主な取り組み 】

事業名	事業内容	担当課
要保護及び準要保護児童（生徒）就学援助（再掲）	市立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で生活保護または生活保護に準じる程度に困窮している世帯の保護者に対して、学用品、通学用品、校外活動、給食、医療などの費用の援助をします。	学務課
青少年教育相談事業（再掲）	児童・生徒及び青少年が直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、健全育成、非行化防止及び自立を目指して、きめ細やかな相談活動を電話、面接、訪問等それぞれのケースに適した形で展開します。また、複雑化、多様化している相談内容について、心理学の研究的な視点を持ち、相談機能の質の向上を目指します。	教育センター
スクールソーシャルワーカー巡回相談事業（再掲）	いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒の問題行動への即時的、重点的な対応を行っていくために、社会福祉士等の専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーによる相談・支援活動を実施し、児童・生徒が置かれた「環境」へ働きかけたり、児童相談所、警察等との関係機関とのネットワークを構築したりすることで、事案の早期解決を図ります。	学校教育指導課
中学生の学習支援	地域の大人や大学生等の学習支援ボランティアを募り、学力向上に向けて、学習に苦慮している子どもに個別指導による学習支援を実施します。学校の教職員や保護者以外の大人が子どもに関わることにより、豊かな人間性の育成につなげるとともに、学校と地域が連携して子どもを見守ることで、地域社会のコミュニティ形成を図ります。	学校教育指導課
小学校ふれあいプラザ事業（再掲）	学校、地域、保護者の協力を得ながら、放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所を提供します。	青少年課



施策の方向② 生活の安定に資するための支援の充実・・・・・・・・

社会的に孤立することなく、身体的、精神的に自立した生活を送るため、生活に関する相談事業の充実や地域社会と交流する機会を確保するなど、子どもやその保護者の生活に関する支援を行います。

相談事業では、一人一人の状況を受け止め、問題や悩みを解決するため、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行います。地域と連携して見守り活動に取り組むとともに、要保護児童やその家庭における子どもとその保護者等を支援します。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標			担当課	方向性
1	母子・父子自立支援員による支援（再掲）	ひとり親家庭等からの相談等について、母子・父子自立支援員により支援を行います。			子育て支援課	継続
		指標	現状値（H30）	目標値（R6）		
		延べ相談件数	1,428件	1,580件		

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
子育て支援センター事業（再掲）	茅ヶ崎駅北口、茅ヶ崎駅南口、浜竹、香川の計4か所の子育て支援センターが相互に連携を図りながら、子育て家庭に対する相談・情報提供を充実させます。	子育て支援課
子ども食堂	地域で開設されている子ども食堂の活動が継続されるように子ども食堂同士の交流の場の提供や活動の情報発信を行うとともに、新たに活動を始めようとする団体に情報提供を行います。	子育て支援課
育児支援家庭訪問事業（再掲）	乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。（専門的相談支援及び家事・育児支援）	こども育成相談課
療育相談事業（再掲）	発達に気がかりのある子どもについて、個別相談、巡回相談、親子教室、専門相談等を実施し、親子が適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育との連携を図ります。	こども育成相談課
茅ヶ崎市要保護児童対策地域協議会（再掲）	児童福祉法の規定に基づき、児童虐待が発生した家庭等の子ども及びその保護者への適切な支援を図るため、児童相談所や警察、関係機関等の連携により、必要な情報交換や支援の内容に関する協議を行います。	こども育成相談課

第4章 施策の展開

基本施策6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員による相談業務を行います。 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども及びその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供します。 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童相談所や警察、地域の関係機関等との連携により、児童虐待が発生した家庭等における子ども及びその保護者を支援します。	こども育成相談課
妊産婦、新生児、乳幼児などへの訪問指導（再掲）	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て情報を提供、必要な子育て支援を行います。主に第1子を出産された方等へは助産師が、第2子以降の出産をされた方で不安がない方へは主任児童委員が訪問します。また、妊娠届出、各健診、相談のフォローや各機関からの依頼により、妊産婦、乳幼児とその保護者を継続して訪問し、安心して出産、子育てができるように支援します。	健康増進課
地域福祉総合相談室設置運営事業（再掲）	地域包括支援センター内に地域福祉総合相談室を設置し、専門の相談支援員が、障害者、高齢者、子ども、及びその家族等すべての地域住民からの保健福祉に関する相談等に対応します。	福祉政策課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談を聞き取り、課題を把握します。自立のための方策を検討し、必要に応じて生活困窮者の支援プランを策定します。	生活支援課
フードバンク	食品の無償提供を行っている活動団体等と連携し、市からひとり親家庭等に対して情報提供を行い、生活の安定を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭等が就学や疾病、仕事等の理由により一時的に日常生活に支障が出るとき、家庭生活支援員を派遣して支援を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業（再掲）	保護者が病気などの理由で、家庭において子どもの養育が困難な場合、児童養護施設で一時的に養育する子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）を実施します。	子育て支援課
母子保健コーディネーター事業（再掲）	母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦及び子どもの保護者からの相談に応じるとともに、個々のニーズに合わせたサービスの提供等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康増進課

施策の方向③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の充実・・・・・・・・

安定した収入を得るための就労訓練や就業支援等の就労に関する支援を行います。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、資格取得に向けた助成や就業に関する相談、情報提供を行います。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標			担当課	方向性
1	母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業（再掲）	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師などの資格を取得するため養成機関で受講中、生活の安定を図るため支援します。			子育て支援課	継続
		指標	現状値（H30）	目標値（R6）		
		支援対象者数	13人	18人		

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業における就労支援）	自立支援相談員と就労支援相談員が連携し、相談者の就労支援阻害要因の解消を図ります。求人情報の提供や就労に関する支援を実施し、必要に応じてハローワークへ支援要請を行い、ハローワークと共同で就労支援を行います。	生活支援課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ケースワーカーと就労支援相談員が連携し、被保護者の就労支援阻害要因の解消を図ります。就労阻害要因のない者には、求人情報の提供や就労に効果的に役立つ技能習得の促進等、適切な指導援助を行います。	生活支援課
母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	母子家庭の母または父子家庭の父の自主的な職業能力開発を推進するため、指定教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	子育て支援課

施策の方向④ 経済的支援の充実・・・・・・・・

子どものいる世帯の経済的な負担を軽減するため、生活保護や手当の支給、医療費助成などの事業を行い、生活の安定と子どもの健全育成を図ります。

また、経済的支援に関する既存の支援制度の周知を徹底し、必要とする方に支援が届くように情報提供に努めます。

【重点事業】

No.	事業名	事業内容と目標	担当課	方向性
1	児童扶養手当の支給 (再掲)	父母の離婚や父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない等の児童について、生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。 【平成30年度実績】延べ受給対象児童数 24,989人	子育て支援課	継続

【主な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
生活保護制度	憲法第25条の生存権の確保のため、生活保護制度を実施します。生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図ります。	生活支援課
児童手当の支給(再掲)	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成、資質の向上を図るため、児童手当法により中学校3年生以下の児童の養育者に支給します。	子育て支援課
小児医療費助成事業(再掲)	小児の健康増進を図り、保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金(再掲)	母子・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、資金の貸付を行います。	子育て支援課
保育に関する管理事業・保育料収納事務事業	収入が360万円未満相当の世帯やひとり親世帯等における認可保育所等の入所にかかる保育料(利用者負担額)を軽減します。	保育課
児童クラブ育成料(保育料)の減免(再掲)	安定した生活を支援するため、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯は育成料(保育料)の全額を免除、また市町村民税が均等割のみの課税世帯は2分の1に減額します。	保育課



第5章 教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込み と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針*では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとしています。

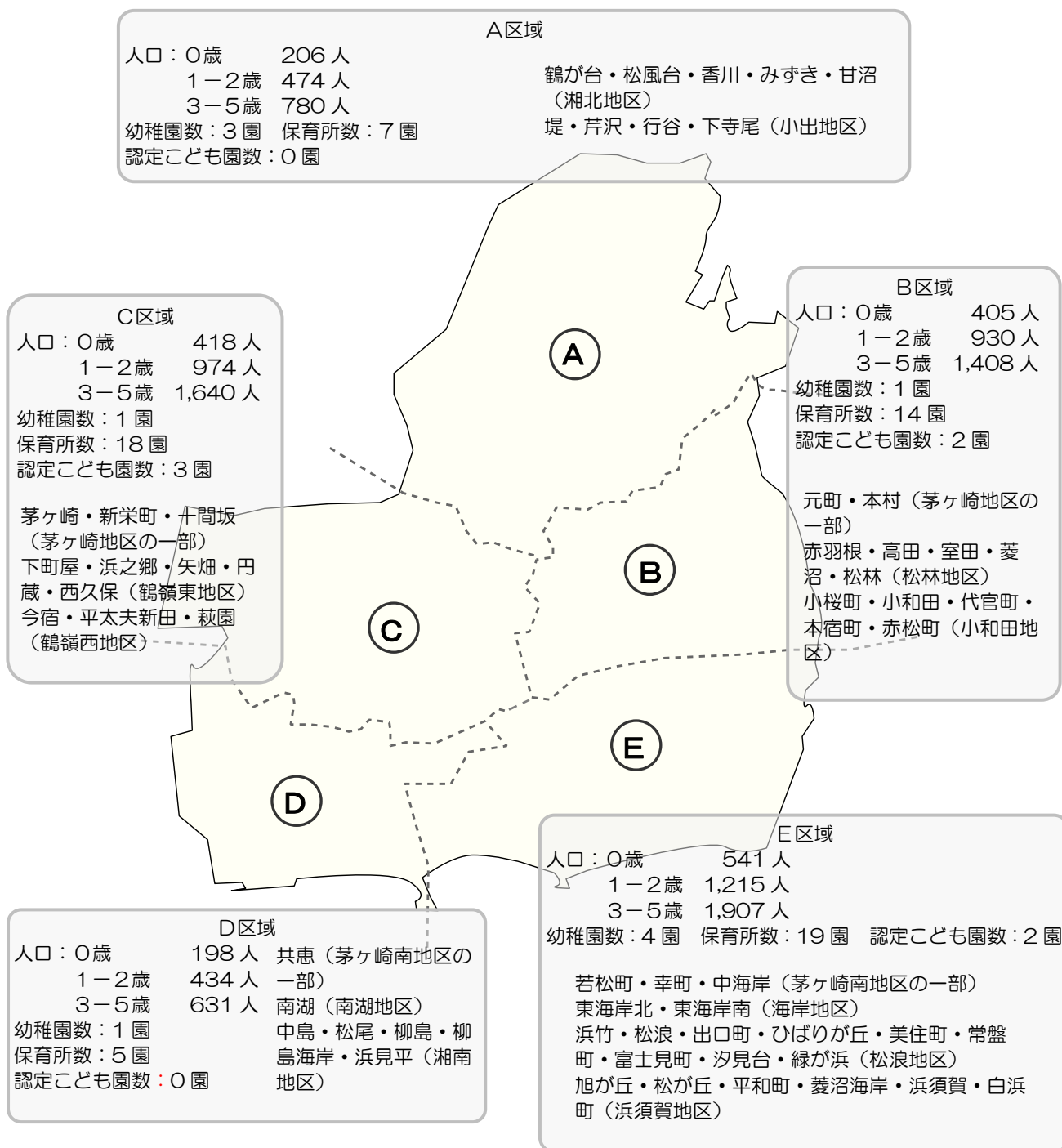
本市では、第1期計画と同様、教育・保育提供区域を5区域に設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業*については、事業の性質上、市内全域を1区域として設定するものとします。



教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、保育所等の待機児童の状況や保護者の通勤による駅への動線等も考慮していく必要があることから、本市では、東海道線で南北、茅ヶ崎駅を中心に東西、また湘南バイパスより北を区切った5区域を教育・保育提供区域とします。

【 茅ヶ崎市の教育・保育提供区域 】



※H31. 4. 1 現在の状況（人口は住民基本台帳に基づいて集計）
保育所は地域型保育事業を含む

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」・・・・・・・・

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定*に区分します。

新制度における「保育の必要性」の事由	
<p>○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など） ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 	

	保育を必要とする	保育を必要としない
0～2歳児	3号認定	/
3～5歳児	2号認定	

② 家庭類型について

特定教育・保育施設*や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

父親	母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
					120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休含む)				タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上			タイプC	タイプE		タイプE'	タイプD
	120時間未満 64時間以上							
	64時間未満			タイプC'				
未就労				タイプD			タイプF	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目・・・・・・・・

下記の事業については、量の見込みの算出を行います。

【 教育・保育 】

	対象事業 (認定区分)		事業の対象家庭	対象児童
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号 認定 専業主婦(夫)家庭 短時間就労の家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号 認定 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
3		認定こども園 保育所 地域型保育事業	3号 認定 ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	事業の対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業(延長保育事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業(幼稚園型)	すべての家庭	3～5歳
	(幼稚園型以外)	すべての家庭	0～5歳
9	病児保育事業(病児・病後児保育*事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～3年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
11	利用者支援事業	すべての家庭	子育て中の親子 (妊婦含む)

地域子ども・子育て支援事業については、上記以外に、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援家庭訪問事業」、「妊婦健康診査」、「実費徴収にかかる補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を実施します。

(3) 「量の見込み」の設定方法・・・・・・・・

量の見込みについては、国から示された算出方法を参照した上で、次のフローのとおり設定します。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるように、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業別の対象となる児童数の算出～

事業別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

ニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～アンケート調査による見込み量の算出～

事業別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

推計児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の見込み量が算出されます。

ステップ7

～国の動向や本市の実情を踏まえて設定～

事業別に、実績や今後の需要予測を加味して、見込み量を設定します。アンケート調査から見込まない事業は、国の動向や本市の実情により、方向性を定めます。

国の動向や、第1期計画及び第1期計画の中間年の見直しの状況等を踏まえます。

3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業

【概要】

本市では、平成31年4月時点で幼保連携型認定こども園が1園、幼稚園型認定こども園が5園、保育所型認定こども園が1園、私立幼稚園が10園、保育所（公立7園・私立34園）が41園、小規模保育事業が14施設、家庭的保育事業が4施設、事業所内保育事業が4施設あります。

【現状】

(単位：人)

全体		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	3～5歳	3,643	3,783	3,861	3,446	3,436
2号認定	3～5歳	1,817	2,027	2,046	2,192	2,288
3号認定	1・2歳	922	1,164	1,256	1,314	1,411
	0歳	255	301	316	326	336

施設型類型別の内訳

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	3～5歳	—	140	339	1,238	1,228
2号認定	3～5歳	1,817	2,027	2,046	2,192	2,288
3号認定	1・2歳	907	1,056	1,074	1,076	1,139
	0歳	249	277	280	281	287

新制度に移行していない幼稚園		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	3～5歳	3,643	3,643	3,522	2,208	2,208

特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定	1・2歳	15	108	182	238	272
	0歳	6	24	36	45	49

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり設定し、確保方策を定めました。

【 量の見込みと確保方策 】

令和2～6年度 総括

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(A) 量の見込み	1号認定	3～5歳	3,158	3,025	2,893	2,716	2,575
		2号認定	2,877	2,971	3,065	3,103	3,173
		幼稚園希望	349	347	345	337	333
		上記以外	2,528	2,624	2,720	2,766	2,840
	3号認定	1・2歳	1,657	1,703	1,753	1,799	1,841
0歳		298	304	310	314	319	
(B) 確保方策	1号認定	3～5歳	3,451	3,376	3,316	3,256	3,220
		2号認定	2,659	2,873	3,006	3,114	3,198
	3号認定	1・2歳	1,519	1,587	1,647	1,675	1,707
		0歳	361	361	361	360	360
(C) = (B) - (A) 過不足	1号認定	3～5歳	293	351	423	540	645
		2号認定	▲ 218	▲ 98	▲ 59	11	25
	3号認定	1・2歳	▲ 138	▲ 116	▲ 106	▲ 124	▲ 134
		0歳	63	57	51	46	41
(参考) 市独自の確保量を含めた場合							
(D) 定員の弾力化による確保量※	2号認定	3～5歳	177	177	177	177	177
		3号認定	71	71	71	71	71
		0歳	4	4	4	4	4
(C) - (D) 過不足後の確保後の	2号認定	3～5歳	▲ 41	79	118	188	202
		3号認定	▲ 67	▲ 45	▲ 35	▲ 53	▲ 63
		0歳	67	61	55	50	45

※平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

◆量の見込みの考え方：「茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」による利用意向と事業実績による需要予測から算出しました。

令和2年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み (A)		3,158	349	2,528	1,657	298
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1,243		2,367	1,223	302
新制度に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	2,208	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—	—	268	48
認定こども園及び幼稚園の預かり保育 (長時間・通年)		—	269	—	—	—
企業主導型保育事業*		—		23	28	11
確保量合計 (B)		3,451		2,659	1,519	361
過不足 (C) = (B) - (A)		293		▲ 218	▲ 138	63
(参考) 市独自の確保量を含めた場合						
定員の弾力化による確保量※ (D)		—		177	71	4
確保後の過不足 (C) + (D)		293		▲ 41	▲ 67	67

※平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

令和3年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み (A)		3,025	347	2,624	1,703	304
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1,518		2,581	1,291	302
新制度に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,858	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—	—	268	48
認定こども園及び幼稚園の預かり保育 (長時間・通年)		—	269	—	—	—
企業主導型保育事業		—		23	28	11
確保量合計 (B)		3,376		2,873	1,587	361
過不足 (C) = (B) - (A)		351		▲ 98	▲ 116	57
(参考) 市独自の確保量を含めた場合						
定員の弾力化による確保量※ (D)		—		177	71	4
確保後の過不足 (C) + (D)		351		79	▲ 45	61

※平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

令和4年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み (A)		2,893	345	2,720	1,753	310
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1,458		2,714	1,351	302
新制度に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,858	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—	—	268	48
認定こども園及び幼稚園の預かり保育 (長時間・通年)		—	269	—	—	—
企業主導型保育事業		—		23	28	11
確保量合計 (B)		3,316		3,006	1,647	361
過不足 (C) = (B) - (A)		423		▲ 59	▲ 106	51
(参考) 市独自の確保量を含めた場合						
定員の弾力化による確保量※ (D)		—		177	71	4
確保後の過不足 (C) + (D)		423		118	▲ 35	55

※平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

令和5年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み(A)		2,716	337	2,766	1,799	314
確保方策(提供量)						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1,538		2,822	1,383	302
新制度に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,718	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—	—	264	47
認定こども園及び幼稚園の預かり保育(長時間・通年)		—	269	—	—	—
企業主導型保育事業		—		23	28	11
確保量合計(B)		3,256		3,114	1,675	360
過不足(C) = (B) - (A)		540		11	▲ 124	46
(参考) 市独自の確保量を含めた場合						
定員の弾力化による確保量※(D)		—		177	71	4
確保後の過不足(C) + (D)		540		188	▲ 53	50

※平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

令和6年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み (A)		2,575	333	2,840	1,841	319
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1,587		2,906	1,415	302
新制度に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,633	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—	—	264	47
認定こども園及び幼稚園の預かり保育 (長時間・通年)		—	269	—	—	—
企業主導型保育事業		—		23	28	11
確保量合計 (B)		3,220		3,198	1,707	360
過不足 (C) = (B) - (A)		645		25	▲ 134	41
(参考) 市独自の確保量を含めた場合						
定員の弾力化による確保量※ (D)		—		177	71	4
確保後の過不足 (C) + (D)		645		202	▲ 63	45

※平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

区域別・令和2年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	399	44	319	189	36
	確保量合計(B)	400	344		166	49
	過不足(C) = (B) - (A)	1	▲19		▲23	13
	定員の弾力化による確保量(D)	—	17		11	0
	確保後の過不足(C) + (D)	1	▲2		▲12	13
B区域	量の見込み(A)	703	78	562	394	72
	確保量合計(B)	499	511		389	80
	過不足(C) = (B) - (A)	▲204	▲129		▲5	8
	定員の弾力化による確保量(D)	—	87		34	0
	確保後の過不足(C) + (D)	▲204	▲42		29	8
C区域	量の見込み(A)	777	86	623	394	70
	確保量合計(B)	1,131	807		348	87
	過不足(C) = (B) - (A)	354	98		▲46	17
	定員の弾力化による確保量(D)	—	24		10	3
	確保後の過不足(C) + (D)	354	122		▲36	20
D区域	量の見込み(A)	328	36	263	170	35
	確保量合計(B)	224	189		142	42
	過不足(C) = (B) - (A)	▲104	▲110		▲28	7
	定員の弾力化による確保量(D)	—	32		8	1
	確保後の過不足(C) + (D)	▲104	▲78		▲20	8
E区域	量の見込み(A)	951	105	761	510	85
	確保量合計(B)	1,197	808		474	103
	過不足(C) = (B) - (A)	246	▲58		▲36	18
	定員の弾力化による確保量(D)	—	17		8	0
	確保後の過不足(C) + (D)	246	▲41		▲28	18

※各区域における定員弾力化による確保量(令和2～6年度)は、平成31年4月入所における定員の弾力化による確保量

区域別・令和3年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	382	44	331	195	36
	確保量合計(B)	400		344	166	49
	過不足(C) = (B) - (A)	18		▲31	▲29	13
	定員の弾力化による確保量(D)	—		17	11	0
	確保後の過不足(C) + (D)	18		▲14	▲18	13
B区域	量の見込み(A)	673	78	584	404	74
	確保量合計(B)	424		649	389	80
	過不足(C) = (B) - (A)	▲249		▲13	▲15	6
	定員の弾力化による確保量(D)	—		87	34	0
	確保後の過不足(C) + (D)	▲249		74	19	6
C区域	量の見込み(A)	745	85	646	405	72
	確保量合計(B)	1,131		807	368	87
	過不足(C) = (B) - (A)	386		76	▲37	15
	定員の弾力化による確保量(D)	—		24	10	3
	確保後の過不足(C) + (D)	386		100	▲27	18
D区域	量の見込み(A)	314	36	273	175	35
	確保量合計(B)	224		225	166	42
	過不足(C) = (B) - (A)	▲90		▲84	▲9	7
	定員の弾力化による確保量(D)	—		32	8	1
	確保後の過不足(C) + (D)	▲90		▲52	▲1	8
E区域	量の見込み(A)	911	104	790	524	87
	確保量合計(B)	1,197		848	498	103
	過不足(C) = (B) - (A)	286		▲46	▲26	16
	定員の弾力化による確保量(D)	—		17	8	0
	確保後の過不足(C) + (D)	286		▲29	▲18	16

区域別・令和4年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	365	43	343	201	37
	確保量合計(B)	400		344	166	49
	過不足(C) = (B) - (A)	35		▲42	▲35	12
	定員の弾力化による確保量(D)	—		17	11	0
	確保後の過不足(C) + (D)	35		▲25	▲24	12
B区域	量の見込み(A)	644	77	605	417	75
	確保量合計(B)	364		718	409	80
	過不足(C) = (B) - (A)	▲280		36	▲8	5
	定員の弾力化による確保量(D)	—		87	34	0
	確保後の過不足(C) + (D)	▲280		123	26	5
C区域	量の見込み(A)	712	85	670	416	73
	確保量合計(B)	1,131		843	392	87
	過不足(C) = (B) - (A)	419		88	▲24	14
	定員の弾力化による確保量(D)	—		24	10	3
	確保後の過不足(C) + (D)	419		112	▲14	17
D区域	量の見込み(A)	301	36	283	180	36
	確保量合計(B)	224		249	182	42
	過不足(C) = (B) - (A)	▲77		▲70	2	6
	定員の弾力化による確保量(D)	—		32	8	1
	確保後の過不足(C) + (D)	▲77		▲38	10	7
E区域	量の見込み(A)	871	104	819	539	89
	確保量合計(B)	1,197		852	498	103
	過不足(C) = (B) - (A)	326		▲71	▲41	14
	定員の弾力化による確保量(D)	—		17	8	0
	確保後の過不足(C) + (D)	326		▲54	▲33	14

区域別・令和5年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	343	43	349	206	38
	確保量合計(B)	400		344	166	49
	過不足(C) = (B) - (A)	57		▲48	▲40	11
	定員の弾力化による確保量(D)	—		17	11	0
	確保後の過不足(C) + (D)	57		▲31	▲29	11
B区域	量の見込み(A)	604	75	615	427	76
	確保量合計(B)	364		718	409	80
	過不足(C) = (B) - (A)	▲240		28	▲18	4
	定員の弾力化による確保量(D)	—		87	34	0
	確保後の過不足(C) + (D)	▲240		115	16	4
C区域	量の見込み(A)	669	83	681	427	74
	確保量合計(B)	1,131		843	388	86
	過不足(C) = (B) - (A)	462		79	▲39	12
	定員の弾力化による確保量(D)	—		24	10	3
	確保後の過不足(C) + (D)	462		103	▲29	15
D区域	量の見込み(A)	282	35	288	185	36
	確保量合計(B)	224		273	198	42
	過不足(C) = (B) - (A)	▲58		▲50	13	6
	定員の弾力化による確保量(D)	—		32	8	1
	確保後の過不足(C) + (D)	▲58		▲18	21	7
E区域	量の見込み(A)	818	101	833	554	90
	確保量合計(B)	1,137		936	514	103
	過不足(C) = (B) - (A)	319		2	▲40	13
	定員の弾力化による確保量(D)	—		17	8	0
	確保後の過不足(C) + (D)	319		19	▲32	13

区域別・令和6年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	325	42	359	211	38
	確保量合計(B)	364	380		166	49
	過不足(C) = (B) - (A)	39	▲21		▲45	11
	定員の弾力化による確保量(D)	—	17		11	0
	確保後の過不足(C) + (D)	39	▲4		▲34	11
B区域	量の見込み(A)	573	75	632	437	78
	確保量合計(B)	364	742		425	80
	過不足(C) = (B) - (A)	▲209	35		▲12	2
	定員の弾力化による確保量(D)	—	87		34	0
	確保後の過不足(C) + (D)	▲209	122		22	2
C区域	量の見込み(A)	634	82	699	438	75
	確保量合計(B)	1,131	843		388	86
	過不足(C) = (B) - (A)	497	62		▲50	11
	定員の弾力化による確保量(D)	—	24		10	3
	確保後の過不足(C) + (D)	497	86		▲40	14
D区域	量の見込み(A)	267	34	295	189	37
	確保量合計(B)	224	273		198	42
	過不足(C) = (B) - (A)	▲43	▲56		9	5
	定員の弾力化による確保量(D)	—	32		8	1
	確保後の過不足(C) + (D)	▲43	▲24		17	6
E区域	量の見込み(A)	776	100	855	566	91
	確保量合計(B)	1,137	960		530	103
	過不足(C) = (B) - (A)	361	5		▲36	12
	定員の弾力化による確保量(D)	—	17		8	0
	確保後の過不足(C) + (D)	361	22		▲28	12

【 今後の方向性 】

1号認定については、既存の提供量で充足する見込みです。

2号認定・3号認定については、計画期間中の待機児童解消を目指します。

保育の需要に応じて、認可保育所等の整備を適切に進めるとともに、既存施設の活用（定員拡大、定員の弾力化、認定こども園への移行支援）も進めます。



4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）・・・・・・・・

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数	1,869	2,056	2,291	1,838

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,952	1,973	2,082	2,124	2,177
確保方策(B)	1,952	1,973	2,082	2,124	2,177
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、長時間保育が子どもの負担とならないよう配慮しながら、延長保育を行う認可保育所等を推進します。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）・・・・・・・・

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

本市では、「児童クラブ」という名称で、19の小学校区すべてに公設民営児童クラブを1か所以上設置しており、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施しています。

【現状】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録児童数	1,382	1,568	1,690	1,834	1,898
定員	1,647	1,709	1,761	1,788	1,788

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,960	2,054	2,170	2,252	2,284
1年生	664	700	753	747	749
2年生	592	636	670	723	725
3年生	370	377	395	411	434
4年生	220	219	226	240	244
5年生	77	84	84	90	88
6年生	37	38	42	41	44
確保方策(B)	1,927	2,075	2,075	2,165	2,255
差引(B)-(A)	▲33	21	▲95	▲87	▲29

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

※令和3年度を除き、量の見込みに対する確保方策（主に高学年児童）が不足していますが、長期休暇対策事業（高学年児童を対象とし、夏・冬・春の長期休暇のみ預かりを行う事業【令和元年度実績：定員120人】）を引き続き実施することで、保育需要に対応します。

【 今後の方向性 】

新制度では、児童福祉法で規定する「児童クラブ」の入所対象者は小学6年生まで
に拡大され、市町村が地域性や児童の発達状況に応じて事業を実施することとなりま
した。

現在、本市の児童クラブを利用する児童は、公設民営・民設民営あわせて、小学校
低学年児童で1,500人、高学年児童で214人（令和1年5月1日現在）となっていま
す。特に低学年児童の保育需要が多くなっていることや、児童が通学する小学校区に
設置された児童クラブを利用することがほとんどであるため、児童クラブ間の保育需
要を平準化することが難しい状況です。

厳しい財政状況の中においては、多様化する保育需要や本市の実情に対応するため、
児童クラブの整備だけでなく、多角的な視点から児童の放課後等の居場所づくりを行
っていく必要があります。

今後は、新たな民設民営児童クラブの設置による量的拡充を図り、低学年待機児童
の解消を最優先とするとともに、通常児童クラブに通所していない高学年児童を対象
とした事業の拡充を図るなど、安全・安心な放課後等の居場所の創出に努めます。

また、必要に応じ、取り組みの時点修正を行うとともに、小学校を活用した全児童
を対象にした小学校ふれあいプラザ事業と連携した運営についても引き続き検討を進
めます。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病や仕事、育児疲れ等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、短期的に預かり養育する事業です。夜間のみ対応のトワイライトステイ事業もあります。

【 現状 】

(単位：延べ人日／箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人日	311	288	275	159
実施箇所数	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：延べ人日／箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	224	222	220	217	214
確保方策 (B)	320	320	320	320	320
実施箇所数	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	96	98	100	103	106

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【 今後の方向性 】

児童を一時的に預かり養育を行うための必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

(4) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

(単位：延べ人日／箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人日	30,233	35,092	31,409	33,164
実施箇所数	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

(単位：延べ人日／箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	32,363	31,986	31,690	31,324	30,941
確保方策(B)	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600
実施箇所数	5	5	5	5	5
差引(B) - (A)	9,237	9,614	9,910	10,276	10,659

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【今後の方向性】

茅ヶ崎駅北口子育て支援センター、茅ヶ崎駅南口子育て支援センター、浜竹子育て支援センターのびのび、香川駅前子育て支援センター、浜見平保育園地域育児センターの5か所において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を充実させます。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型）・・・・・・・・

【 概要 】

幼稚園の在園児等を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【 現状 】

認定こども園の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）と新制度に移行していない幼稚園で実施している預かり保育をあわせて、平成30年度では、延べ29,036人日の実績がありました。幼稚園等により、事業を実施していない施設や実施をしても夏休み等の長期休業中の実施がないなど、実施状況に偏りがあります。

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：延べ人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	29,137	29,252	29,397	29,374	29,458
1号による利用	11,071	11,348	11,632	11,922	12,220
2号による利用	18,066	17,904	17,766	17,451	17,238
確保方策（B）	89,298	89,298	89,298	89,298	89,298
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	56,948	66,957	66,957	68,877	71,427
上記以外の幼稚園による預かり保育	32,350	22,341	22,341	20,421	17,871
差引（B）－（A）	60,161	60,046	59,901	59,924	59,840

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

確保方策の考え方：各施設から提出された特定子ども・子育て支援施設等確認申請書を基に算出しました。

【 今後の方向性 】

預かり保育は、保護者の多様な保育ニーズに対応するために必要な事業であり、また、幼児教育・保育の無償化の対象となる事業であるため、保護者が円滑に利用できるように、認定こども園による事業の継続・拡大とともに、幼稚園における預かり保育事業の充実も推進していきます。

(6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）・・・・・・・・

【概要】

保護者が出産や病気、残業、育児疲れなどの理由により、家庭での保育が困難となった子どもを一時的に預かる事業です。具体的には、次の3つが該当します。

- ① 認可保育所等で実施する一時預かり事業（幼稚園型を除く）【一時預かり事業】
- ② 育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業【ファミサポ】
- ③ 子育て短期支援事業のうち、平日の夕方から夜間にかけて子どもを預かるトワイライトステイ事業【トワイライト】

【現状】

（単位：延べ人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり事業	年間延べ利用日	5,876	4,319	4,473	7,232
ファミサポ	年間延べ利用日	5,445	5,383	5,630	4,601
トワイライト	年間延べ利用日	113	78	77	159
計	年間延べ利用日	11,434	9,780	10,180	11,992

【量の見込みと確保方策】

（単位：延べ人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	12,599	12,914	13,237	13,568	13,907
確保方策（B）	30,820	30,820	30,820	30,820	30,820
一時預かり事業	24,800	24,800	24,800	24,800	24,800
ファミサポ	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
トワイライト	120	120	120	120	120
差引（B）－（A）	18,221	17,906	17,583	17,252	16,913

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【今後の方向性】

認可保育所等の一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業は、幼児教育・保育の無償化の対象となる事業でもあるため、保護者が円滑に利用できるように、事業の推進を図ります。

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）・・・・・・・・

【 概要 】

病後児保育事業は、児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、保護者が就労等の理由で保育できない際に、保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

【 現状 】

（単位：延べ人日／箇所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人日	266	206	259	202
実施箇所数	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：延べ人日／箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	240	246	252	258	265
確保方策（B）	720	720	720	720	720
実施箇所数	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	480	474	468	462	455

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【 今後の方向性 】

病後児保育は中海岸保育園で引き続き実施します。病後児保育を必要とする方が、多く利用できるよう広く周知に努めるとともに、稼働率のさらなる向上を目指した施策に取り組みます。

病児保育については、保育所等の利用者から実施の要望があります。施設面及び人件費に大きな負担が生じるため、現在実施には至っていませんが、今後も引き続き調査・研究を進めます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
（小学生のみ）・・・・・・・・

【 概要 】

子どもを預かってほしい人と預かることのできる人が会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を有償で行う事業です。依頼会員は小学6年生までの子どもを持つ保護者です。

【 現状 】

（単位：延べ人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人日	3,640	3,097	3,219	2,984

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：延べ人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,135	3,094	3,070	3,054	3,000
確保方策（B）	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
差引（B）－（A）	565	606	630	646	700

◆量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【 今後の方向性 】

依頼会員と、支援会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、今後も事業についての積極的な周知等、さらなる会員数増加に向けた取り組みを行います。

(9) 利用者支援事業・・・・・・・・

【概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

① 基本型

主として地域子育て支援拠点等の身近な場所で、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を行うとともに、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携等を行います。

② 特定型

主として市役所の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

③ 母子保健型

母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたり出産や育児に関するさまざまな相談に応じ、個々に合ったサービスの情報提供等を行うとともに、支援を必要とする人については保健師と連携しながら、その状況を継続的に把握し、妊産婦の方が、不安なく妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行います。

【現状】

- ① 基本型 香川駅前子育て支援センターで実施しています。
- ② 特定型 保育課の窓口で実施しています。
- ③ 母子保健型 子育て世代包括支援センター業務の窓口である健康増進課で実施しています。

(単位：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所数	1	3	3	3

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

◆量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

① 基本型

香川駅前子育て支援センターにおいて、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、地域との連携を図ります。

② 特定型

保育コンシェルジュが家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供や入所手続きの相談等を行います。

③ 母子保健型

母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が妊娠・出産から子育て期までのさまざまな相談に応じ、利用者に合わせたサービスの情報提供等を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・

【概要】

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や相談、子育てに関する情報提供等を行います。乳幼児及び保護者の心身の状況や養育環境等から支援が必要な家庭に対しては関係機関と連絡調整を行い、適切なサービスの提供や継続支援をします。

【現状】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問者数	1,964	1,948	1,840	1,810

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,780	1,765	1,750	1,730	1,720
確保方策(実施体制)	保健師・助産師等の専門職員や主任児童委員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問します。				

◆量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【今後の方向性】

本事業については、全数訪問の実施を目指します。

育児に関して身近な相談者がいないなどの理由により不安を抱える産婦が多く、また保護者の精神疾患や経済的不安等、複数の問題を抱える家庭が増えていることから、専門医療機関や関係各課との連絡調整が必要になっています。このことから、適切な時期に必要な応じた支援が提供できる体制を整えていきます。

(11) 養育支援訪問事業 ●●●●●●●●

【 概要 】

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・家庭児童相談員・ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

【 現状 】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ派遣人回	131	95	27	28

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策(実施体制)	・保健師・家庭児童相談員の継続訪問による育児相談等の支援 ・ヘルパー(委託)による家事・育児の援助				

◆量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

事業の実施にあたっては、市の母子保健事業担当と連携を密にし、対象家庭の把握に努めるとともに、育児の不安等を丁寧に聞き取り、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

(12) 妊婦健康診査・・・・・・・・

【概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

(単位：人/件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦届出数	1,989	1,793	1,830	1,700
妊婦健康診査受診数	23,418	22,022	21,598	21,278

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	推計届出数	1,820	1,800	1,783	1,765	1,747
	推計受診数	21,112	20,880	20,682	20,474	20,265
確保方策	実施体制	・神奈川県産婦人科医会が委託している医療機関及び市が委託している助産所で健康診査を受ける際に、健康診査費用の負担の軽減を受けることができます。 ・市ホームページ・広報紙を活用し、妊娠届出申請を早期にすることを勧め、健康診査費用の助成があることや妊娠期からの健康管理の必要性について周知をしていきます。				
	実施場所	委託医療機関、助産所				
	検査項目	厚生労働省が示す健康診査実施基準に準ずる				

◆量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【今後の方向性】

早期から母性意識を高め、安全・安心に出産・子育てができるようにするためにも、妊娠11週以内の妊娠届出を推進していきます。

受診医療機関より保健指導が必要と判断された場合には、保健師が妊婦に連絡を取り、支援していきます。また、経済的不安や若年妊娠など、ハイリスク妊婦は定期的に健康診査を受診しない可能性があるため、受診勧奨を行い、妊娠中からの健康管理と安全な出産を目指します。

(13) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業（新規）・・・・・・・・

【 概要 】

幼稚園等の利用に伴い、各施設等が実費徴収を行いますが、この実費徴収について費用の一部を給付する事業です。

認定こども園・保育所等の利用者との公平性の観点から、新制度に移行していない幼稚園の利用者に対して、事業を実施します。

① 補足給付の事業の対象

新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合

② 補足給付の対象者

年収360万円未満相当世帯の子ども

所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

③ 補足給付の対象費用

各施設で給食費として実費徴収している費用のうち、副食費相当分

（月額4,500円上限）

【 今後の方向性 】

令和2年度から令和6年度において、対象者に対して適切に給付が行われるよう、事業に取り組みます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・

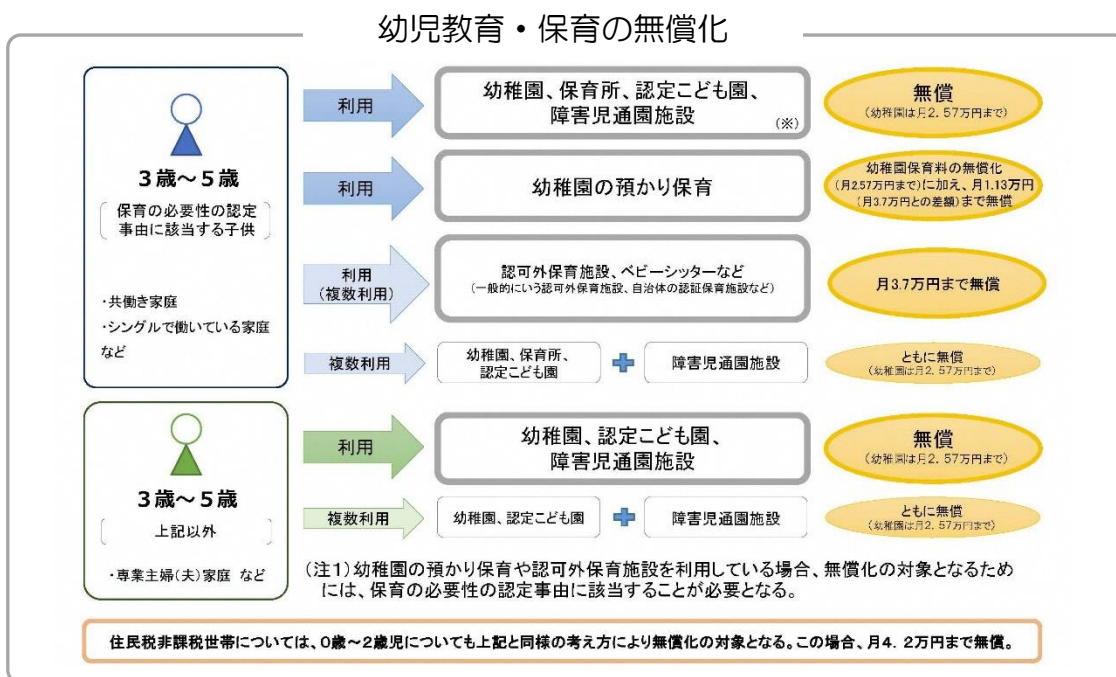
子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所等の整備を促進していくことが必要です。

新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、必要に応じて支援、相談・助言等を行っていきます。



5 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・認定こども園の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と協議し、推進方法について検討していきます。
- ・乳幼児期の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）と小学校教育が、それぞれの段階における役割を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保証するため、各々が円滑に接続し、体系的な教育・保育を推進します。
- ・認可保育所*等の保育従事者を対象とした研修の充実、教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督等の実施や保育士の人材確保対策の充実などにより、教育・保育の質の確保・向上を図ります。
- ・障害のある子ども、社会的に養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育等の利用ができるよう必要な配慮を行い、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。
- ・幼児教育・保育の無償化により、従来から新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の原則3歳以上の子どもの保育料が無料になるほか、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。この新たな給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要に応じて給付方法の見直しを検討します。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県と連携して実施します。



6 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・

- ・保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。
- ・次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとしていることから、特定事業主行動計画*を推進し、一般事業主行動計画の策定を推進します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携・・・

- ① 児童虐待防止の充実
 - ・発生予防から早期発見、早期対応
 - ・子どもの保護及び支援
 - ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策
 - ・福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関の連携
- ② 社会的養護体制の充実
 - ・虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加への対応
- ③ 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
 - ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進
- ④ 障害児施策の充実等
 - ・障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携・・・

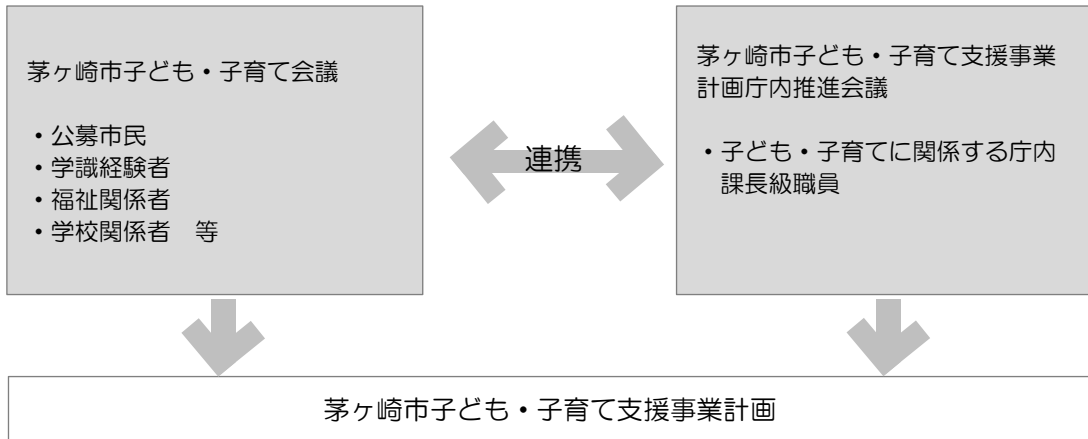
- ・地域の企業、民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、ワーク・ライフ・バランス施策を推進します。
- ・広域的な観点から認定こども園や認可保育所の充実等、多様な働き方に対応した、子育て支援施策を展開します。



第6章 計画の推進

1 計画の点検・評価と推進体制

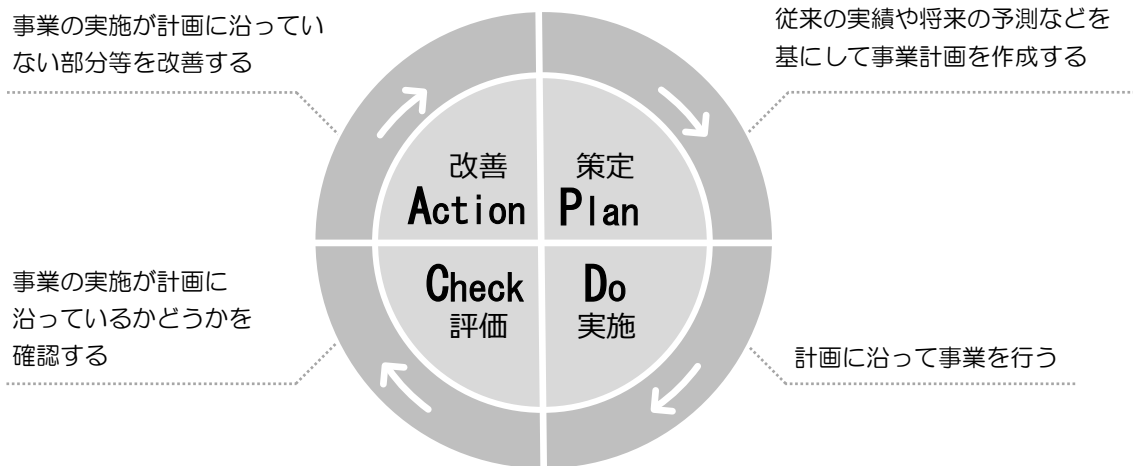
本計画の適切な進捗管理を行うために、子ども・子育てに関する庁内課長級職員による「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議」を中心に具体的事業の進捗状況について把握するとともに、「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況について点検、評価を行います。



本計画の進捗管理は、基本施策単位と重点事業単位の2階層の指標を設定しています。基本施策単位においては、5年後のあるべき姿を評価するための評価指標を設定します。また、基本施策を達成するために重点事業を設定し、指標を数値で設定できる事業については、指標の現状値、目標値を設定しています。

目標値の達成に向け、年度ごとに事業を評価、改善し、PDCA サイクルによる進捗管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



第5章

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についても、年度ごとに示したニーズ量と確保方策に基づいて進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業の取り組みに反映していくものとします。

2 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、健康、教育、まちづくり、防犯など広範囲にわたっています。計画を効率的かつ効果的に推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市は多様化する子育てのニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活用した子育て支援の充実を図ります。

3 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携や、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 茅ヶ崎市子ども・子育て会議 審議経過

開催回	開催日	審議内容等
平成30年度 第1回	平成30年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理の評価について 小規模保育事業等の認可・確認について (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第2回	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの未来応援に関する取り組み(子どもの貧困対策)について (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第3回	平成31年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業等の認可・確認について (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第4回	3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業等の認可・確認について (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
令和元年度 第1回	令和元年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市子ども・子育て会議について (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について 特定教育・保育施設の利用定員について その他
第2回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理の評価について (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第3回	8月27日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第4回	10月10日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第5回	11月22日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について その他
第6回	令和2年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業等の認可・確認について 第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業の策定について その他

2 茅ヶ崎市子ども・子育て会議委員名簿

※◎会長、○副会長（敬称略）

選出区分	氏名	推薦団体／所属等	任期
市民公募	円満字 恭子	公募市民	令和元年6月1日～
市民公募	鈴木 和美	公募市民	令和元年6月1日～
市民公募	村越 由美子	公募市民	令和元年6月1日～
子育てに関する活動を行う団体の代表者	炭田 裕美	特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会 理事長	令和元年6月1日～
子育てに関する活動を行う団体の代表者	上杉 桂子	茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会 会長	令和元年6月1日～
福祉団体の代表者	○坂 巻 清	茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会 会長 ／十間坂保育園 園長	令和元年6月1日～
福祉団体の代表者	丸山 泰	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 書記	令和元年6月1日～
茅ヶ崎医師会の代表者	守屋 俊介	一般社団法人茅ヶ崎医師会 副会長	令和元年6月1日～ 6月20日
	品川 剛	一般社団法人茅ヶ崎医師会 理事	令和元年6月21日～
教育機関の代表者	林 光	茅ヶ崎市私立幼稚園協会 ／聖鳩幼稚園 園長	令和元年6月1日～
教育機関の代表者	長坂 美代	茅ヶ崎市小学校長会 ／市立梅田小学校 教頭	令和元年6月1日～
教育機関の代表者	小野 厚子	茅ヶ崎市中学校長会 ／市立西浜中学校 教頭	令和元年6月1日～
事業主	北島 香織	茅ヶ崎商工会議所 ／ＴＯＴＯ株式会社茅ヶ崎工場 総務グループ総務チームリーダー	令和元年6月1日～
労働者団体の代表者	佐藤 大輔	湘南地域連合 議長代行	令和元年6月1日～
学識経験を有する者	◎小林 理	東海大学 健康学部健康マネジメント学科 准教授	令和元年6月1日～
関係行政機関の職員	大澤 弘美	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	令和元年6月1日～
関係行政機関の職員	笹森 雄悦	神奈川県茅ヶ崎警察署 生活安全課長	令和元年6月1日～

3 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(1) 目的

子ども・子育てに関するニーズや課題を把握し、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理と、令和2年度を始期とする5年間の「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定する基礎資料として実施する。

(2) 調査対象者

平成30年4月1日現在、市内在住の0～11歳の子どもの保護者及び9～11歳の子ども本人

(3) 標本数

- ① 就学前児童（0～5歳）の保護者 5,000人
- ② 小学生（6～11歳）の保護者 2,500人
- ③ 小学生（9～11歳）の子ども本人 1,266人

(4) 抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出

(5) 調査方法

0～5歳の就学前児童5,000人、6～11歳の小学生2,500人を対象として、対象ごとに異なる調査票を用いて、保護者が回答する調査票を郵送により送付。9～11歳の小学生には、子ども本人が回答する調査票を同封。郵送回収にて調査を実施。

(6) 調査票発送日

平成30年11月29日（木）

(7) 調査票上提出締切日

平成30年12月25日（火）

※礼状兼督促を送付。1月中に単純集計結果を出すことを目標にした場合の最終締め切りとして、1月18日までに回収した調査票を集計結果に反映させた。

(8) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童（保護者）	5,000通	2,845通	56.9%
小学生（保護者）	2,500通	1,343通	53.7%
小学生（子ども本人）	1,266通	611通	48.3%

4 市民討議会

(1) 趣旨

市民全員の計画であるという考えから、計画の対象者（当事者）に関わらず、幅広い世代の方から意見をいただく。

(2) 目的

- ・「茅ヶ崎市子ども・子育て」について、市民の声を直接うかがい計画に反映させる。
- ・市民に「茅ヶ崎市子ども・子育て」について考えていただく機会とする。

(3) 日程等

- ・日 時 平成30年12月8日（土）10時00分～16時00分
- ・会 場 茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室3～5
- ・参加者 18歳以上の市民26人

※住民基本台帳から無作為に1,000人抽出し、参加依頼に同意した方
※抽選で33人を当選としたが、当日までに7人が辞退・欠席

(4) スケジュール

10:00～10:10	開会、主催者あいさつ
10:10～10:20	趣旨及び経緯の説明
10:20～10:40	情報提供
10:40～10:50	進行及びグループ討議方法の説明
10:50～12:00	グループ討議
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～13:30	午前中のグループ討議の発表
13:30～15:10	グループ討議
15:15～15:45	グループ討議の発表
15:45～16:00	市民討議会の振り返り、主催者あいさつ

(5) テーマ

“みんなで”子どもの成長を喜びあえるまち ～子どもが笑顔で健やかに育つために～

情報提供 講演：杏林大学 保健学部准教授 戸塚 恵子 先生

(6) 具体的な実施方法

5グループに分かれ、子育てをするにあたり感じる、まちの良いところや課題について自由に意見交換を行った。その後、出された意見を基本目標ごとに分類し、課題解決のためにできることを話し合い、グループごとに発表した。

(7) 市民討議会の結果について

テーマ	茅ヶ崎市で子育てをするにあたり感じる『良いところ』と『課題があるところ』	課題解決のためにできること
1 地域における子育ての支援	<p>【イベントが豊富】</p> <ul style="list-style-type: none"> 種々のイベントを通して子育て世代を取り込んでいる <p>【つながり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気軽に声すらかけられない イベントは沢山あっても心のむすびつきまでは… <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターのとりくみ 子ども服のリサイクル 親の交流 子育ての相談ができる 子育て支援センターの設備、数、内容を充実してほしい 中央公園でのイベントなど、地域交流できる機会があり良いと感じる 親子で参加できるイベントをメールで送ってくれる 	<p>【課題解決に向けたテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世代間交流が進めば 気持ち、意識を向けるにはどうしたらよいか 意識のバリアを外すにはどうしたらよいか <p>【情報・伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報をメール配信 施設でプリント配布 メールよりLINEはどうか <p>【参加しやすい場づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 勉強ではなく、気楽に参加できるのが大変（予備知識不要） 直接コンタクトがあると参加しやすい <p>【ハード面】</p> <ul style="list-style-type: none"> フランクに行ける交流の場 環境整備 施設をまとめる 保、幼、小、老を近くに 話したいときに話せる場所⇒コミセン、公民館はどうか <p>【学校との交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の方と学校との連携 学校 ゴミ拾い 学校行事で夏休みにコミセン等に泊まって大学や地域の方々と交流 次期の相談 もっとできるツールを 世代間交流 小さな子どもと高齢者だけではない <p>【人づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役割を⇒気軽にボランティアできるかしら…不安… 役割を設けるならばもっと情報公開やりやすくなる 市にやってもらおう受動的な姿勢だけではない <p>【行政の具体的な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病児保育も改善 ファミリーサポートの円滑な利用⇒情報の提供 24hの保育サービス サポート体制 2020～ 第2次子ども・子育て支援事業計画で力を入れてほしい
2 乳幼児期の教育・保育	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園に感謝 教育に多くの予算を割いている <p>【課題があるところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園では園庭解放や一時預かり保育を設けており、そういった交流の場を広げていきたい 市の境目の保育 前もって保育園の締切日の連絡 18時までのお迎えがキツイ… 病児保育充実を願う 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の給与アップ 保育士の資格取得支援 保育士の資格だけで病児保育のできる環境、施設マニュアル フリーの保育士 保育士の補充

テーマ	茅ヶ崎市で子育てをするにあたり感じる『良いところ』と『課題があるところ』	課題解決のためにできること
<p>3 親と子の健康の確保及び増進</p>	<p>【幼少期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園が少ない 減っている 遊具がない 中央公園の樹林が、種類片寄っている気がする もっと工夫欲しい 公園が狭い 遊具がある公園がない 公園等の遊び場が少ない⇒増えることはない <p>【親子とのふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント事が多い お祭りとか 子どもが参加できる 地域交流（世代間） 市民会館などでイベント開催 地域のかかわり・イベント等でやるとよい 子どもの体験をするような機会が少ない <p>【食育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝、夜食べない子が多い 食事を作れない親もいる 市内の中高は給食、学食などの設備どうなっているのか 食習慣の乱れ 知識を知らない 社会背景等で食事をつくれないうちもある <p>【思春期（子どもとは18才まで）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期（本人）の悩み解決 思春期は相談先を知らない 子どものころに体験、経験⇒継続⇒大人になる 思春期のころは逆に親や地域とのかかわりがむずかしい 自殺をする人が多い 中高生のデートは大切 失敗は仕方ない <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報がわかりにくい 口コミが多い レイ アロハ（ちがさき子育て応援サイト）を知らなかった 知らない 知られていない 	<p>【幼少期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親世代の意見⇒市⇒自治会⇒…（循環） 地域でやる仕組みをつくる ポイント制の活用 参加する側の意見を聞く機会を設ける（市） 地域で継続することが大切 学校連携 地域の施設と連携 ボランティア募集 運営をする側をつくる 専門チーム作る 高齢者と子どもがふれあう機会をつくる 親にも子にもメリットがあるイベントや交流会があるといい 準備段階から子どもがかかわるイベントの実施（自治会等） 地域交流、世代間交流にもつながる <p>【親子とのふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族団らん 朝、夜、家族揃って食事をする…はムリだから、週1回だけ夜、皆で食事したら⇒食生活改善⇒肥満の改善 <p>【食育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の学び（子どもが） 親子で「食」を学ぶ体験会を増やせば“遊ぶ場”が生まれる 親子クッキング（親子でスマホ活用して一緒に作る場ができ、心も体も健やかになるのではないかな⇒小さい頃から食の体験⇒食に関心を持つ⇒子どもが料理することを手伝う 朝は、ご飯と味噌汁と野菜（日本食、郷土料理、しらす、季節の料理） <p>【思春期（子どもとは18才まで）】</p> <p><u>子ども</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期の子どもが相談できる場を増やす（学校以外） 心、性の問題など出前授業の活用（学校に呼ぶ） スマホ活用授業 正しい情報を得る <p><u>親</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期の親のための相談窓口や授業等を行う 気軽に相談できることが大切 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報を活用してみる 貼り出すスペースつくる 楽しそうな情報発信 ポスター等の見せ方工夫

テーマ	茅ヶ崎市で子育てをするにあたり感じる『良いところ』と『課題があるところ』	課題解決のためにできること
<p>4 子育てを支援する生活環境安全の確保</p>	<p>【自転車のマナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども＋親がのる自転車 危ない 自転車が多い はたふりの人がいると自転車の乗り方が変わる <p>【遊び場（公園、施設などハード面）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊ぶ場所が少ない（公園など） 公園 つまらない 保育園、幼稚園の場所 道がせまい <p>【地域での見守り】</p> <ul style="list-style-type: none"> はたふり＋見守りの人は高齢者（ありがたい） はたふりの人は見まわりもする <p>【仕組みが分からない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども 110 番になるにはどうしたらいいのか分からない ファミサポなどの仕組み（制度）が詳しく市民に知られていない（名前は知っているも） はたふりのボランティアをしたくても方法がわからない 地域の見守りについて、よく分からない（仕組み、方法…） <p>【放課後の過ごし方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家の中も危ない 子どもだけで家にいる 兄弟の場合、事故の発生 学童に入れられない子もいる 短時間だけでもあずかってくれる所 人がいない <p>【若い世代の参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い人がボランティアに参加しない 	<p>【情報】</p> <p>市にやってほしいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所に案内（相談）できる窓口を設ける <ul style="list-style-type: none"> ① サービスがあることを知らせる ② まずは、仕組みを簡潔に分かりやすく知らせる ③ 興味がある人には詳しく <p>団体にやってほしいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> スマホ（ツイッター、フェイスブック）などのメディアを使って情報を発信して市民が参加するきっかけをつくる <p>ひとりひとり</p> <ul style="list-style-type: none"> 口コミを活用 地域交流の場で情報交換（同世代間で） ボランティアの SNS でマッチング <p>【会社・企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社にも“子どもを育てる意識”をもたせる 会社が保育所をもつ 企業に子育て支援の助成をする 制度があると◎ 社内に保育できる場所がほしい <p>【保育士】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市：みんなに知らせる／支援する 会社：制度をスタートする ひとりひとり：声を上げる <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアをはじめから長時間×1 day などの短期で体験して興味を持ってもらう 学校に働きかける（大学生） 若い人の社交の場を利用 ボランティア情報など学生に知らせる 地域イベントへの仲介 <p>【ボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア参加の際の敷居を低く 色々なボランティアを充実して、ボランティア教育を（色々な世代をターゲットに） 若い世代からお年寄りまでのボランティアシルバークンセンタースタッフの人（サービス）と連携 <p>【学童・子どもの預け方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童の充実、公民館の充実 ファミサポの充実（乳幼児） 過ごす場所、既存のものの充実 <p>【公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力的な公園づくり（遊具増など） 自然なものを利用した公園、1日遊べるような公園づくり ex)中央公園

テーマ	茅ヶ崎市で子育てをするにあたり感じる『良いところ』と『課題があるところ』	課題解決のためにできること
4 子育てを支援する生活環境安全の確保	<p>【移動時の安全の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤が便利になった ・ ファミリーサポートセンターの支援会員が少ない ・ 留守の間に何かあったときでも地域で対応できること ・ 不審者情報 ・ 地域に差があるファミサポ ・ 障害児者の移動支援の予算不足 ・ 習い事に出かけるのに、行き返りのみ支給 ・ 障害児（習い事は出ない）藤沢ではやっている ・ ファミリーサポートを知らない ロコミ ・ スクールゾーンの見回りがあってあたたかいイメージ <p>【交通時の安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールゾーンの歩道が狭い ・ 登下校中の急ぎの通勤者との出会い頭が危険だなあといつも思います ・ 自転車天国 ・ 通学時に車がスピード出す（マナー） ・ 通学路のパトロールと問題点を毎週確認している ・ 高齢者の運転（自転車） <p>【災害時のサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラスター地域で地震があぶない ・ 集団下校グループをつくっておく ・ 火事があぶない ・ 自治会でも差がある ・ ひとり親の避難 <p>【情報モラル（活用）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子共スマホ依存 ・ 社会格差低い人にとってスマホは楽 <p>【情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童の時に（読めない）が必要 ・ 全般的に情報発信が少ないように感じる ・ 色々な認知が行き届いてない <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが公園にいない 	<p>【現状を知る（知らせる）タイミング・方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者がいない現状を知らせる ・ 預かり、預かれる両方 PR 募集もする ・ 何人支援者がいるのか情報を知らせる ・ あずかるための条件を知る 資格はいらないよ ・ 10代等の若年層の活用 ・ 小学校入学時に制度を知らせる ・ 小学校入学時の PTA の説明の際にファミサポの説明 ・ 関心のない層への周知 ・ ファミサポマーク 周知する ・ チラシ PR ・ Web 情報を充実する <p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教室 <p>【災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけ となりに誰が住んでいるか把握する <p>【情報モラル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングについて、抜けがないか不安 ・ 4コマまんが…子どもが分かりやすい ・ NHK のホームページに学べるところがある ・ 親子で学ぶ機会をつくる ・ 家族が集まる時に、アイパッドの使い方、家族で話し合う（イオン） ・ 企業と連携して SNS の活用の仕方を考える ・ 学校での面談でスマホの使い方について見直すきっかけにする ・ バス停で PR <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声がいやなら公園の近くに住まない <p>【情報テクノロジーの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テクノロジーが社会の問題解決につながる ・ 情報を発信 社会の役に立つ

テーマ	茅ヶ崎市で子育てをするにあたり感じる『良いところ』と『課題があるところ』	課題解決のためにできること
<p>5 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てについて相談する場がほしい ・ 子ども一人一人の様子を見れる大人が少ない ・ 気軽に相談できる人達 ・ 子どもが思いきり遊べていない⇒体力があまっている⇒家で暴れる ・ 気軽に集まれる場所 ・ 必要な人材の確保 ・ 介護職の給料 ・ 問題が周りに見えていないこと ・ 虐待等の周知（ワークショップ etc）が少ない ・ 障害のある児童との共存ができる ・ 障害のある方への対応を周知されていない ・ 虐待・障害について学ぶ機会の充実 ・ 福祉事業が多い ・ 支援の事業所と市との連携が少ない ・ サービスが活用されているか ・ コミュニティセンターの活用 ・ しつけの方法 不安 ・ しつけすぎもしなさすぎもだめ でもどうしたら… ・ 方法が知りたい ・ 困った時に聞きたい 	<p>【ベースキャンプ（保育士、ボランティア）ーよりどころサロン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものみの利用は不可 ・ 原則無料 ・ 保険はかける ・ 9：00～20：00 2交代制 <p>【空き家の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学区1つのケースワーカー（福祉面の知識）⇒訪問が理想的 <p>【人材のストック＝人材バンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代 ・ 高齢世代 <p>【興味・関心を持ってもらう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [子どものうちから]学校教育で学ぶ ・ 場所：スーパーなどにパネル ・ 障害のある方から学ぶ機会 教えられる人を ・ 親の意識＝子どものうちから <p>【パパママ教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一番上の子が一番分らない ・ こんな教室はイヤだ ー一方的なセミナー ー継続的なつながりがない <p>【対面式ワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クイズラリー ・ ゲーム ・ イベント ・ 敷居を低く <p>【SNS情報発信】</p> <p>【緊急SOSシステム】</p>

5 用語解説（50音順）

【あ行】

（預かり保育）

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間前後や長期休業期間に希望者を対象として在園児等を預かること。

（生きる力）

学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称。文部科学省が提唱しているもので、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」などから構成されている。

（1号認定）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の保育を必要としない子ども。

【か行】

（企業主導型保育事業）

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に内閣府が開始した制度で、事業主拠出金を財源として施設の整備費及び運営費が助成される。

（協働）

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

（合計特殊出生率）

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に生む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

（子育てサロン）

子育て中の親子が気軽に集まれるよう、地域の社会福祉協議会や民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティアなどが地域の施設で運営している居場所。

（子育て世代包括支援センター）

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

（子ども・子育て関連3法）

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

（子ども・子育て支援事業計画）

5年間の計画期間における乳幼児期の教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

（子ども・子育て支援新制度）

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

（子ども・子育て支援法）

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

（子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針）

子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた指針。

（子どもの最善の利益）

国の基本指針において、「子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある」としている。子どもの最善の利益が何であるかを定める客観的な基準は無いが、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）においては、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を子どもの権利とし、これを守るように定められている。

【さ行】

（3号認定）

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

（次世代育成支援対策推進法）

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

（市民活動げんき基金）

市民活動を行う者への補助金の財源とするため、市民や事業者の方からいただいた寄附金とその同額を市が上乗せして積み立てる（マッチングギフト方式による）基金。

（社会資源）

生活する上でのさまざまなニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

（主任児童委員）

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童に関わる専門機関と連携し、児童福祉活動を支援する。地域担当の児童委員と連携し、個別の児童の問題を担当する。

（食育）

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

（小1の壁）

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる問題を指す造語。小学生の子どもを預かる公的な放課後児童クラブでは、延長保育がなにか、あっても時間が短いため、夜間の延長保育がある保育所等よりも預かり時間が短くなる。利用者の増加のため放課後児童クラブの整備が追いつかず、利用すらできない家庭も少なくない。また、子どもが小学生になると時短勤務制がなくなる企業もあることから、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ないワーキングマザーも多く、社会問題化している。

(ショートステイ事業)

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

(青少年指導員)

県から委嘱され、青少年の健全育成及び非行防止等を図ることを目的として活動する指導者。

【た行】

(地域子ども・子育て支援事業)

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。

(登録児童数)

入所児童数+保留児童数(小学校区内に入所できる児童クラブがあるにも関わらず、保護者・児童の希望等により入所しない数も含めた実際に児童クラブに入所できない児童数)

(特定教育・保育施設)

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する教育・保育施設。

(特定事業主行動計画)

次世代育成支援対策推進法に基づき、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のために国及び地方公共団体が策定する計画。

(トワイライトステイ事業)

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

(2号認定)

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

(認可保育所)

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)(児童福祉法第39条第1項)。

（認定こども園）

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがある。

（認可外保育施設）

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。一定の条件を満たすものは都道府県知事への届出が必要となる。

【は行】

（バリアフリー）

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

（病児・病後児保育）

保護者の方が勤務等の都合により自ら保育を行うことができない場合に、病院や保育所等に併設した専用の施設で、病気中や病気の回復期であり集団保育が困難な子どもを看護師等が一時的に預かる事業。

（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童をもつ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

（不登校）

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

（ふれあい補助員）

特別な配慮を要する児童・生徒に対して、学習支援や生活支援、介助などを行うため、小・中学校の特別支援学級・通常級に派遣する補助員。

【ま行】

（民生委員・児童委員）

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱されている委員。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として役割を果たすとともに、高齢者や児童、障害者の方の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

【や行】

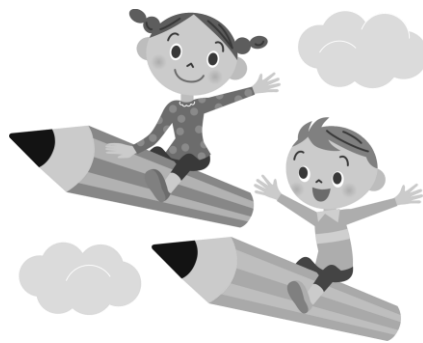
（幼稚園）

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。入園できる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。新制度に移行する幼稚園と、新制度に移行せず私学助成を受けて運営する幼稚園がある。

【ら行】

（療育）

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。



6 国の動向

【子ども・子育て関連3法の成立と子ども・子育て支援新制度の創設】

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より施行されました。

【待機児童加速化プランの策定】

待機児童の解消に向け、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方公共団体に対し、支援策を講じました。2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図ることとしました。支援策として、①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）、②保育を支える保育士の確保（「ヒト」）、③小規模保育事業など新制度の先取り、④認可を目指す認可外保育施設への支援、⑤事業所内保育施設への支援、の支援パッケージが示されました。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律と子供の貧困対策に関する大綱】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育等の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。また、平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

そして、令和元年6月には、法律が一部改正され、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に則り推進することが目的に明記されました。また、市町村において貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たに大綱が策定されました。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

少子化の進行に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成27年3月までの時限法として平成17年に施行されました。企業・国・地方公共団体は、次世代育成支援のための行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取り組みにより、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等を進めてきました。しかし、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要であることから、法改正により、期限を10年間延長し、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図ることとされました。

【保育士確保プランの策定】

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定しました。

平成 29 年度末において必要となる保育士 46.3 万人から、平成 25 年度の保育所勤務保育士数 37.8 万人及び平成 29 年度末までの自然増分 2 万人を差し引く等により算出した 6.9 万人の保育士を新たに確保するため、保育士試験の年 2 回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた施策を講じることとしました。

【少子化社会対策大綱の改定】

少子化対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針で、平成 27 年 3 月 20 日に新たに閣議決定されました。従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化の 5 つの重点課題を設けています。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしています。

【子供・若者育成支援推進大綱】

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されましたが、平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

【ニッポン一億総活躍プランの策定】

子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという好循環を形成するため、少子高齢化の問題に真正面から取り組むことで、誰もが活躍できる全員参加型の社会を実現するため、平成 28 年 6 月閣議決定したものです。この社会を実現するため「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を「新・三本の矢」として一体的に推進していくこととしており、第二の矢である「夢をつむぐ子育て支援」においては、希望出生率 1.8 を目標として、多様な保育サービスの充実や、人材の確保、子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化等が示されました。

【子育て安心プランの策定】

国としては、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保していくとともに、女性の年齢別就業率のグラフが描く「M字カーブ」を解消するため、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備していくものとなりました。

【新しい経済政策パッケージの策定】

「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化に立ち向かうための「政策パッケージ」で、平成 29 年 12 月に閣議決定したものです。「生産性革命」では、令和 2 年に向けて、過去最高の企業収益を、しっかりと賃上げや設備投資につなげていき、「人づくり革命」は、長期的な課題ではあるものの、令和 2 年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築くことを目指しています。子育て世代、子どもたちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換していくことを目的としており、待機児童解消のための「子育て安心プラン」の前倒しによる達成、幼児教育・保育の無償化等が示されました。

【新・放課後子ども総合プランの策定】

共働き家族等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした両者の計画的な整備等を進めていくこととして「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

しかしながら、近年の女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれることから、平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。新たなプランでは、放課後児童クラブの待機児童の早期解消のため、令和 3 年度までに 25 万人、令和 5 年度までに 30 万人の受け皿の整備し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を 1 万か所以上で実施することを目標としています。

【子ども・子育て支援法の一部改正（幼児教育・保育の無償化）】

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年 10 月に施行されました。

この法改正に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する 3 歳から 5 歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳までの子どもの利用料が無償化されました。

7 子供の貧困に関する国の指標 (子供の貧困対策に関する大綱より抜粋)

指標		直近値	出所
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局 保護課調べ
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局 保護課調べ
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局 保護課調べ
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	厚生労働省子ども家庭 局家庭福祉課調べ
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園 等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調 査
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調 査
	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	児童生徒の問題行動・不 登校等生徒指導上の諸 課題に関する調査
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	児童生徒の問題行動・不 登校等生徒指導上の諸 課題に関する調査
スクールソーシャルワーカー による対応実績のある学校の 割合	小学校	50.9% (平成30年度)	文部科学省初等中等教 育局児童生徒課調べ
	中学校	58.4% (平成30年度)	
スクールカウンセラーの配置 率	小学校	67.6% (平成30年度)	文部科学省初等中等教 育局児童生徒課調べ
	中学校	89.0% (平成30年度)	
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度 の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布してい る市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	文部科学省初等中等教 育局修学支援プロジェ クトチーム調べ
新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	文部科学省初等中等教 育局修学支援プロジェ クトチーム調べ
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の 利用者数	大学	—	独立行政法人日本学生 支援機構調べ、文部科学 省調べ
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	

教育の支援

生活の安定に資するための支援	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	生活と支え合いに関する調査 (特別集計)
		子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	
	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	生活と支え合いに関する調査 (特別集計)
		子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	生活と支え合いに関する調査 (特別集計)
		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	国勢調査
		父子世帯	88.1% (平成27年)	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	国勢調査
		父子世帯	69.4% (平成27年)	
経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	国民生活基礎調査
		全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	全国消費実態調査
	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	国民生活基礎調査
		全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	全国消費実態調査
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査
		父子世帯	20.8% (平成28年度)	
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査 (特別集計)
		父子世帯	90.2% (平成28年度)	

8 パブリックコメント実施結果

「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和元年12月16日（月）～ 令和2年1月15日（水）

2 意見の件数 49件

3 意見提出者数 7人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	5人	0人	0人	1人	1人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数		項目	件数
1	計画全体に関する意見	4件	6	第6章 計画の推進に関する意見	1件
2	第1章 計画の策定にあたってに関する意見	3件	7	資料編に関する意見	2件
3	第2章 茅ヶ崎市の現状と課題に関する意見	2件			
4	第4章 施策の展開に関する意見	23件	8	その他の意見	3件
5	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する意見	11件		合計	49件

※意見により修正を加えた項目はありません。

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月発行
第1刷 600部作成
発行 茅ヶ崎市
編集 こども育成部保育課

携帯サイト
QRコード



〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 : 0467-82-1111（代表）
FAX : 0467-82-1435
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>